

【評価の概要】

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人都市再生機構	
評価対象中期目標期間	中期目標期間実績評価	第4期中期目標期間
	中期目標期間	令和元年度～5年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	住宅局	担当課、責任者	住宅戦略官 家田 健一郎
	都市局		国際・デジタル政策課 課長 武藤 祥郎
まちづくり推進課 課長 須藤 明彦			
市街地整備課 課長 筒井 祐治			
	公園緑地・景観課 課長 片山 壮二		
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 波々伯部 信彦

3. 評価の実施に関する事項
<p>評価の実効性を確保するため実施した手続き等は以下の通り。</p> <p>(1) 外部有識者意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の評価等に係る外部有識者として、下記5名に意見聴取を実施。（敬称略。五十音順。） <p>浅見泰司 東京大学大学院工学系研究科教授 井上由起子 日本社会事業大学専門職大学院教授 黒田克司 公認会計士 中井検裕 東京工業大学名誉教授 長沢美智子 弁護士</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見聴取の方法としては、以下の2種類を実施。 <p>① 事前ヒアリング（令和6年5月22日（水）～5月30日（木）） 各外部有識者と国土交通省が共同して、個別に機構の自己評価（案）を中心に意見を聴取。</p> <p>② 有識者会合（令和6年6月28日（金）） WEB会議にて外部有識者に参加いただき、主務大臣の評価（案）を中心に意見を聴取。なお、議事概要を国土交通省ホームページにて公表することにより透明性の確保を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記①、②における外部有識者からの主な意見については、本資料の【総合評定】【項目別評定調書】ページにて適宜記載している。 <p>(2) 理事長ヒアリング（令和6年6月28日（金））</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記有識者会合の場において、機構理事長石田優氏から、機構の業務実績・自己評価等についてヒアリングを実施。 <p>(3) 監事意見聴取（令和6年6月3日（月））</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構監事から、機構の業務実績・自己評価等について意見聴取を実施。

4. その他評価に関する重要事項
該当なし

【総合評価】

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用 B
評価に至った理由	<p>「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成27年4月1日国土交通省決定)の規定に基づき、重要度の高い項目を考慮した項目別評価の算術平均(以下算定式の通り。)に最も近い評価が「B」評価であること及び下記「法人全体の評価」を踏まえ、「B」評価とする。</p> <p>【項目別評価の算術平均】 (A4点×4項目×2+B3点×2項目×2+B3点×7項目)÷(13項目+6項目)=3.4… ⇒算術平均に最も近い評価は「B」評価である。</p> <p>※算定に当たっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い6項目(項目別評価総括表、項目別評価調書参照)については加重を2倍としている。</p>	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>項目別評価のとおり、機構の業務運営については、評価項目全13項目のうち4項目について「中期目標における所期の目標を上回る成果が得られている」、9項目について「中期目標における所期の目標を達成している」と認められる。</p> <p>特に、災害からの復旧・復興支援、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、東日本大震災からの復興に係る業務の実施、財務体質の強化等の個別課題において優れた成果を上げており、法人全体としては、おおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。</p>
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	<p>総論として、機構の業務は法令等に従い適正に実施されているとの意見があった。個別には、以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害からの復旧・復興支援は、機構のノウハウや人材が活かせる分野であり、災害対応支援に大きく貢献している。 ・都市開発の海外展開支援については、シドニー事務所開設や支援実績により、機構の認知度が向上し、取組の具体化が進んでいる。 ・多様な世代が安心して住み続けられる環境整備については、地域医療福祉拠点化の定量目標を2年前倒しで令和3年度末に達成したことに加えて、形成済みの団地において、地域の関係者と連携しながら、多種多様な施策やイベントを開催し、質の向上に貢献している。 ・東日本大震災からの復興に係る業務の実施については、福島復興拠点整備事業を着実に推進し、宅地の引き渡しの目標を達成するとともに、地元の意向を踏まえた施設整備に係る発注者支援や、ハード・ソフト両面からの地域再生支援を継続しており、復興に貢献している。 ・財務体質の強化については、有利子負債の削減目標を前倒して達成している。また、ソーシャル・ボンドやサステナビリティ・ボンドを発行し、市場からの評価を得ており、財務体質の強化に貢献している。
その他特記事項	<p>外部有識者から、法人全体に対する評価として以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構に課せられ期待されている政策課題は、いずれも重要なものであり、機構の中立的・公平的な立場が功を奏する場面が多いものと思料する。財務の健全化を進めながら、こうした課題解決を推進していることは、評価に値することであるが、第4期中期目標の全体としては、着実な達成とみるのが妥当と思われる。 <p>このほか、外部有識者から、目標の設定及び評価の方法について主に以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定量目標について、達成率が120%以上になることが将来的に不可能となるものがある。評価の指針になじまないため、今後、定量目標のあり方を再考してもらいたい。

- 成果が出るまでの下準備について評価しないのは、フェアではない。
成果が出るまでの取り組みについても、評価する仕組みがあるべき。
- 難易度が高い項目については、評定を一段階引き上げることについて考慮することとされているが、その具体的な考え方が明確でないため、ルールを確立したほうがよい。

【項目別評定総括表】

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考
	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	見込 評価	期間実 績評価		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置									
1 政策的意義の高い都市再生等の推進	B	A	B	B	B	B	B	I-1	-
(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進	<u>B</u> ○	I-1-1	-						
(2) 災害からの復旧・復興支援	A○	I-1-2	-						
(3) 都市開発の海外展開支援	<u>B</u>	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	I-1-3	-
2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現	B	B	B	B	B	B	B	I-2	-
(1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備	<u>A</u> ○	I-2-1	-						
(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進	<u>B</u> ○	I-2-2	-						
(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現	<u>B</u>	I-2-3	-						
3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施									
(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援	<u>A</u> ○	I-3	-						
(2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進									
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置									
1 効率的な運営が行われる組織体制の整備									
(1) 機動的・効率的な組織運営	B	B	B	B	B	B	B	II-1	-
(2) 管理会計の活用による経営管理の向上									
2 業務の電子化									
3 適切な事業リスクの管理等									
(1) 事業リスクの管理	B	B	B	B	B	B	B	II-2	-
(2) 事業評価の実施									
4 一般管理費、事業費の効率化									
5 入札及び契約の適正化の推進	B	B	B	B	B	B	B	II-3	-
III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画									
1 財務体質の強化									
2 予算	A○	III	-						
3 収支計画									
4 資金計画									

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度（困難度）を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 「項目別調書 No.」欄には、令和元年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考
	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	見込 評価	期間実 績評価		
IV 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	-	IV	-
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	-	-	V	-
VI 剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	-	VI	-
VII その他業務運営に関する重要な事項									
1 施設及び設備に関する計画									
2 中期目標の期間を超える債務負担									
3 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項（附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途	-	-	-	-	-	-	-	VII-1	-
4 内部統制の適切な運用									
5 業務運営の透明性の確保等									
(1) 業務運営の透明性の確保									
(2) 情報セキュリティの確保									
(3) 個人情報の保護	B	B	B	B	B	B	B	VII-2	-
6 人事に関する計画									
(1) 方針									
(2) 人材育成									
(3) 人件費管理の適正化									
(4) ダイバーシティの推進									
7 保有資産の適切な管理・運用									
8 環境及び都市景観への配慮									
(1) 地球温暖化対策の推進									
(2) 建設副産物のリサイクルの推進									
(3) 環境物品等の調達									
(4) 都市の自然環境の保全・創出	B	B	B	B	B	B	B	VII-3	-
(5) 良好な都市景観の形成									
9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元									
(1) 研究開発の実施									
(2) 成果の社会還元									

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	1 政策的意義の高い都市再生等の推進		
業務に関連する政策・施策	<p>政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 7：良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する</p> <p>政策目標 4：水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11：住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>政策目標 7：都市再生・地域再生の推進</p> <p>施策目標 25：都市再生・地域再生を推進する</p> <p>政策目標 12：国際協力、連携等の推進</p> <p>施策目標 43：国際協力、連携等を推進する</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条等第1項第1号から第11号まで、第2項第3号及び第4号、第3項並びに附則第12条第1項第6号等
当該項目の重要度、困難度	<p>重要度：「高」</p> <p>< I-1-1 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進 ></p> <p>都市再生基本方針において、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進することにより、国民生活の向上や経済の活性化等を図り、併せて大規模災害に備え、都市の防災に関する機能を確保することが重要であるとされているため。</p> <p>< I-1-2 災害からの復旧・復興支援 ></p> <p>国土強靱化基本計画において、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であること、また、いかなる災害等が発生しようとも、迅速な復旧復興等を基本目標として、国土強靱化を推進することとされているため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>< I-1-1 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進 ></p> <p>地域の住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な関係者間の意見調整、複雑な権利関係の調整等を必要とするため難易度が高い。</p> <p>< I-1-3 都市開発の海外展開支援 ></p> <p>我が国事業者、関係府省、関係公的機関、外国政府等の多様な関係者間の意見調整等を必要とすることに加えて、海外における政治的要因、急激な為替変動や、景気悪化等による経済的要因等に由来する都市開発事業の遅延・延期・中止等が生じる可能性があるため難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	<p>事前分析表（令和5年度）5-⑪、5-⑳</p> <p>行政事業レビューシート番号 0101、0108、0109、0110、0348、0349、0351、0352</p>

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
						<p>「政策的意義の高い都市再生等の推進」</p> <p>※細分化した項目（１）～（３）の評定の算術平均により算定 $(A 4点 \times 1項目 \times 2 + B 3点 \times 1項目 \times 2 + B 3点 \times 1項目) \div (3項目 + 2項目)$ = 3.4点 ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。</p> <p>※算定に当たっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p>	
						<p>評定</p>	B
						<p><評定に至った理由></p> <p>（１）都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進について 第4期中期目標期間における所期の目標を達成していること、大都市から地方都市まで都市政策上の課題が複雑で多岐にわたる中において都市再生等の推進を着実に実施していること、地方公共団体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p>（２）災害からの復旧・復興支援について 第4期中期目標期間における所期の目標を上回っていること、発災時の円滑な対応に向けた活動を着実に実施し、これまでの経験や活動を活かして災害発生時に優れた取組を実施していること、国、地方自治体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p>（３）都市開発の海外展開支援について 第4期中期目標期間における所期の目標を達成していること、各国の機関との関係構築及び JICA や JOIN 等の他機関との連携強化を着実に推進していること、これらの取組により将来的な我が国事業者の参入の促進に貢献していることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・都市再生は機構ならではの事業であり、地方の整備公社では対応が困難な街づくりに貢献していると認められる。 ・国際競争力を高め都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進、災害からの復旧・復興支援、コンパクトシティの実現を図る地方都市の再生、密集市街地における防災性の向上による安全・安心なまちづくり、都市開発の海外展開支援等、いずれの柱となる事業にも十分な展開と貢献をしていることは評価できる。機構に課された課題の解決に向</p>	

								けて、第4期中期目標期間において着実な実績を出しており、今後においても大いに期待したい。
--	--	--	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-1	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進		
業務に関連する政策・施策	<p>政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 7：良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する</p> <p>政策目標 4：水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11：住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>政策目標 7：都市再生・地域再生の推進</p> <p>施策目標 25：都市再生・地域再生を推進する</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条第1項第1号から第11号まで、第2項第3号及び第4号、第3項並びに附則第12条第1項第6号等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	<p>重要度：「高」</p> <p>都市再生基本方針において、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等を呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進することにより、国民生活の向上や経済の活性化等を図り、併せて大規模災害に備え、都市の防災に関する機能を確保することが重要であるとされているため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>地域の住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な関係者間の意見調整、複雑な権利関係の調整等を必要とするため難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和5年度）5-⑪、5-⑳ 行政事業レビューシート番号 0101、0108、0109、0110、0348、0349、0351、0352

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
コーディネート及び事業の実施地区数 (計画値)	330 地区	—	237 地区	262 地区	260 地区	252 地区	247 地区	予算額（百万円）	122,463	133,795	99,907	69,348	116,007
コーディネート及び事業の実施地区数 (実績値)	—	—	259 地区	273 地区	267 地区	264 地区	265 地区	決算額（百万円）	112,424	101,046	70,383	76,643	87,572
達成率	—	—	109%	104%	103%	105%	107%	経常費用（百万円）	171,372	122,341	98,801	61,582	105,745
都市再生事業等に係る民間建設投資誘発効果 (計画値)	1.8 兆円	—	1.4 兆円	1.6 兆円	1.3 兆円	1.4 兆円	1.4 兆円	経常利益（百万円）	7,835	47,270	6,284	7,154	1,706
都市再生事業等に係る建設投資誘発効果 (実績値)	—	—	1.6 兆円	1.6 兆円	1.3 兆円	1.6 兆円	1.7 兆円	行政コスト（百万円）	171,496	122,638	98,939	61,779	105,991
達成率	—	—	114%	100%	100%	114%	121%	従事人員数（人）	752	773	782	785	777
都市再生事業等に係る経済波及効果 (計画値)	3.6 兆円	—	2.8 兆円	3.1 兆円	2.6 兆円	2.8 兆円	2.8 兆円						
都市再生事業等に係る経済波及効果 (実績値)	—	—	3.1 兆円	3.1 兆円	2.6 兆円	3.2 兆円	3.4 兆円						
達成率	—	—	111%	100%	100%	114%	121%						

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進 人口減少・少子高齢化、グローバルな都市間競争の激化、東京一極集中、都市のスポンジ化の進展、施設・インフラの老朽化、ICT等技術革新の進展、空き家・空き地の増加等の経済社会情勢が変化しており、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することが必要である。 都市再生に当たっては、民間の資金やノウハウを最大限引き出し、それを都市に振り向け、新たな需要を喚起することが求められる一方で、多数の関係者間の意見調整等が難しいことや、権利関係が複雑で調整が難しいこと等の課題があり、地方公共団体や民	I 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進 都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたりリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上での隘路となっている。 このため、地域の政	<主な定量的な指標> ・ コーディネート及び事業の実施地区数 330 地区 ・ 将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 1 兆 8,000 億円規模 経済波及効果 3 兆 6,000 億円規模 <その他の指標> ・ 地方都市等における支援地方公共団体数 (人事交流による人的支援を含む) 130 地方公共団体 ・ 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数 (人事交流による人的支援を含む) <評価の視点> ・ 機構の公共性、中立性、ノウハウを生かした、コーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図ったか。	<主要な業務実績> <主な定量的な指標> ・ コーディネート及び事業の実施地区数 334 地区 ・ 将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 2 兆 4,000 億円規模 経済波及効果 4 兆 7,000 億円規模 <その他の指標> ・ 地方都市等における支援地方公共団体数 (人事交流による人的支援を含む) 130 地方公共団体 ・ 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数 (人事交流による人的支援を含む) 50 地方公共団体	<評定と根拠> I-1-(1) 評定：B <評価の概要> 中期目標期間においては、我が国の都市政策上の重要課題へ対応するため、公的機関ならではの機構の公平中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限発揮し、中期目標における重要度及び難易度「高」の当該目標について、計画値と同水準の 334 地区でコーディネート及び事業を実施した。また、各地区の着実な事業等の推進により、民間建築投資誘発効果 2 兆 4,000 億円規模、経済波及効果 4 兆 7,000 億円規模の実績をあげており、いずれも計画値を上回って達成した。 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、国や地方公共団体等と緊密に連携し、支援実績を積み重ねることで、機構の認知度が向上するとともに、地方公共団体からの要請に対応できる体制等の整備を行うなどして、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ確に対応した。 都市の防災性向上や減災対策等を図るため、密集市街地では地方公共団体等との適切な連携・役割分担の下、整備改善・不燃化促進するととも	評定	B	<評定に至った理由> 中期目標で定めた定量目標については、以下のとおり所期の目標を達成することが見込まれる。 ・ 民間事業者のみでは実施困難な事業に対し、機構の有する中立性と事業ノウハウを遺憾なく発揮し、中期目標で定めた定量目標 330 地区でコーディネート及び事業を実施する見込みである。 ・ 各地区の着実な事業等の推進により、計画値を上回る民間建築投資誘発効果 2 兆円規模 (達成率 111%)、経済波及効果 3 兆 9,000 億円規模 (達成率 108%) の実績をあげる見込みである。 以上のことから、中期目標における所期の目標を達成見込みであると認められるため、「B」評定とする。 <指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし <その他事項> 評定について、外部有識者は「B」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・ 第 4 期中期目標期間における地域経済の活性化とコンパクトシティの実現、また、都市災害対策としての防災性向上の観点から地方公共団体からのコーディネートの依頼が着実に増加していると見込まれ、適切に事業が推進されていると評価できる。 ・ 機構の貢献は着実なものがあり、評価している。	評定	B
					<評定に至った理由> 中期目標で定めた定量目標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。 ・ 民間事業者のみでは実施困難な事業に対し、機構の有する中立性と事業ノウハウを遺憾なく発揮し、中期目標で定めた定量目標と同水準の 334 地区 (達成率 101%) でコーディネート及び事業を実施した。 ・ 各地区の着実な事業等の推進により、中期目標で定めた定量目標を上回る民間建築投資誘発効果 2 兆 4,000 億円規模 (達成率 133%)、経済波及効果 4 兆 7,000 億円規模 (達成率 131%) の実績をあげた。 以上のことから、中期目標に置ける所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし <その他事項> 評定について、外部有識者 5 名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・ 都市の国際競争力と魅力を高める都市再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくり、いずれも第 4 期中期目標における所期の目標を達成している。 ・ 大都市の再生はもちろんのこと、地方における実績をさらに期待する。				

<p>間事業者のみでは都市再生を進めることに困難な状況が見られる。</p> <p>このため、機構は、こうした状況を踏まえ、都市再生を的確に推進するため、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施するとともに、民間事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの下、民間事業者との共同出資による開発型SPCの組成等多様な民間連携手法を活用し、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の先導的な役割を果たすこと。</p>	<p>策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。</p> <p>なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じた多様な事業等手法を活用する。</p> <p>また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、大規模開発や高度利用によらない個性や界限性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等によ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、コーディネート及び都市再生事業を実施したか。 ・地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進したか。 ・都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、都市の防災性の向上や減災対策を推進したか。 		<p>に、南海トラフ地震等による津波被害を想定した事前防災まちづくりの推進についても支援した。</p> <p>政策的意義の高い都市再生等の推進に当たっては、大都市における競争力を強化する交通インフラの整備や地方都市等における地域の特性・資源を活かしたまちづくり、安全・安心なまちづくりに当たっての都市災害に対する脆弱性の克服等、複雑で多岐にわたる都市政策上の課題がある。それぞれの地区の課題や背景に応じて、様々な立ち位置・役割でまちづくりを実施・支援しており、機構が関わることで、地方公共団体や民間事業者だけでは成し得なかった大規模な整備や新たな価値の創出、投資の誘発、中長期的な視点を持ったまちづくりを実現している。</p>		
---	--	---	--	---	--	--

	<p>る持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>					
<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>グローバルな都市間競争が激化するなか、資金、人材、技術等が集積し、我が国の経済活動等の中核としての役割を果たす大都市等においては、我が国経済を牽引することが期待される産業を育成し、また、グローバルな業務を展開する企業の拠点等の立地を促進するため、都市の国際競争力の強化及び都市の魅力高める都市再生を進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、大都市等において、都市の国際競争力の強化に必要となる経済基盤の確立等に必要不可欠な国家的プロジェクトや都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、これらの実現に向けたコーディネート及び都市再生</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策</p>		<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>民間事業者等多様な主体との連携の下、各種制度を活用した事業を実施した。また、国家的プロジェクトや拠点駅周辺等において、長期的な視点を持って、コーディネート及び事業を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、国家的プロジェクトとして、産学官連携の下、1期開発事業から多面的・連続的・継続的にエリアに関与し、事業・コーディネートを実施している。中期目標期間には、事業者への土地引渡しを着実に実施することで民間事業者による建築工事の着工や新駅の開業に至ったほか、都心部に大規模なみどり空間を創出する防災公園の工事に着手し、令和6年</p>	<p><具体的な事例・評価></p> <p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>「特定都市再生緊急整備地域」全15地域のうち13地域でコーディネート及び事業を実施するなど、国家的プロジェクトに積極的に関与した。具体的には、未開のマーケット開拓による地域の新たな魅力創出や公平中立性を活かした、輻輳する事業、属性の異なる権利者等の協議調整等、民間事業者等との多様な連携の下、都市の国際競争力強化と魅力の向上に大きく貢献した。</p> <p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、基盤整備（土地区画整理事業・防災公園街区整備事業）と民間事業者提案による公共空間の一体的整備・施設誘導を図ることで、「みどり」空間と「イノベーション」の融合拠点の形成を着実に推進している。また、近接しながら更新が滞る芝田エリアにおいては、保有地を活用して地域価値向上に資する地域活動等を実施している。これらの施策を通じて、</p>		

<p>事業を実施すること。</p>	<p>定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>		<p>度の先行まちびらきに向けて、着実に事業を推進している。</p> <p>「東京駅前・八重洲地区(東京都中央区)」においては、全体開業時には国内最大級の規模となる「バスターミナル東京八重洲」の整備を着実に推進している。令和2年度にバスターミナル運営事業者が公募により決定し、令和4年度に第1期エリアの開業を迎えた。</p> <p>「新橋・虎ノ門エリア(東京都港区)」においては、エリアのまちづくりに多面的に関与してきた。機構が事業主体となり整備を進めてきた虎ノ門ヒルズ駅は、東京メトロ日比谷線が全線開業して以来約56年ぶりの新駅として令和2年6月に暫定開業、令和5年7月に拡張工事完成を迎え、本格開業した。虎ノ門二丁目地区では施行者として市街地再開発事業を着実に推進し、病院棟の竣工と業務棟の建築工事着工に至っている。このほか、愛宕地区の事業計画認可や虎ノ門一丁目東地区の組合設立認可など市街地再開発事業を推進するととも</p>	<p>関西圏の広域中枢拠点かつ業務・商業の一大集積地にふさわしいまちづくりの実現と更なるエリア価値の向上に貢献している。</p> <p>「東京駅前・八重洲地区(東京都中央区)」においては、駅前に散在するバス停を集約するため、3地区の市街地再開発事業にまたがる大規模なバスターミナルを整備している。各事業の事業主体やスケジュールが異なる中で、参加組合員として参画し、段階的に各地区のバスターミナルを取得し、管理することで、3地区一体の整備・運営を実現し、国際都市東京の玄関口にふさわしい交通結節機能の強化の実現に寄与している。</p> <p>「新橋・虎ノ門エリア(東京都港区)」においては、まちづくりガイドライン等の策定支援から事業・コーディネートの実施、エリアマネジメント活動、組合施行再開発への参画等、多面的・継続的なエリアへの関与により、まちの成長を促し、民間の活発な投資を誘導している。虎ノ門二丁目地区における国際的ビジネス拠点に適した高水準の医療・業務環境整備や、エリアの交通基盤となる新駅の整備を実現することで、交通結節機能を強化し、国際競争力を強化することに貢献している。</p>		
-------------------	--	--	---	--	--	--

			<p>に、当該エリアにおけるエリアマネジメント活動にも参画している。</p> <p>「四谷駅前地区（東京都新宿区）」においては、市街地再開発事業の施行者として、多数の商店街権利者を含めた官民の多様な権利者との合意形成、計画調整を行い、令和2年1月に施設建築物「コモレ四谷」の竣工に至った。</p> <p>「品川駅周辺エリア（東京都港区）」においては、過年度から継続している駅北周辺地区と駅街区地区に加え、令和5年度に土地区画整理事業認可を迎えた西口地区を合わせた3地区について、事業を着実に推進した。</p>	<p>「四谷駅前地区（東京都新宿区）」においては、市街地再開発事業を通じて、東京の中心に位置する四谷エリアにこれまで無かった高機能・大型オフィスを供給し、地域の新たな魅力の創出と賑わい交流拠点の形成を実現した。また、敷地全体に基準の1.5倍以上の緑地空間を整備することで、大規模グリーンインフラの構築を実現した。</p> <p>「品川駅周辺エリア（東京都港区）」においては、スケジュールを遵守した各種調整・整備が必要とされている。隣接して施行する再開発事業、環状4号線整備、連立立体交差事業等の事業関係者と、スケジュールを密に調整して事業を推進し、複数の都市基盤整備を一体的に推進することで、「国際交流拠点・品川」の実現に寄与した。</p>		
<p>②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>周辺地域を含む地域全体の活力の源泉である地方都市等においては、地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体とのパートナーシップの下、地方都市が抱える様々な課題の解決に向け、コーディネート及び事業による地方公共団体の支援を積極的に推進し、国が進める「新しいまちづくりのモデル都市」（国土交通省、内閣府）</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>国や地方公共団体等と緊密に連携し、支援実績を積み上げることで、機構の認知度が向上し、地方公共団体からの相談が着実に増加した。また、地方公共団体からの要請に対応できるよう体制等を整備・強化等してきたことにより、</p>			

<p>地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現を図る都市再生を進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、地方都市等における現状を踏まえ、取組を一層強化・推進することとし、地方公共団体等と連携しつつ、各地域の持つ資源や特性を踏まえ、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る政策立案・施策の具体化段階におけるまちづくりの構想や計画づくり、施策の具体化等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>		<p>や「ウォークブル推進都市」（国土交通省）への支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、機動的な土地取得・保有等により市主導のまちづくりを支援・補完し、施行者として市街地再開発事業を推進している。令和3年度に建築工事に着手し、令和5年7月には、再開発事業で整備する「米百俵プレイス」が開業した。また、隣接街区においては令和2年度に土地を取得した。</p> <p>「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、市街地再開発事業の代表施行者として事業を推進し、中期目標期間中に都市計画決定、施行認可及び権利変換計画認可に至った。</p>	<p>それらの多種多様な相談・課題に対し、地域の特性や資源を活かすことを念頭に置き、広域的な視点をもって、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した。具体的には、まちづくり関連計画の検討、官民連携によるまちづくり組織の立ち上げ等の支援を通して、各地方公共団体が掲げる KPI（重要業績評価指標）の実現に寄与し、中期目標期間において130の地方公共団体の支援を実施した。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、面的かつ継続的に事業・コーディネートを実施している。エリアの核となる市街地再開発事業を着実に推進することで、市がまちの活性化の柱として展開している「まちなか型公共サービス」の実現及び中心市街地の活性化に貢献している。また、隣接街区で取得した土地の活用方策を地元主導かつ持続可能なまちづくりへの転換に寄与するよう検討を進め、市の目指すまちづくりの実現に貢献している。</p> <p>「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、原爆ドーム周辺の景観の改善や、事業区域内に位置する変電所の機能中断を伴わない直接移転・更新など、まちの複数課題を一体的に解消する事業スキームを提案・構築</p>		
--	---	--	--	---	--	--

			<p>し、官民連携による都心再生のリーディングプロジェクトとして市街地再開発事業を推進している。これらを通じて、市の目指すまちづくりの実現に寄与している。</p>		
		<p>「福山駅前地区（広島県福山市）」においては、取得した土地において、民間事業者が建物のリノベーションを行った宿泊施設が開設され、地元のまちづくり機運を醸成した。また、「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の実現に向けて、公共空間や空き地を活用した社会実験を実施している。</p>	<p>「福山駅前地区（広島県福山市）」においては、策定支援を行った「福山駅前再生ビジョン」の実現に向け、土地を取得・保有し、民間事業者の初期投資や土地保有リスクを低減することで、リノベーションによるまちづくりの推進を支援している。また、公共空間や空き地を活用した官民連携による社会実験を実施することで、「居心地がよく歩きたくなるまちなか」づくりに向けた機運醸成を行い、エリア価値の向上に寄与している。</p>		
		<p>「荒尾市街地地区（熊本県荒尾市）」においては、土地区画整理事業の技術支援を行い、競馬場跡地の土地利用転換を着実に推進している。また、市のまちづくり基本構想策定の検討等に係る各種支援を行っている。</p>	<p>「荒尾市街地地区（熊本県荒尾市）」においては、市が掲げるウェルネスタウンの実現に向けて、土地区画整理事業を受託したほか、各種都市機能立地の誘導支援やスマートシティ推進構想の実現に寄与している。機構のノウハウを活かして市の目指すまちづくりの実現に貢献し、首長からも高い評価を受けている。</p>		
		<p>長野県においては、機構が立ち上げ支援を行った、公・民・学が連携したプラットフォーム「信州地域デザインセンター（UDC 信州）」が令和元</p>	<p>長野県においては、全国初の広域型UDCであるUDC 信州について立ち上げの段階から支援し、現在に至るまで構成員として参画している。設立</p>		

			<p>年度に設立された。機構も構成員として参画し、県と連携しながら県内市町のまちづくり支援を実施しているほか、長野県に職員を派遣して UDC 信州に係る施策を全面的にバックアップしている。</p>	<p>以降 33 エリア 53 プロジェクトを支援し (R5 年度末時点)、県が目指す地域特性を活かした魅力的なまちづくりの推進に寄与している。</p>		
<p>③防災性向上による安全・安心なまちづくり 自然災害の頻発化・甚大化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の危険性の高まり等災害に係る課題が存在しており、大規模な自然災害等が発生した場合における都市の人的被害・経済的被害の最小化や都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、必要な措置があらかじめ講じられた防災性向上による安全・安心なまちづくりを進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、都市災害に対する脆弱性の克服のため、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域において、地方公共団体等と連携し、都市の防災性の向上と減災対策を推進するとともに、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績を活かし、南海ト</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり 都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり 安全・安心なまちづくりを推進するため、地方公共団体等との適切な連携・役割分担の下、密集市街地の整備改善、防災公園整備や事前防災まちづくりを積極的に推進した。</p> <p>首都圏では東京 23 区を中心に多数の地方公共団体から要請を受け、多様な事業メニューを活用した密集市街地改善を推進した。関西圏においては、地方公共団体の意欲等を足掛かりとして改善に着手した。中期目標期間において全国 19 エリア (首都圏 17 エリア、関西圏 2 エリア) にて事業を実施した。</p> <p>防災公園については、中期目標期間中に 5 地区の整備が完了した。</p> <p>また、南海トラフ地震対策等の事前防災まちづくりの推進が求められている中、中期目標期間において、和歌山県、高知県や徳島県等にて各種支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p>	<p>「東池袋エリア (東京都豊島区)」においては、防災公園</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり 防災性向上や減災対策等を推進するため、密集市街地では、地方公共団体等との適切な連携・役割分担の下、老朽木造住宅の密集による建物倒壊や延焼の危険性の高さ、狭隘な地区内道路による住民の避難や緊急車両の進入の困難さ等の各地区の抱える課題に寄り添い、多様な事業メニューを活用した支援を行うことで、整備改善・不燃化促進に大きく貢献した。</p> <p>防災公園の整備によって、安全性に課題がある地域においては避難地が整備され、地域防災力向上に寄与した。</p> <p>また、東日本大震災における復興支援等から得た経験を踏まえ、南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくりの支援も推進した。</p> <p>これらの結果、防災性向上による安全・安心なまちづくりに関し、中期目標期間において 50 の地方公共団体の支援を実施した。</p> <p>「東池袋エリア (東京都豊島区)」においては、防災公園</p>		

<p>ラフ地震対策等の事前防災に向けた取組を推進すること。</p> <p>また、マンションの管理者等からの委託を受けた場合において、老朽化等により除却する必要がある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施すること。</p>	<p>貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p> <p>マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要がある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。</p>		<p>街区整備事業や木密エリア不燃化促進事業や従前居住者用賃貸住宅の整備といった複数の手法を活用して、区と連携したまちづくりを推進している。機構が整備したとしまみどりの防災公園（イケ・サンパーク）が令和2年度に全面開園したほか、令和3年度には隣接する密集市街地において整備した従前居住者用賃貸住宅が完成、令和5年度には造幣局跡地の一部に誘致した大学が開設した。</p> <p>「弥生町三丁目周辺地区（東京都中野区）」においては、木密エリア不燃化促進事業による機動的な土地取得や主要生活道路の整備等、地区の特性に応じた多様な施策を実施して、安全・安心まちづくりを推進した。特に、機構が実施した土地区画整理事業と従前居住者用賃貸住宅の整備完了を迎えた令和元年度には、弥生町三丁目地区まちびらき式の開催に至った。</p> <p>「大和川左岸エリア（大阪府堺市）」においては、洪水対策を進める国家的プロジェクトとして高規格堤防整備が行われている。機構はこれと連携した土地区画整理事業を施行者として着実に推進している。また、令和4年度には、行政からの要請に基づき土地取得を行った。</p>	<p>の整備を通じた広域防災拠点の形成や密集市街地整備の促進を通じて、まちの安全性向上を実現している。また、防災公園の整備に当たっては、首都圏初の Park-PFI を導入した計画立案の実施や、隣接街区への大学誘致等賑わい創出を通じた地域価値の向上を実現し、まちの複数課題の解消に貢献している。</p> <p>「弥生町三丁目周辺地区（東京都中野区）」においては、狭隘道路と木造建築物が集積しており、発災時の市街地火災等の危険性が高いため、区と協働のうえ、多様なメニューを活用した総合的な支援を行うことで、区を目指す防災まちづくりを推進し、密集市街地の早期改善及び安全性の向上に貢献した。</p> <p>「大和川左岸エリア（大阪府堺市）」においては、洪水対策を進める高規格堤防整備が行われており、またこれに併せて令和元年度まで高速道路の整備が行われていたところ。機構は当エリアの整備に初期段階から参画し、これらと連携した土地区画整理事業を着実に推進している。また、高規格堤防整備への活用を目的とした土地取得を行うな</p>		
---	---	--	---	--	--	--

			<p>「美波町（徳島県）」においては、町と締結した協力協定に基づき、高台造成及び防災公園整備等の技術支援を行ってきた。また、令和3年度には地元における技術支援の拠点等として活用するサテライトオフィスをオープンし、令和5年度にはハード面支援の継続に加え、住民の防災意識向上につながるワークショップ等を開催した。</p>	<p>ど、国家的プロジェクトと一体化した安全・安心まちづくりの推進により、地域の防災・減災に寄与している。</p> <p>「美波町（徳島県）」においては、安全・安心な暮らしを実現する防災への施策とサテライトオフィスの誘致をはじめとする過疎地域振興の施策が推進されている。機構のノウハウを活かした技術支援を通じて津波防災まちづくりを推進するとともに、サテライトオフィス設置により市の目指す過疎地域活性化への貢献を企図している。</p>		
	<p>これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、中期目標期間中に330地区においてコーディネート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に1兆8,000億円規模の民間建築投資を誘発し、3兆6,000億円規模の経済波及効果を見込む。</p>			<p>以上により、中期目標期間における所期の目標を達成していることから、B評定とする。</p>		

4. その他参考情報

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-2	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (2) 災害からの復旧・復興支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標 7：都市再生・地域再生の推進 施策目標 25：都市再生・地域再生を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 6 号並びに第 2 項第 1 号及び第 8 号等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	重要度：「高」 国土強靱化基本計画において、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であること、また、いかなる災害等が発生しようとも、迅速な復旧復興等を基本目標として、国土強靱化を推進することとされているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
機構の働きかけによる 啓発活動の実施回数 (計画値)	50 回	—	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回	予算額（百万円）	122,463	133,795	99,907	69,348	116,007
機構の働きかけによる 啓発活動の実施回数 (実績値)	—	—	27 回	18 回	34 回	37 回	45 回	決算額（百万円）	112,424	101,046	70,383	76,643	87,572
達成率	—	—	270%	180%	340%	370%	450%	経常費用（百万円）	171,372	122,341	98,801	61,582	105,745
復旧・復興に資する機構 との関係構築を行った 地方公共団体の数 (計画値)	50 団体	—	10 団体	10 団体	10 団体	10 団体	10 団体	経常利益（百万円）	7,835	47,270	6,284	7,154	1,706
復旧・復興に資する機構 との関係構築を行った 地方公共団体の数 (実績値)	—	—	18 団体	13 団体	14 団体	13 団体	13 団体	行政コスト（百万円）	171,49	122,638	98,939	61,779	105,991
達成率	—	—	180%	130%	140%	130%	130%	従事人員数（人）	752	773	782	785	777

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価					
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)			
<p>(2) 災害からの復旧・復興支援</p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、大規模な自然災害等が発生した場合における被災地域の復旧・復興を円滑に実施することが必要である。</p> <p>このため、機構は、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績や保有する専門性、ノウハウを活かし、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請・依頼に応じ、発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。 ・災害発生時の迅速な対応が可能となるよう、人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を行うとともに、復旧・復興支援に取り組むこ 	<p>(2) 災害からの復旧・復興支援</p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、国、関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 50回 ・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体の数 50団体 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体への被災建築物応急危険度判定士、被災住宅建設支援要員その他職員派遣数 ・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数 ・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコーディネート及び事業(災害発生に伴い被災地方公共団体からの要請に基づく市街地整備、災害公営住宅の建設等)の実施地区数等 ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 161回 ・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数 71団体 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体への支援職員の派遣数 延べ561人・日 ・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数 1件 ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 43回 	<p><評価と根拠> I-1-(2)</p> <p>評価：A</p> <p><評価の概要></p> <p>災害対応に関しては、頻発化、激甚化する災害の傾向や、地方公共団体等における課題を見極めながら、機構に求められる役割を常に意識して各種支援内容を強化してきた。</p> <p>災害対策基本法上の指定公共機関の指定を受け、令和2年度には本社、中部、西日本、九州支社に災害対応に係る独立した組織を設置した。また、発災時に派遣する職員を事前登録する「災害対応支援登録者制度」の創設や、定期的な訓練や研修を通じて教訓・ノウハウを継承することで、地方公共団体等への支援要請を受けた際に、迅速に対応できる組織体制も構築した。</p> <p>災害からの復旧支援について、豪雨災害等の頻発化や地方公共団体における災害対応職員の不足等を踏まえ、令和元年東日本台風対応を契機に住家の被害認定業務支援を開始した。令和2年度の内閣府との連携協定締結後は内閣府に帯同した支援であったが、豪雨や地震等での支援を通じ、体制構築とノウハウの蓄積を</p>	<p>評価</p>	A	<p><評価に至った理由></p> <p>中期目標で定めた定量目標については、以下のとおり所期の目標を上回って達成することが見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数について、東日本大震災の復興支援から得た教訓の機構外への継承や、自治体の個別ニーズをふまえた災害対応力の向上等を目的として、オンライン等で積極的に発信することにより、中期目標で定めた定量目標である50回を大きく上回る126回(達成率252%)実施する見込みである。 ・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数について、中期目標で定めた定量目標である50団体を上回る68団体(達成率136%)に達する見込みである。 <p>以上に加え、災害により被災した地方公共団体の要請等を受け、以下のとおり、復旧・復興支援を積極的に推進している。</p> <p>①発災前や直後から、地方整備局へのリエゾン派遣のほか、令和元年東日本台風等の大規模災害時に、職員のべ182人・日による支援を実施している。</p> <p>②令和元年東日本台風において甚大な被害を受けた長野県佐久地域においては、コンストラクション・マネジメント方式を活用した災害復旧工事マネジメント業務を実施し、多数の災害復旧工事の情報を集約・共有するなど、円滑な復旧工事完了に貢献している。</p> <p>③流域治水への関与として、国・県・市町からなる「江の川流域治水推進室」と覚書を締結し、関係者間調整、将来的なまちづくりを見据えた技術支援を実施しているほか、これらの知見を活かし、大洗町では防災集団移転促進事業の受委託契約を締結し、事業推進に向けた支援を実施している。</p> <p>以上のことから、中期目標における所期の目標を上回る成果を達成見込みであることに加えて、災害復興に関する優れた取組を実施していること等を総合的に勘案し、「A」評価とする。</p>	<p>評価</p>	A	<p><評価に至った理由></p> <p>中期目標で定めた定量目標については、以下のとおり所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数について、東日本大震災の復興支援から得た教訓の機構外への継承や、自治体の個別ニーズをふまえた災害対応力の向上等を目的として、オンライン等で積極的に発信することにより、中期目標で定めた定量目標である50回を大きく上回る161回(達成率322%)実施した。 ・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数について、中期目標で定めた定量目標である50団体を上回る71団体(達成率142%)と関係構築を行った。 <p>以上に加え、災害により被災した地方公共団体の要請等を受け、以下のとおり、復旧・復興支援を積極的に推進している。</p> <p>① 発災前や直後から、地方整備局へのリエゾン派遣のほか、令和6年能登半島地震等の大規模災害時に、職員のべ561人・日による支援を実施した。</p> <p>② 令和元年東日本台風において甚大な被害を受けた長野県佐久地域においては、コンストラクション・マネジメント方式を活用した災害復旧工事マネジメント業務を実施し、多数の災害復旧工事の情報を集約・共有するなど、円滑な復旧工事完了に貢献した。</p> <p>③ 令和6年能登半島地震において、発災直後から迅速な初動対応及び復旧支援を実施するとともに、国土交通省の要請に基づき、被災市町に対し、復興まちづくりの検討支援を開始した。</p> <p>④ 流域治水への関与として、国・県・市町からなる「江の川流域治水推進室」と覚書を締結し、関係者間調整、将来的なまちづくりを見据えた技術支援を実施しているほか、これらの知見を活かし、大洗町では防災集団移転促進事業の受委託契約を締結し、事業推進に向けた支援を実施している。</p> <p>以上のことから、中期目標における所期の目標を上回</p>

<p>とができる機構の組織体制を構築すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、事前防災、復旧支援及び復興支援に係る研修や啓発活動、復旧・復興に資する機構と地方公共団体等との関係構築を行うこと。 		<p>研修等の実施回数</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時には、地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を生かした積極的な支援を行ったか。 国・関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対して事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行ったか。 これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築したか。 		<p>進め、機構単独で支援を行うまでに至った。また、発災後の二次災害防止から被災者生活再建まで幅広い支援が可能となり、中期目標期間においては事前登録された職員を中心に延べ 561 人・日を派遣し、被災自治体を支援した。支援に当たっては、要員としてだけではなく、被災地で現場を統括（マネジメント）する立場で支援を行い、被災者の迅速な生活再建支援に貢献するとともに、支援を通じて得た知見は啓発活動を通じて地方公共団体等へ提供することで高い評価を得た。</p> <p>災害からの復興支援について、前中期目標期間から平成 28 年熊本地震等の支援を継続するとともに、令和元年東日本台風において災害復旧工事マネジメント業務を実施し、円滑な業務推進により復旧工事の早期完了に貢献した。また、令和 3 年度の機構法改正を含む流域治水関連法の整備により施行可能となった防災集団移転促進事業について、治水に課題を抱える地方公共団体からの相談対応を受け、江の川水系においては治水計画と機構の強みであるまちづくりを一体的に推進するマスタープランの策定や改訂に貢献し、茨城県大洗町では防災集団移転促進事業の実施に向けた</p>	<p><指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>評価について、外部有識者 5 名全員が「A」評価が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの知見を踏まえた防災集団移転促進事業の推進体制が確立されており、今後もこれが生かされることが期待される。 機構の働きかけによる啓発活動の実施回数において中期目標を大幅に上回っており、また定量目標となっている復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体の数も目標値を超過する見込みとのことであり、これらの見込値に鑑みると、A 評価が相当である。 毎年のように災害が発生している中で、復興において機構が果たした役割は大きい。A 評価で問題ないと考ええる。これまでの実績によってノウハウも相当の蓄積ができたものと考えるが、課題はそのノウハウを次世代の職員にどのように引き継いでいくかではないか。 	<p>る成果が得られていることに加えて、災害復興に関する優れた取組を実施していること等を総合的に勘案し、「A」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>評価について、外部有識者 5 名全員が「A」評価が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の復興支援での知見を組織として継承し、能登半島地震に活かすなど、組織力の向上が認められている点を評価する。 災害からの復旧・復興支援、発災時の円滑な対応に向けた地方公共団体等との関係構築や社内のトレーニング等の活動は、第 4 期中期目標期間を通じて所期の目標を十分に達成していると認められる。 昨年度の見込み段階と比べると、機構の働きかけによる啓発活動は実績において、450%もの実施を行って第 4 期中期目標を大幅に上回り、また定量目標となっている復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体の数も達成率 130%となっているので、目標値を超過している。また、令和 5 年度における災害対策支援要員の事前登録制度の創設、令和 6 年における能登半島地震に対する迅速な初動体制の構築など、素晴らしい活動を行っている。さらに、UR 防災研修プログラムをパッケージ化して地方公共団体へ提供する等、災害からの復旧・復興支援の場面において、構築しているノウハウは素晴らしく、A 評価に値する。
--	--	---	--	---	--	--

	<p>① 災害からの復旧支援</p> <p>災害が発生した際には、窓口を通じた情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設支援要員の派遣等の支援を迅速に行うとともに、応急借上げ住宅としてのUR賃貸住宅（機構が供給し、管理する賃貸住宅をいう。以下同じ。）の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供等を行う。</p>		<p>① 災害からの復旧支援</p> <p>災害からの復旧支援においては、発災前や直後から、地方整備局へのリエゾン派遣や内閣府・国土交通省・地方整備局へのメール等による情報収集を迅速に実施し、大規模災害時には職員延べ526人・日による支援を実施したほか、被災者向けにUR賃貸住宅を提供した。具体的事例は以下のとおり。</p> <p>令和元年東日本台風においては長野県へ国土交通省住宅局リエゾンを派遣（延べ38人・日）し、長野県長野市に対しては調査員として住家の被害認定業務支援（延べ21人・日）を実施したほか、長野県佐久地域において災害復旧工事マネジメントに係る先遣職員を派</p>	<p>計画策定や国や町、地元権利者等の調整等を支援することで事業推進に貢献し、高い評価を得た。平時においては、復旧・復興に資する地方公共団体等との関係構築（71団体（達成率142%））を積極的に行うとともに、関係構築先のニーズを汲み取り、地方公共団体の地域性などに応じたメニューを提供することで研修の提供の機会が増加し、計画値を大幅に上回る計161回（達成率322%）の研修・啓発活動を実施した。</p> <p><具体的な事例・評価></p> <p>① 災害からの復旧支援</p> <p>前中期目標期間から実施していた危険度判定支援などに加え、豪雨災害が増える一方で地方公共団体における災害対応職員の不足等も踏まえ、令和元年東日本台風対応を契機とした住家の被害認定業務支援など新メニューを積極的に導入し、二次災害防止から生活再建まで幅広い支援を実施した。また、事前登録された職員を中心に延べ526人・日を派遣し、被災地に地方公共団体から多くの調査員や判定士が派遣されるなか、現場の統括（マネジメント）を中心に支援を実施し、被災者の迅速な生活再建に寄与した。</p> <p>具体的には、令和元年東日本台風においては、国土</p>		
--	--	--	---	---	--	--

			<p>遣（延べ57人・日）した。</p> <p>令和2年7月豪雨、福島県沖を震源とする地震（令和3年、令和4年）、令和3年8月の大雨、令和4年8月3日からの大雨、令和5年梅雨前線等による大雨においても住家の被害認定業務支援として被災県が主催する市町村向け説明会で講義を実施したほか、令和3年7月3日からの大雨においては静岡県熱海市へ、令和4年8月3日からの大雨においては山形県飯豊町へ調査計画策定支援を実施した。また、令和5年梅雨前線による大雨においては秋田県秋田市へ調査の効率化に向けた助言等の支援を実施し、令和6年能登半島地震においては石川県内市町村の調査の進捗管理、個別質疑への対応等を実施（延べ55人・日）した。</p> <p>令和6年能登半島地震においては、上記に加え、応急仮設住宅建設支援（延べ252人・日）、被災宅地危険度判定広域支援（延べ21人・日）を実施したほか、被災者に向けてUR賃貸住宅を9戸提供した。</p>	<p>交通省住宅局リエゾンとして長野県へ2名体制で職員を派遣した。また、風水害においても機構の専門性を発揮した支援が実施できるよう、住家の被害認定調査に係る支援を初めて実施するとともに、被災者向けに220戸のUR賃貸住宅を用意し、うち28戸が契約に至った。</p> <p>令和2年3月政府の検証レポートに、機構が行う住家の被害認定業務支援の有用性が記載されたことを踏まえ、内閣府と連携体制を構築のうえ、複数の災害において被災県が主催する当該業務に係る被災市町村向け説明会にて講義等の支援を実施してきた。</p> <p>令和3年7月の大雨では内閣府へ随行する形で静岡県熱海市へ、令和4年8月3日からの大雨では山形県飯豊町へ初めて機構単独で調査計画策定に係る支援を実施し、それぞれの市よりお礼状を受領するなど、被災者の早期生活再建に大きく寄与した。</p> <p>令和5年梅雨前線等による大雨においては、住家被害が5,000棟を越え調査に時間を要していた秋田県秋田市へ、内閣府と調整のうえ、これまでの支援を通じて培った機構の経験・ノウハウを活かし、被害認定調査の効率化に係る助言等の支援を実施し、調査期間の</p>		
--	--	--	--	---	--	--

				<p>短縮に貢献した。</p> <p>令和6年能登半島地震においては、発災日の元日から国等と連絡を取り合い、迅速に初動体制を構築し、石川県に対して中期目標期間中に派遣実績のなかった応急仮設住宅建設支援（職員延べ252人・日）、被災宅地危険度判定広域支援（石川県内灘町、宝達志水町、羽咋市。21人・日）を実施するなど、平成28年熊本地震を上回る職員を派遣する見込み。</p> <p>また、被災者に向けて、生活支援アドバイザーを配置したUR賃貸住宅300戸を用意し、うち9戸が契約に至った。</p>		
	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行う。</p> <p>また、平成28年熊本地震にかかる災害公営住宅の建設等については、被災市町の意向を踏まえ、迅速かつ適切に実施する。</p>		<p>② 災害からの復興支援</p> <p>平成28年熊本地震における災害公営住宅の円滑な整備及び土地区画整理事業の円滑な推進に向けた人的支援のほか、平成28年台風第10号により被災した岩手県岩泉町や糸魚川市駅北大火のあった新潟県糸魚川市における復興まちづくりのための人的支援を実施した。</p> <p>令和元年東日本台風では、長野県佐久地域において、国や県、市等の多様な主体が発注する道路・河川・橋梁・上下水道等の1,200箇所を超える復旧工事を迅速かつ円滑に実施するため、機構の東日本大震災か</p>	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>前中期目標期間の支援を継続するとともに令和元年東日本台風においては災害復旧工事マネジメント業務を実施した。また、機構法改正で施行が可能となった防災集団移転促進事業の相談対応を通じて流域治水に積極的に関与した。令和6年能登半島地震については、国土交通省の要請に基づき、被災市町に対し復興まちづくりの検討支援を開始した。</p> <p>具体的には、平成28年熊本地震においては、4市町と協定を締結して災害公営住宅の円滑な整備を支援し、令和2年3月までに機</p>		

			<p>らの復興支援におけるコンストラクション・マネジメントの経験を基に、長野県や佐久市等と「長野県佐久地域における災害復旧・復興まちづくり支援に関する協定」を締結し、多種多様な復旧工事間の横断的な調整（以下「災害復旧工事マネジメント業務」という。）を令和3年9月まで実施した。</p> <p>令和3年度に流域治水関連法が整備され、防集法（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律）と機構法の改正により、機構は全国の地方公共団体からの委託による防災集団移転促進事業の実施が可能となった。令和3年4月、江の川水系においては、国・島根県・広島県・沿川市町により設置された「江の川流域治水推進室」と機構の間で河川整備とまちづくりの一体的推進を目的とした覚書を交換し、技術的支援を開始した。機構は沿川市町や地元の意向を踏まえた指針作成を支援し、同推進室は令和4年3月に「治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）【第1版】」を全国に先駆けて策定・公表した。令和4年度は地区別計画の策定及び事業推進等の支援を実施した。</p> <p>また、治水対策に課題を</p>	<p>構が整備した全12地区453戸が完成した。熊本県益城町においては、震災復興土地区画整理事業の施行者である熊本県と平成30年4月に締結した協定に基づき、職員2名を県の復興事務所に派遣し、同事業の円滑な推進に向けた技術的な助言等を実施した。また、平成28年台風第10号により被災した岩手県岩泉町や糸魚川市駅北大火のあった新潟県糸魚川市への職員派遣を継続し、復興まちづくりに係る技術提供等の支援を行った。</p> <p>長野県佐久地域における災害復旧工事マネジメント業務においては、機構が各会議体等を通じて多数の関係者の災害復旧工事の課題や資材調達に関する情報を集約・共有し、長野県知事から円滑な復旧工事完了への貢献について感謝状を受領した。さらに、当業務の効果と知見を取りまとめる目的で実施した災害復旧支援に係る勉強会における成果をリーフレットとしてとりまとめ、普及活動に活用したほか、国土交通省が主催する「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会」において、好事例として紹介された。</p> <p>令和3年度は学識経験者等による「佐久地域を例とした災害復旧支援に係る勉</p>		
--	--	--	--	--	--	--

			<p>抱える地方公共団体からの相談対応を開始し、令和5年2月、茨城県大洗町（那珂川水系涸沼川）と法改正後初となる防災集団移転促進事業の受委託契約を締結し、まちづくりや事業推進に向けた助言や同事業の計画立案や大臣同意に向けた国との調整等の支援等を実施している。</p> <p>令和6年能登半島地震においては、国土交通省都市局の要請に基づき、都市局リエゾンとして被災公共団体に対する情報収集を実施している（職員延べ35人・日）。</p>	<p>強会」を設置し、令和4年3月に本業務の効果や他地域での活用に向けた留意点等を取りまとめたリーフレットを作成し記者発表した。また、令和3年度から国土交通省が実施する「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会」に委員として参画するとともに、同勉強会の成果を提供し、令和4年度にはガイドライン及びeラーニング資料に掲載された。</p> <p>流域治水への対応として、「江の川流域治水推進室」への技術的支援においては、「治水とまちづくり連携計画」策定への貢献により同推進室から感謝状を受領した。大洗町への相談対応においては、これまでの機構の支援に対し感謝の意を表され、「URの継続的な支援に関する要請文」を令和5年1月に受領の上、令和5年2月に法改正後初となる防災集団移転事業の受委託契約を締結し、同町の事業の推進に向けた支援を実施した。</p> <p>令和6年能登半島地震においては、首相官邸より「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」が公表されたことを踏まえ、国土交通省都市局の要請に基づき、都市局リエゾンとして石川県、石川県輪島市、珠洲市、能登町、</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>穴水町、志賀町、七尾市、内灘町に対し復興まちづくりの検討状況や機構の支援の可能性に係る情報収集のために職員を派遣している（延べ35人・日）。</p>		
	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害の発生に備え、内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。</p> <p>また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を50回実施することに加え、50団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に</p>		<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>令和元年7月に災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定され、地方公共団体等に対して積極的な支援を行うために、災害対応支援要員の登録制度や災害復旧支援対応マニュアルの制定、内閣府との連携協定締結、支社への人員配置等による体制の整備を実施した。また、発災発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等を43回実施し、災害時に円滑に対応できる体制を強化している。</p> <p>啓発活動では、東日本大震災の教訓等についての講義や災害復旧工事マネジメント業務についての講義、住家の被害認定業務説明会における講義、被災宅地危険度判定講習会における講義、内閣府が主催する研修における講義等に関係構築における講義等を実施し、中期目標期間の計画値を大きく上回る161回（計画値対比322%）の啓発活動を行い、地方公共団体等の災害対応力向上へ寄与した。</p> <p>関係構築については、地</p>	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害対策基本法上の指定公共機関に指定されたことなどを踏まえ、令和2年4月には本社・中部・西日本・九州支社に災害対応支援に関する専属組織を設置し、令和3年4月から近年豪雨災害が頻発している九州支社に人員を配置した。</p> <p>発災後に速やかに被災地へ支援職員を派遣できるよう「災害対応支援登録者制度」約600名の職員を災害対応支援要員として予め指名登録するとともに、令和4年6月には「復興初期計画調整マニュアル」を改訂し、大規模災害発生時に、より迅速かつ円滑に復興支援を行うための手続きを明確化したほか、令和6年3月には過去の大規模災害における教訓やノウハウ等の機構が持つ独自の技術力を次世代へ継承していくことを目的に「復興事業等継承者登録制度」を制定した。</p> <p>人材育成やノウハウの蓄積・継承については、住家の被害認定業務研修や危険度判定士養成研修などの災害対応支援要員を育成・登</p>		

	<p>資する関係を構築する。</p>		<p>方整備局や過去の被災県、南海トラフ巨大地震被害想定エリアに位置する都道府県等を中心に 71 団体(計画値対比 142%)と新規の関係構築を進め、既に関係を構築している団体のニーズに対応した研修や講義の実施、また共同研究の継続等により、復旧・復興に資する機構との連携を強化している。</p>	<p>録する研修の実施、近畿市町村災害復旧相互支援機構への派遣候補者向け研修への参加、また令和4年度からは復興事業研修、大規模造成工事人材育成研修を実施した。なお、発災に備えた研修以外にも、地区防災計画に関するパネルディスカッションや災害対応全般に対する基礎研修、関連会社職員に向けた防災訓練企画立案研修等、新規の研修を企画・実施した。</p> <p>事前防災、復旧及び復興支援に係る啓発活動については、災害復旧工事マネジメント業務から得られた知見や東日本大震災の教訓、流域治水への関与を通して得られたノウハウ等を活用し、内容の充実を図った。令和4年度以降は、計21回の啓発活動において、東日本大震災の教訓等を活用した。</p> <p>また、内閣府主催の「防災スペシャリスト養成研修」において密集市街地整備事業の講義を、「地区防災計画研修会」において地区防災計画策定支援経験についての講義を実施し、東北地方整備局主催の会議体において、防災集団移転促進事業に係る知見等の講義を実施するなど、機構の都市再生や賃貸住宅管理業務等で得られた経験や知見を活用した啓発活動を実施し、特に公共団体のニーズ</p>		
--	--------------------	--	---	---	--	--

				<p>が高かった機構の事前防災から復興に至るまでの豊富な支援経験に基づく研修8種をパッケージ化し「UR防災研修プログラム」として案内を開始した。</p> <p>復旧・復興に資する関係構築については、全地方整備局、全都道府県をはじめとする71の団体と発災時の連絡体制を構築した。また、平時における相互の災害対応力の向上に関する意見交換において機構に求められる役割を常に確認することで、特にニーズの高かった事前防災・復旧・復興に係る機構のノウハウを活かした研修のパッケージ化に至った。さらに関係構築済団体とは、研修のほかにも共同研究の実施や訓練への協力、イベントへの参画など、互いの強みを活かした連携を強化した。</p> <p>以上により、定量目標の計画値を大幅に達成したことに加え、平時から災害対応に係る関係構築や体制整備を着実に進めるとともに、復旧支援メニューを順次拡充し、能登半島地震をはじめとする大規模災害に迅速かつ確実に対応し、さらにその支援経験を啓発活動として広く普及する取組を行ってきたことから、A評価とした。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-3	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (3) 都市開発の海外展開支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 2 : 国際協力、連携等の推進 施策目標 4 3 : 国際協力、連携等を推進する	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	都市再生機構法第 11 条第 2 項第 10 号等
当該項目の重要度、難易度 (困難度)	難易度: 「高」 我が国事業者、関係府省、関係公的機関、外国政府等の多様な関係者間の意見調整等を必要とすることに加えて、海外における政治的要因、急激な為替変動や、景気悪化等による経済的要因等に由来する都市開発事業の遅延・延期・中止等が生じる可能性があるため難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
海外の都市開発事業等 に関して締結した協定・ 覚書の件数 (計画値)	10 件	—	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	予算額 (百万円)	122,463	133,795	99,907	69,348	116,007
海外の都市開発事業等 に関して締結した協定・ 覚書の件数 (実績値)	—	—	2 件	3 件	2 件	2 件	5 件	決算額 (百万円)	112,424	101,046	70,383	76,643	87,572
達成率	—	—	100%	150%	100%	100%	250%	経常費用 (百万円)	171,372	122,341	98,801	61,582	105,745
								経常利益 (百万円)	7,835	47,270	6,284	7,154	1,706
								行政コスト (百万円)	171,49	122,638	98,939	61,779	105,991
								従事人員数 (人)	34	39	43	42	41

注) 主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報) については、次のとおり記載。①予算額、決算額: セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益: セグメント別に記載。③従事人員数: 年間平均支給人員数を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					評定	B	評定	B
<p>(3) 都市開発の海外展開支援</p> <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針において、海外における都市開発事業について、機構に対して、公的機関としての中立性や交渉力、国内業務を通じて蓄積された技術やノウハウを活用し、案件形成の川上段階から積極的に関与することが求められている。</p> <p>このため、機構は、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等のコーディネートを行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行うこと。</p>	<p>(3) 都市開発の海外展開支援</p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針(平成30年国土交通省告示第1066号)に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p> <p>これらの実施に当た</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 10件 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の海外展開支援に関係する研修・視察の受入れ件数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等の業務を行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行ったか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 14件 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の海外展開支援に関係する研修・視察の受入れ件数 223件 <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(海外インフラ展開法)により新たに機構に付加された海外展開支援業務について、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入促進を効果的に進めるため、国内関係機関や日本企業等と緊密な連携を図り業務を進めた。その結果、海外のカウンターパートと関係構築が着実に進み、14件の海外の都市開発事業等に関する覚書を交換した。また、海外カウンターパートの事業化検討支援を実施した。さらに、日本企業向けのセミナーなどによる情報提供を通じて我が国事業者の参入を推進した。</p>	<p><評定と根拠> I-1-(3)</p> <p>評定：A</p> <p><評価の概要></p> <p>海外の都市開発事業における我が国事業者の参入に向けた環境整備に向けて、機構の知見を活用しつつ、国土交通省やJICA、JOINなど国内関係機関との連携や、官民プラットフォームであるJ-CODEの枠組みを活用しながら、都市開発分野における各国の多様なニーズに応じた支援を進めてきた。</p> <p>支援に当たっては、都市開発に関する経験・知見を総動員し、各地区における都市開発上の課題の多様性及び相手国機関の意思決定手順の特性等も踏まえたオーダーメイド型の提案を行い、関係構築や事業進捗に当たって綿密な意思疎通を重ねながら最適解を模索し、相手国機関からの理解及び信頼の獲得につなげた。また、中期目標期間中は、コロナ禍により海外渡航を実質的に停止せざるを得ない期間もあったが、相手国機関との連携に支障をきたす状況下を乗り越えるべく、ウェブ会議等を駆使して相手国機関との協議を途切れることなく重ねた。また、オーストラリアでは機構初となる海外事務所をシドニーに開設し、コロナ禍においても継続的かつ有用</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>中期目標で定めた定量目標については、以下のとおり所期の目標を達成することが見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各国の機関との関係構築を進め、関係構築は順調に進展し、令和5年度末までに中期目標における定量目標と同水準の11件(達成率110%)の覚書を交換する見込みである。 <p>また、オーストラリアでは、機構初となる海外機関からのマスタープラン作成支援業務を受託しているほか、タイでは、日本企業11社からなるスマートWGを組成し、開発ビジョン等を提案するなどスマートシティ開発の実現に向けた協力を実施している。その他、各国関係機関との案件組成のための具体的な検討を推進している。</p> <p>以上のことから、中期目標における所期の目標を達成見込みであると認められるため、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項・業務運営上の課題></p> <p>該当なし</p> <p><その他の事項></p> <p>評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4期中期目標期間においても都市再生のためのノウハウをさらに深化していくことは、機構としても必要なことであり、これを海外にも展開していくことは国としての責務でもある。計画に従い着実に進捗していると認められる。 本格的にコロナが明けた以降に業務量が増加することが考えられるが、専門的人材をどの程度確保できるかが課題であろう。 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>中期目標で定めた定量目標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各国の機関との関係構築を進め、関係構築は順調に進展し、令和5年度末までに中期目標における定量目標に対し、14件(達成率140%)の覚書を交換した。 <p>また、オーストラリアでは、機構初となる海外機関からのマスタープラン作成支援業務、タイでは、民間企業の大規模開発の基本計画等作成業務を受託した。その他、現地セミナー等、日本企業誘致活動を行うなど、日本企業の参入意欲を喚起し、各国関係機関との案件組成のための具体的な検討を推進している。</p> <p>以上のことから、中期目標における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他の事項></p> <p>評定について、外部有識者1名が「A」評定、4名が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外展開に向けた土壌づくりは進んでいるが、海外からの受託や日本企業の参入など具体的な実績に結びついておらず、海外展開支援のあり方について組織としての方針を改めて協議し、そのうえで戦略の練り直しが必要ではないか。 海外の都市開発ないし社会資本事業への国内企業の参画は難易度の高い事業であり、徐々に当該事業の成果が結実しており、第4期中期目標における所期の目標を達成していると認められる。 第4期中期目標における所期の目標を達成したと認められる。また、令和5年度においては、海外 		

	<p>っては、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、10件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。</p>		<p>具体的な事例は以下のとおり。</p> <p>① オーストラリアでは、平成30年度に西シドニー新空港周辺都市開発「エアロトロポリス」計画（以下「西シドニー地区」という。）の開発支援に係る覚書を交換したニューサウスウェールズ州において、令和2年度に西シドニー空港都市局（現、ウェスタン・パークランドシティ公社（以下「WPCA」という。））からマスタープラン策定に関するアドバイザー業務を受託し、西シドニー地区の開発に向けた計画策定支援を進めた。WPCAとのアドバイザー業務契約は令和3年9月に完了したが、引き続きセミナー等により日本企業参入に向けた情報発信を実施し続け、令和4年度にはWPCAと協力の加速を目的とした覚書を交換した。令和5年3月には西シドニー地区に関心を持つ日本企業を集め、「西シドニー開発情報連絡会」を組成し、セミ</p>	<p>な支援を行うことで、新規案件の発掘や関係構築の強化を行った。</p> <p>この結果、定量目標である協定・覚書の件数は計画値を大幅に超える14件の覚書を交換し、我が国事業者の参入に向けた相手国機関等との関係構築及び、案件形成に向けた推進体制を構築することができた。</p> <p><具体的な事例・評価></p> <p>① オーストラリアの西シドニー地区は、シドニーの人口増に伴う過密化の緩和や経済成長に対応するために平成28年度にニューサウスウェールズ州政府が打ち出した「シドニー3大都市圏構想」の中核を担う事業であり、計画を進める州政府から、機構の持つ大規模都市開発の知見提供及び日本企業誘致を期待されて支援を開始した。その結果、海外インフラ展開法施行後機構初となる海外機関からのアドバイザー業務を匿名随意契約で受託した。</p> <p>業務完了時には機構の支援について高い評価を得たことから、アドバイザー契約終了後も引き続きWPCAへの支援を続け、日本企業参入に向けた情報発信を続けた。これらの継続的な支援が引き続きWPCAに高く評価された結果、令和4年度のWPCAと覚書交換につながり、両者の協力関係をより一層加速</p>		<p>展開支援を開始した以降の積み重ねが、やっとその成果の萌芽を感じられる動きも出てきて、今後期待したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BかAで迷うところである。令和5年度の本項目についてはB評定で問題ないと思うが、事実上第4期中期目標から始まったミッションであり、しかも難易度が高く、加えてコロナの期間の海外との交流事情を勘案すると、協定・覚書実績の達成率が140%というのは第4期中期目標についてはA評定でもよいとも考えられるのではないか。 ・日本企業の海外展開といった実績に結びついていない現段階で、A評定をつけるのは難しいのではないか。 ・日本企業の海外展開等の成果を上げた際には、取組の時点が異なる等の別の観点から評価を下げることなく、A評定とすべきではないか。
--	---	--	---	---	--	---

			<p>ナー等による情報提供を8回実施した。令和4年度及び令和5年度には WPCA と協同でシドニー現地セミナーを計2回開催し、日本企業と開発に関する情報提供に加え、豪州企業とのネットワークイベントを実施した。これらの支援により令和6年度の先行開発エリア内の初期開発区画の公募に向け、日本企業の進出検討を後押しした。</p> <p>また、令和3年度には機構初の海外事務所となる「シドニー事務所」を開設した。シドニー事務所は西シドニー地区の開発支援に留まらず新規案件形成の窓口として、職員3名（R6.6時点で2名）が駐在し、WPCAをはじめとした相手国機関への支援活動や、情報発信、新規の案件形成に向けた業務を実施している。</p> <p>西シドニー地区での支援はオーストラリアにおける機構の認知度向上につながり、令和5年2月にはビクトリア州政府からメルボルンの都市開発について相談があった。州政府はメルボルン市域の鉄道網の整備を契機とした再開発を検討しており、その成功事例として日本の都市開発、特に日本における機構の役割に着目し、シドニー事務所にも相談のために訪問した。意見交換を重ねた結果、州政府は機構の知見を活かした</p>	<p>させた。これは、機構の支援の価値が証明されたものとして評価できる。</p> <p>令和5年3月に機構が独自に組成した西シドニー開発情報連絡会は、J-CODE 会員をはじめ、会員以外の日本企業等にも積極的にアプローチした結果、64者（R6.3時点）の参加につながった。また、2回にわたるシドニー現地セミナー及びネットワークイベントの開催は、日本企業延べ36社84名に加えオーストラリア企業14社27名が参加し、延べ88回の日豪企業の個別面談が実現したことにより、日本企業の当開発への関心を高めるとともに、オーストラリア企業からの日本企業との連携に対する期待にもつながった。</p> <p>令和3年度のシドニー事務所の設置は、WPCA への支援体制の強化や情報発信、新規案件の発掘、関係構築の強化を図る拠点として機能し、相手方の課題やニーズを含む様々な情報が迅速かつ的確に把握できるようになった。その結果、WPCA への寄り添う支援が可能となり、WPCA からの高い評価を得たことにもつながった。また、現地での機構の認知度が向上し、ビクトリア州政府からシドニー事務所に協力の相談があるなど、新たな関係構築にもつながった。</p>		
--	--	--	---	---	--	--

			<p>技術的支援及び日系企業の参画支援について協力を求め、令和6年3月に新たに州政府とメルボルンでの都市開発に係る協力関係の構築を目的とした覚書を交換した。</p> <p>② タイでは、バンコクのクルンテープ・アピワット中央駅周辺地区（以下「バンクスー地区」という。）におけるタイ国鉄所有地の大規模都市開発について、平成28年にタイ運輸省から日本の国土交通省に日泰連携開発を要請され、機構も参加し検討を開始した。令和2年度に国土交通省、タイ運輸省、タイ国鉄との4者で協力覚書を交換し、計画策定等に係る支援を政府間協力の枠組みで実施することに合意した。令和4年6月にはタイ側の幹部や関係機関が参加するステアリングコミッティにおいて、全体開発ビジョンとリーディングプロジェクト計画案を日本側で作成することについて提案し、合意された。これを受け、令和4年9月には日系スマート企業11社によるワーキンググループを組成し、導入可能なスマート要素技術についての提案を取りまとめ、令和5年3月に開発ビジョンとリーディングプロジェクトをタイ側に提案した。令和5年度は日本における公共交通指</p>	<p>② タイのバンクスー地区は、バンコクの大交通結節点に相応しいスマートシティの実現を目指すタイ政府の意向により、タイ運輸省及び事業主体のタイ国鉄からの要請を受けて検討を進めているものであり、タイの国家プロジェクトとして社会的意義の高い事業であることから、国土交通省やJICAなどの日本政府関係機関と緊密に連携しながら検討を進めている。その中で、機構は大規模開発の知見に基づく技術力や日本企業間の調整能力への期待を受け、スマートワーキンググループの組成や提案の取りまとめを行い、民間投資喚起のための開発ビジョンと事業性を踏まえたリーディングプロジェクト計画を作成し、計画実現に向けた条件緩和やスケジュール案も合わせてタイ側へ提案することができた。機構がこれらの計画策定に深く関与することで、日系スマート企業のスマート要素技術の提案など日本の技術を計画に盛り込み、日本企業の参画機会の創出に寄与するビジョンと計画をタイ側へ</p>		
--	--	--	--	---	--	--

			<p>向型開発（以下「TOD」という。）の事例視察案内や意見交換を重ねたほか、インフラ計画や開発ガイドライン、公募資料の作成を支援するアドバイザー契約について、令和6年度の締結に向けて協議を進めた。</p> <p>また、タイの新たな関係構築として、タイの大手民間企業から、タイ国内で手掛けるスマートシティ開発（約1,000ha）のうち新インターチェンジ周辺地区約100haの大規模開発について機構の計画策定への関与を依頼され、令和5年6月に当地区の開発に関する協力覚書を交換した。その後、具体的な技術支援内容及び契約内容について協議を重ね、令和6年1月に当地区の基本構想及び基本計画作成業務の受託契約を締結した。</p>	<p>提案することができた。さらに、これらの提案の実現に向けて、タイ財務省との協議や随意契約等の詳細な協議を重ね、令和6年度のアドバイザリー契約締結とスマートシティ実現に向けた道筋をつけることができた。</p> <p>これらの支援はタイにおける機構の認知度向上に寄与し、タイの大手民間企業との新たな案件創出につながった。当該タイ大手民間企業が、機構による商業、住宅、公共空間が調和した大規模開発地区の視察を通じて機構に関心を持ったことで、関係構築につながった。海外の民間企業との関係構築の実現は、事業性が強く求められる民間事業者の計画に対しても、機構のノウハウ・技術力が有用であることを示した。覚書に基づき、相手側へのまちづくりコンセプトワードの提案や意見交換を行い、商習慣が異なる中で契約内容の協議を重ね、信頼を得たことで、基本構想及び基本計画作成業務の受託を実現させた。本受託契約は、海外インフラ展開法施行後に海外の民間企業から都市開発の計画策定業務を受託した初の事例であり、また、成長著しく日本企業の進出意欲が高い東南アジアでの初の受託事例でもある。</p>		
		<p>③ インドネシアでは、ジャカルタ首都圏の国鉄や地下</p>	<p>③ インドネシアでは、ジャカルタ首都圏の交通渋滞が</p>			

			<p>鉄の鉄道駅周辺における TOD プロジェクトの推進を担う公営企業として、令和2年1月にジャカルタ首都圏交通統合公社（以下「MITJ」という。）が設立された。MITJとは、機構が独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の長期専門家としてジャカルタに派遣していた技術職員との関係をきっかけに、機構が多くの経験、知見を有する TOD に関して意見交換を重ねた。その結果、令和4年1月に、MITJがジャカルタ中心部のタナアバン地区で計画する新たな TOD プロジェクトの実現の支援と、機構の TOD に関する経験及び知見の提供による MITJ 職員の能力向上を目的とした覚書を交換した。覚書交換後は MITJ とともに、タナアバン地区の TOD プロジェクトにおいて、事業の実現性や日本企業参画機会の創出を目指した検討を共同で行うとともに、当地区の案件紹介セミナーの開催や日本企業への個別説明を実施し、参画に向けた企業の発掘を行った。令和5年8月に MITJ による同地区の公募が開始され、機構は J-CODE 会員企業を中心に日本企業 50 社に公募情報の提供を行った。公募の結果、インドネシアの民間企業が落札した。同覚書については、機構の支援が</p>	<p>大きな社会課題となっており、TOD の推進は社会課題解決に向けた大きな役割を担っている。そのような背景の中、ジャカルタ首都圏の鉄道駅周辺における TOD にかかる権限と使命を持つ MITJ と、TOD プロジェクトの組成推進に向けて連携を深めていくことは、社会課題を超えていくための大きな社会的意義を持つ。また、MITJ は、親会社であるインドネシア国鉄やジャカルタ都市高速鉄道公社 (MRTJ) が保有する土地などの資産を活用した TOD プロジェクトを検討しており、MITJ との連携は、これまで日本企業の進出が進んでいない公有地での都市開発事業へ日本企業の事業機会を創出するという意味でも意義が大きい。</p> <p>令和3年度より検討を進めてきたタナアバン地区では日本企業の参画実現にはつながらなかったものの、高い関心を示した日本企業もあり、機構が事業の実現性を踏まえた技術支援を行った結果として現地の民間企業が落札し、TOD 実現に向けて大きく進展した。信頼関係を着実に積み重ねたことで、機構の技術支援を MITJ 側から高く評価された。その結果、令和6年1月の覚書更新の際に、これまでの関係を強化し、MITJ が関与実施するプロジェクトの開発計画段階から機構が関与するとともに</p>		
--	--	--	---	---	--	--

			<p>評価されたことで、令和6年1月に、機構を日本企業の窓口とすることと、案件の具体化時に日本企業の投資を前提としたアドバイザー業務の実施を新たに位置付けた上で、2年間協力期間を延長することで覚書を更新し、引き続き TOD 案件組成を共同で進めることで合意した。</p> <p>また、MITJ への支援の評判が広まったことで、令和5年7月にはジャカルタ都市高速鉄道公社（以下「MRTJ」という。）との間で、TOD 分野における協力関係構築を目的とした覚書を交換し、ジャカルタ首都圏の地下鉄駅周辺における TOD プロジェクトの具体化及び日本企業参画機会創出に向けた検討を進めることで合意した。</p> <p>④ 中国においては、令和元年7月に中国城市科学研究会（以下「城科会」という。）との間で、日中エコモデルシティに係る協力覚書を交換した。当覚書は、日中政府間における日中エコシティ推進に関する覚書（平成23年6月）を基に交換されたもので、機構は城科会と共同で、中国国内における日中エコモデルシティ建設に向けた支援を進めた。</p> <p>機構は、覚書に基づき城科会と共同でエコモデルシティの建設を目指す中国地</p>	<p>に、機構が日本企業参画の一元的な窓口として位置づけられたことは、特筆すべき成果と言える。</p> <p>さらに、MRTJ との覚書交換にもつながり、ジャカルタ首都圏における TOD の計画策定支援につなげることで、ジャカルタ市内の都市交通分野の課題解決へ大きく貢献し、日本企業の参画機会の創出につながるものとして、相手側は大いに期待している。</p> <p>④ 中国における日中エコモデルシティについて、機構が先導的な開発企画を立案できる知見を有し、かつ公的機関として日本企業を公平中立に参入させられる立場であることから、城科会との覚書交換に至った。この覚書交換によって、中国地方政府からの要請に基づいた日中エコモデルシティ計画策定に関する業務の受託契約が実現し、機構が計画策定に深く関与できるようになることで、日本企業参入の実現性を高めた。こ</p>		
--	--	--	--	---	--	--

			<p>方政府を募集し、プロジェクトの選定を進めた結果、大連金普新区が応募した。機構と城科会は大連金普新区が進める日中エコモデルシティ建設に対して計画策定支援を行うことで合意し、令和4年7月に大連金普新区を含めた三者間で協力覚書を交換した。この覚書に基づき、機構は城科会から計画策定支援等業務を受託し、大連金普新区に対して日中エコモデルシティ計画策定支援を、城科会に対して日中エコモデルシティ審査のための評価方法の策定を行った。本計画については、令和5年1月に城科会と共同で開催した外部有識者を交えた審査会にて適格と評価され、大連金普新区に対して日中エコモデルシティ（第1号）に認定された。</p> <p>⑤ このほか、機構が事務局を務める官民プラットフォームの「海外エコシティプロジェクト協議会」（以下「J-CODE」という。）では、活動の活性化のため、令和4年度に「改革アクションプラン」を作成し、「J-CODE案件の形成」「情報発信」「会員企業の交流・連携」等の活動を強化した。その一環として、在外大使館に向けた株式会社海外都市交通・都市開発事業支援機構（以下「JOIN」という。）との共</p>	<p>のことは、世界一の炭素排出国である中国において、機構の日中エコモデルシティの計画策定支援を通して、都市開発分野においても様々な日本の技術が気候変動対策に貢献できることを示した。</p> <p>⑤ 官民プラットフォームのJ-CODEでは、「改革アクションプラン」を着実に実行し、会員企業へのきめ細かな意見交換等を通じた会員企業の要望の汲み上げと、在外大使館との関係構築を進めた。その結果、会員企業が現地の大使館を通じて相手国への日本のPRや事業化に向けた協議が行えるようになり、官民連携のプラットフォームの効果が最大限発揮され、日本企業の海外進出に繋げるための役</p>		
--	--	--	--	---	--	--

			<p>同による説明会や、在外大使館国土交通省アタッシェによる情報共有セミナー、会員間での意見交換及び情報共有を図るため、会員企業、国土交通省、JICA、JOIN、公共団体等約 80 名が集まる全体交流会等を開催した。また、オーストラリアの西シドニー地区の現地視察セミナーやベトナムワーキングにおけるホーチミン不動産協会との民民マッチングセミナーの開催など、日本企業の海外進出に向けた支援を積極的に実施した。さらに、J-CODE のホームページ及びリーフレットをリニューアルし、日本語、英語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語に対応させ、情報発信を強化した。</p> <p>JICA とは、海外への日本企業のインフラ展開のさらなる推進に資するべく、令和 4 年 3 月に連携・協力に関する覚書を交換した。本覚書を踏まえ、日本型の TOD の海外展開に向けた共同検討や JICA が行う川上段階でのマスタープラン策定などについて、日本企業が参加可能な具体的なプロジェクトにつなげることを目指して検討を進めた。また、JICA が行う ODA による社会インフラ整備やマスタープラン策定支援の業務について、J-CODE 会員企業へセミナー等を通して情報提供を行うとともに、案件形</p>	<p>割が強化された。加えて、情報発信機能の強化は、新規会員企業の加入や新規案件形成につながるものと期待できる。</p> <p>JICA との連携については、JICA の ODA による社会インフラ整備やマスタープラン策定支援など、JICA が行う川上段階での案件に事業者としての機構の知見を反映させて日本企業に共有を図ることで、日本企業の具体的なプロジェクトへの参画につなげ、日本企業進出に寄与するものである。</p> <p>インドネシアとフィリピンにおける JICA の技術協力プロジェクトへの参画については、機構が持つ調整ノウハウ及び事業者としての知見の提供により、民間事業者と相互補完しつつ業務を進めた。</p> <p>JICA 長期専門家としての技術職員派遣は過去から継続して実施してきたが、海外インフラ展開法施行後は、機構が相手国との関係構築や支援を進める上で大きな役割を担っている。</p> <p>JOIN との連携については、都市開発案件の計画段階から相互協力を行い案件形成することで、JOIN による出資の蓋然性を高め、日本企業の参画意欲を高めることが期待される。</p> <p>また、JICA・JOIN の両者と連携覚書を交換したことにより、JICA が行う ODA に</p>		
--	--	--	---	---	--	--

			<p>成に向けた勉強会や面談などを継続して実施した。</p> <p>また、令和4年5月より、インドネシアとフィリピンにおける JICA の技術協力プロジェクトに職員を参画させ、現地へ渡航して民間事業者と連携および役割分担しながら計画策定支援を推進した。</p> <p>なお、機構は昭和54年度から JICA 長期専門家として技術職員を派遣しており、令和元年度以降はインドネシア (R1・R5 年度)、ミャンマー (R1～R3 年度)、タイ (R1～R5 年度) に職員を派遣している。</p> <p>JOIN とは、令和4年度よりインドネシア等における大規模インフラ整備にかかる都市開発案件について、JOIN と機構が連携した事業化の可能性の検討を実施した。また、令和5年5月には両者の更なる連携を促進するため、日本企業の海外インフラ市場への参入に係る連携・協力に関する覚書を交換し、機構が持つ住宅・都市開発事業の知見と JOIN が行う日本企業に対する共同出資による支援を組み合わせ、案件の形成に向けて、連携協力を進めた。</p> <p>その他、日本国政府との連携に関しては、国土交通省の主催した「日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク ハイレベル会合」(以下「ASCN ハイレベル会合」と</p>	<p>よる社会インフラ整備やマスタープラン策定支援に、機構の持つ住宅・都市開発の知見を組み合わせ、さらに JOIN の日本企業に対する共同出資による支援と組み合わせることにより、日本企業に対する「川上から川下まで」切れ目のない支援の枠組みを構築した。</p>		
--	--	--	---	---	--	--

			<p>いう。)の実施機関として、第1回(R1.10・横浜市)及び第2回(R2.12・オンライン)の会合の企画立案を支援するとともに、上記会合と合わせて設立された日ASEAN スマートシティ・ネットワーク官民協議会(JASCA)にも参画し、関係国との連携構築を支援した。</p> <p>人的支援に関しては、前述の JICA 長期専門家のほか、JICA 本部や独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)、JOIN 等への職員派遣により、各機関との連携強化及び人的支援を推進した。また、派遣先で得た知識と経験を職員間で共有するため、復職職員は原則として海外展開支援部へ配置した。</p> <p>⑥ 機構の海外展開支援に係る研修・視察について、中期目標期間中に 103 の国と地域に対して 223 件受け入れた。</p> <p>研修・視察のうち、海外へ向けた国際会議やセミナーにおける講演・出展等を 62 回実施した。海外で開催された国際会議やセミナーでの講演に加え、海外の要人が訪日する G7 都市大臣会合や ASCN ハイレベル会合などの国際会議等の機会を活用し、知見を提供した。</p>	<p>人的支援については、各機関へ職員を派遣することで、機構の都市開発等にかかる知見の共有やノウハウの共有と、機構の認知度向上につながった。また、人材育成面についても、派遣先で得た知識と経験の共有により、海外部門の事業展開や海外展開支援業務に従事する職員のノウハウが蓄積され、組織の実力向上につながった。</p> <p>⑥ 海外へ向けた国際会議やセミナー等での講演・出展については、コロナ禍においても歩みを止めず、オンラインを活用した WEB セミナーの開催により、機構や日本の都市開発の知見を相手国の政府関係者等に継続的に共有することができ、機構のプレゼンス向上に貢献した。また、コロナ後には海外の国際会議等へ招聘される機会が増加し、講演をきっかけとした新たな関係構築に繋がるなどの成果につながっている。例えば、</p>		
--	--	--	--	---	--	--

			<p>上記のほか、機構の都市開発や住宅開発に関する海外からの視察・研修の受け入れを161回実施し、約2,100人を案内した。海外の政府機関や事業者等のカウンターパートへの事例紹介のほか、令和4年12月のタイ副首相へのみなどみらい地区及びうめきた地区の案内や令和6年2月のカンボジア副首相へのみなどみらい地区及びヌーヴェル赤羽台・URまちとくらしのミュージアム案内など、訪日した各国の要人に対する視察案内も積極的に実施した。</p> <p>このうち、JICA等が実施する開発途上国の技術者等を対象とした研修プログラムでの講義を51回実施し、630人が受講した。座学や現場での講義を通じ、TOD事業や密集市街地の整備改善事業など、開発途上国が直面している都市課題に対する機構や日本の知見を提供した。</p> <p>令和5年2月に発生した</p>	<p>ベトナムのホーチミン市における日本のTODに関する講演は現地メディアにも取り上げられ、TODへの関心の高さを示すとともに、講演をきっかけにホーチミン市からTODへの支援を依頼されるなど、新たな関係構築を実現させ、ベトナムにおける案件形成に向けた足掛かりにもなっている。</p> <p>海外からの視察・研修の受け入れについては、機構が実施した都市開発の事例を海外のカウンターパートへ現地で直接説明することで、機構の提案に対する説得力が増し、タイやインドネシアなど、各国との関係構築や計画推進に大きく役立てることができた。また、JICAの研修プログラムは世界の様々な国の研修生が受講しており、開発途上国が直面する様々な都市課題の解決に向けて役立てられている。</p> <p>トルコ復興計画支援・調</p>		
--	--	--	--	---	--	--

			<p>トルコ・シリア地震への対応として、令和5年10月にJICAによるトルコ復興計画支援・調査団の一員として2名の職員を被災地のカフマンマラシュ市に派遣した。現地では阪神・淡路大震災や東日本大震災の復興の取組についての講演や、建築家協会との意見交換、市職員及び現地学生とのワークショップ等を実施した。</p> <p>また、令和6年2月には、JICAのウクライナ緊急復興・復旧プロジェクトにより訪日した地方・国土・インフラ発展省や復興インフラ開発庁、各都市の市長などからなる視察団に、機構による東日本大震災などでの復興まちづくり支援についての説明を実施した。</p> <p>これらの海外展開支援に関係する講演・出展や視察・研修の受け入れにより、機構や日本の都市開発の知見を世界へ向けて発信した。</p>	<p>査団への協力は、被災地から感謝の言葉を頂き、ウクライナからも機構の復興まちづくりの知見に期待されており、機構が東日本大震災等の支援を通じて培った知見が被災地の復興に大いに役立ち、日本の国際貢献に大きく寄与した。</p> <p>以上により、中期目標期間における所期の目標を上回る成果をあげていることから、A評価とする。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現		
業務に関連する政策・施策	<p>政策目標 1：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 1：居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 3：総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>政策目標 7：都市再生・地域再生の推進</p> <p>施策目標 25：都市再生・地域再生を推進する</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法 11 条第 1 項第 12 号から第 15 号まで等
当該項目の重要度、困難度	<p>重要度：「高」</p> <p>< I-2-1 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備 ></p> <p>住生活基本計画（全国計画）において、UR 賃貸住宅団地の地域の医療福祉拠点化団地数を令和 7 年度に 150 団地とすることが成果指標として掲げられており、当該成果指標を着実に達成することで、高齢者世帯、子育て世帯等が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、福祉・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現することが重要であるため。</p> <p>< I-2-2 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進 ></p> <p>住生活基本計画（全国計画）において、コンパクトシティ等のまちづくりと連携しつつ、買い物、医療、教育等に関して居住者の利便性等を向上させるなど、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境や住宅地の魅力の維持・向上を図るものとされているため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>< I-2-1 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備 ></p> <p>地域医療福祉拠点化に当たっては、居住者の居住の安定を確保しつつ、地方公共団体、地域包括支援センター社会福祉協議会、大学、民間事業者等の多様な地域関係者の協力や理解を得ながら、連携体制を構築して対応する必要があるため、難易度が高い。</p> <p>< I-2-2 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進 ></p> <p>UR 賃貸住宅の居住者に占める高齢者の割合が増えるなか、居住者の居住の安定を確保しつつ、居住者の理解・協力を得た上で、団地再生事業を進める必要があるため、難易度が高い。</p> <p>< I-2-3 UR 賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現 ></p> <p>今後耐震改修等を実施する必要がある住宅棟については、居住性等に配慮した計画・工法検討を要する等、改修難易度が高い高層建築物等や区分所有者との合意が必要となる建物が多いことや、耐震改修等の内容によっては、店舗及び住宅の賃借人との合意も必要となるなど、多くの居住者の方々の理解を得て耐震改修を進めることが必要不可欠であることから、難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	<p>事前分析表（令和 5 年度）5-①、5-③</p> <p>行政事業レビューシート番号 0006、0108、0109</p>

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
						<p>「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現」</p> <p>※細分化した項目（1）～（3）の評価の算術平均により算定 $(A4点 \times 1項目 \times 2 + B3点 \times 1項目 \times 2 + B3点 \times 1項目) \div (3項目 + 2項目) = 3.4点$ ⇒算術平均に最も近い評価は「B」評価である。 ※算定に当たっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p> <p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>（1）多様な世代が安心して住み続けられる環境整備について 中期目標における所期の目標を上回っていること、幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備に係る優れた取組を実施していること、団地居住者や地域に暮らす住民のニーズに即した地域医療福祉拠点化の形成が着実に進むとともに、一層の施策推進が期待されることを総合的に勘案し、「A」評価とする。</p> <p>（2）持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進について 中期目標における所期の目標を達成していること、持続可能で活力あるまちづくりを推進するための取組を着実に実施していることを総合的に勘案し、「B」評価とする。</p> <p>（3）UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現について 中期目標における所期の目標を達成していること、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進するための取組を着実に実施していることを総合的に勘案し、「B」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コアの賃貸事業は民間との競争を避けた国の住宅政策の一翼を担う大切な事業であり、リノベーションの推進や新たなコミュニティの形成に資する等の創意工夫を凝らした事業展開を図る有意な事業である。 ・第4期中期目標における所期の目標を達成したと認められる。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-1	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現 (1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1：居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条第1項第12号から第15号まで等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	重要度：「高」 住生活基本計画(全国計画)において、UR賃貸住宅団地の地域の医療福祉拠点化団地数を令和7年度に150団地とすることが成果指標として掲げられており、当該成果指標を着実に達成することで、高齢者世帯、子育て世帯等が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、福祉・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現することが重要であるため。 難易度：「高」 地域医療福祉拠点化に当たっては、居住者の居住の安定を確保しつつ、地方公共団体、地域包括支援センター社会福祉協議会、大学、民間事業者等の多様な地域関係者の協力や理解を得ながら、連携体制を構築して対応する必要があるため、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和5年度）5-① 行政事業レビューシート番号 0006

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
医療福祉拠点化団地の形成（計画値）	71団地 (累計120団地程度)	—	20団地 (累計69団地)	16団地 (累計100団地)	5団地 (累計117団地)	8団地 (累計128団地)	6団地 (累計139団地)	予算額（百万円）	459,519	486,713	488,101	506,727	505,191
医療福祉拠点化団地の形成（実績値）	—	—	35団地 (累計84団地)	28団地 (累計112団地)	8団地 (累計120団地)	13団地 (累計133団地)	10団地 (累計143団地)	決算額（百万円）	445,711	459,748	464,914	471,585	476,259
達成率	—	—	175%	175%	160%	163%	167%	経常費用（百万円）	568,809	575,730	584,227	554,762	554,998
								経常利益（百万円）	76,549	74,358	87,167	104,646	102,206
								行政コスト（百万円）	632,684	663,696	679,799	669,599	674,689
								従事人員数（人）	1,592	1,643	1,678	1,703	1,709

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
<p>2. 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち(ミクストコミュニティ)の実現</p> <p>UR賃貸住宅においては、居住者の高齢化、建物の高経年化等の課題が存在するとともに、ライフスタイルの変化や、医療福祉機能、コミュニティ機能といった団地に求められる状況にある。</p> <p>これまで、独立行政法人改革等に関する基本的な方針等を踏まえ、ストック量の適正化を図るとともに、住宅管理コストの効率化に努め、繰越欠損金の解消が見込まれるなど、財務体質の強化に取り組んできたところである。こうした状況を踏まえ、将来の家賃収入を確保するため、これまで抑制してきたストックへの投資を促進することが必要である。</p> <p>また、UR賃貸住宅は、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に適切に対応するため、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネット</p>	<p>2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち(ミクストコミュニティ)の実現</p> <p>UR賃貸住宅については、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に適切に対応するため、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めるとともに、国民共有の貴重な地域資源として政策的役割を果たすため、持続可能な経営基盤の確立に向け、ストック量の適正化を進めつつ、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現の3つの視点で、UR賃貸住宅ストックの多様な活用を行い「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち(ミクストコミュニティ)」の実現を目指す。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸住宅団地(大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象)における地域の医療福祉拠点化団地の形成数 累計120団地 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守りサービス提供数 ・健康寿命サポート住宅等の高齢者向け住宅の供給戸数 ・子育て世帯を支援する住宅の供給戸数 ・大学等との間で締結した連携協定等の件数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携しつつ、地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進することにより、団地やその周辺地域に居住する高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備を推進しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸住宅団地(大都市圏の概ね1,000戸以上の団地約200団地が対象)における地域の医療福祉拠点化団地の形成数 94団地(累計143団地) <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守りサービス提供数 1,372件 [参考:累計数推移(平成30年度末時点→令和5年度末時点5,279件)] ・健康寿命サポート住宅等の高齢者向け住宅の供給戸数 22,000戸を維持 ・子育て世帯を支援する住宅の供給戸数 1,668戸 ・大学等との間で締結した連携協定等の件数 66件 [参考:(平成30年度末時点)45件] 	<p><評定と根拠> I-2-(1)</p> <p>評定:A</p> <p><評価の概要></p> <p>UR賃貸住宅の地域医療福祉拠点化団地の形成数について、中期目標期間の計画値71団地(累計目標120団地)形成に対し、94団地(累計143団地)を形成し、目標及び累計目標を大きく上回り、達成率は132%となった。</p> <p>これは、地方公共団体や地域包括支援センター、大学、事業者、居住者等の地域関係者との丁寧な対話を継続し、連携体制を円滑に構築できたこと、また、地域関係者との信頼関係に基づくネットワークを活用し、団地・地域ごとの状況・課題等に応じた多様な拠点化施策を実施するなど、これまで培ってきたノウハウを総動員したことによるものである。</p> <p>地域医療福祉拠点化団地に配置した「生活支援アドバイザー」等が、地域関係者等と連携し、コロナ禍において途絶えた連携体制の再構築を図ったことや、オンライン会議・配信を活用するなど工夫を凝らして地域活動を再開するなどしたことは、高齢者等多様な世代の顔の見える関係性づくりや交流機会の創出といった高いニーズへの適切な対応であり、各団地の地域関係者</p>	評定	A	<p><評定に至った理由></p> <p>中期目標で定めた定量目標については、以下のとおり所期の目標を上回って達成することが見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸住宅団地(大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象)における地域の医療福祉拠点化団地の形成数について、地域に不足している医療福祉施設の誘致を推進していること等により、中期目標で定めた定量目標「120団地」(中期目標期間中に新たに71団地)形成に対し、令和4年度までの実績値は「133団地」(中期目標期間中に新たに84団地)形成と前倒しで達成しており、中期目標期間を通じた実績値は「139団地」(中期目標期間中に新たに90団地、達成率126%)形成となる見込みである。 <p>機構は、UR賃貸住宅団地やその周辺地域において、幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を実現するため、以下の取組を実施している。</p> <p>(※以下、実績値等は特記なき場合は令和4年度末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療福祉拠点の形成に向けて、ストック再生・再編等の推進により生み出された整備敷地を活用するなどにより、これまで高齢者施設を491件、子育て支援施設を622件誘致した。また、地域医療福祉拠点化の取組を進めるに当たっては、地方公共団体をはじめとする地域の関係者との連携体制を構築している。加えて、令和2年度には、地域医療福祉拠点化の効果把握に取り組み、令和5年度に第2回目を実施予定である。 ・団地内の施設、屋外空間等の改修とイベント等のソフト施策を連動させるなど、UR賃貸住宅団地を中心としたミクストコミュニティの形成に資する取組を実施している。また、これらの取組について、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても、オンライン配信等の 	評定	A
					<p><評定に至った理由></p> <p>中期目標で定めた定量目標については、以下のとおり所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸住宅団地(大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象)における地域の医療福祉拠点化団地の形成数について、地域に不足している医療福祉施設の誘致を推進していること等により、中期目標で定めた定量目標「120団地」(中期目標期間中に新たに71団地)形成に対し、中期目標期間を通じた実績値は「143団地」(中期目標期間中に新たに94団地、達成率132%)形成となった。 <p>機構は、UR賃貸住宅団地やその周辺地域において、幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を実現するため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療福祉拠点の形成に向けて、ストック再生・再編等の推進により生み出された整備敷地を活用するなどにより、高齢者・子育て支援施設を誘致し、令和5年度末現在、高齢者施設が488件、子育て支援施設が645件ある。また、地域医療福祉拠点化の取組を進めるに当たっては、地方公共団体をはじめとする地域の関係者との連携体制を構築した。加えて、令和2年度には、地域医療福祉拠点化の効果把握に取り組み、令和5年度に第2回目を実施した。 ・団地内の施設、屋外空間等の改修とイベント等のソフト施策を連動させるなど、UR賃貸住宅団地を中心としたミクストコミュニティの形成に資する取組を実施した。また、これらの取組について、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても、オンライン配信等の工夫をしながら着実に継続した。 ・健康寿命の延伸をサポートすることを目的としたバリアフリー仕様の住戸である「健康寿命サポー 				

<p>としての役割の充実を図るとともに、国民共有の貴重な地域資源として、今後も政策的役割を果たすため、「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち」の実現を目指すことが重要である。</p> <p>このため、機構は、持続可能な経営基盤の確立に向け、ストック量の適正化の取組を着実に進めつつ、UR賃貸住宅ストックの多様な活用を図るため、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現の3つの視点で取り組むこと。</p>				<p>等から「高齢者を含む近隣トラブルが解決した」等と評価されている。</p> <p>中期目標期間に地域医療福祉拠点化を進めた団地を中心に、連携体制を構築した地域関係者に加え地方公共団体、大学、民間事業者等との連携や、豊かな屋外空間・共用部等団地の強みを活かした施策を展開することで、「コロナ禍ではあるがイベントで良い思い出ができた」「地域住民同士で新たな交流が生まれた」など居住者から評価の声を得ており、地域の豊かなコミュニティ醸成を促進した。</p> <p>加えて、豊かな屋内外の空間を備え、多くの方々が住まう団地を“地域の資源”として活用し、地域に必要な住宅・施設・サービスの整備を推進している。</p>	<p>工夫をしながら着実に継続している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康寿命の延伸をサポートすることを目的としたバリアフリー仕様の住戸である「健康寿命サポート住宅」等の高齢者向け住宅の供給戸数22,000戸を維持している。加えて、民間事業者と連携して提供する見守りサービスについて、令和4年度に提供事業者を追加し、サービス提供内容の向上を図っているほか、団地に常駐し、高齢者への相談対応等を行う生活支援アドバイザーを累計170団地に配置するなど、地域医療福祉拠点化の進展と併せ、高齢者が安心して住み続けられる環境整備に取り組んでいる。 子育て世帯及び新婚世帯を対象とした家賃減額を行う「子育て割」を計1,624戸で実施したほか、子育て世帯とそれを支援する親世帯が近居するにあたり、UR賃貸住宅に子育て世帯が入居する場合に適用される「近居割」について、令和3年度から国の財政支援を得て割引率の引上げ等の制度拡充を図りつつ、令和5年度末時点において計2,201戸で実施するなど、子育て世帯を支援する住宅の供給に取り組んだ。また、UR賃貸住宅団地における子育て支援の強化のため、令和4年度から子育て関連情報の発信等を行う「子育てサポーター」の配置を試行的に開始するなど、子育てしやすい環境づくりに資する取組を行っている。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、ライフスタイルの多様化が一層進んだことを受け、団地内共用部を活用したテレワークスペースの設置やキッチンカーの誘致、機構と関わりのある地方都市と連携したマルシェ等に取り組んでいるほか、機構と共にコミュニティ形成等に取り組む大学や民間事業者等との連携拡大を図り、有効な連携協定数を累計64件としている。 	<p>ト住宅」等の高齢者向け住宅の供給戸数22,000戸を維持した。加えて、民間事業者と連携して提供する見守りサービスについて、令和4年度に提供事業者を追加し、サービス提供内容の向上を図っているほか、団地に常駐し、高齢者への相談対応等を行う生活支援アドバイザーを令和5年度末時点で累計184人配置するなど、地域医療福祉拠点化の進展と併せ、高齢者が安心して住み続けられる環境整備に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯及び新婚世帯を対象とした家賃減額を行う「子育て割」を中期目標期間に計1,668戸で実施したほか、子育て世帯とそれを支援する親世帯が近居するにあたり、UR賃貸住宅に子育て世帯が入居する場合に適用される「近居割」について、令和3年度から国の財政支援を得て割引率の引上げ等の制度拡充を図りつつ、令和5年度末時点において計2,201戸で実施するなど、子育て世帯を支援する住宅の供給に取り組んだ。また、UR賃貸住宅団地における子育て支援の強化のため、令和4年度から子育て関連情報の発信等を行う「子育てサポーター」の配置を試行的に開始し、令和5年度からは本格実施として3つのエリアに配置し、子育てしやすい環境づくりに資する取組を行った。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、ライフスタイルの多様化が一層進んだことを受け、団地内共用部を活用したテレワークスペースの設置やキッチンカーの誘致、機構と関わりのある地方都市と連携したマルシェ等に取り組んだほか、機構と共にコミュニティ形成等に取り組む大学や民間事業者等との連携拡大を図り、有効な連携協定数を令和5年度末現在で、累計66件とした。
<p>(1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備</p> <p>少子高齢化の進展、単身世帯等の増加等に伴い、住民同士のコミュニティが希薄化するという事態に直面しており、UR賃貸住宅団地及びその周辺地域も含めた住民が安心して健やかに住み続けられるよう、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携し、高齢者、子育て等の幅広い世代や多様な世帯が</p>	<p>(1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備</p> <p>UR賃貸住宅においては、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、民間事業者等、地域関係者と連携しつつ、地域の医療福祉拠点化や高齢者向け住宅の供給、安心して子育てができる住環境の整備により、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図り、高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯</p>			<p>以上により、「新たな日常」への対応を進めつつ、団地だけでなく地域コミュニティの拠点となる施設整備や多様な世代・ライフスタイルへ対応するソフト展開を実施するなど、中期目標期間における所期の目標を上回る成果をあげていることから、A評価とする。</p>	<p>これらを踏まえ、機構の活動により、中期目標における所期の目標を上回る見込みであること、幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備に係る優れた取組を実施し、地域医療福祉拠点の形成も一層進めていること、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態に直面しつつも、既存サービスの拡充や政策的なニーズに対</p>	<p>これらを踏まえ、機構の活動により、中期目標における所期の目標を上回っていること、幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備に係る優れた取組を実施し、地域医療福祉拠点の形成も一層進めたこと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態に直面しつつも、既存サービスの拡充や政策的なニーズに対応する取組</p>

<p>安心して住み続けられる住環境を整備することが求められている。</p> <p>このため、機構は、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸住宅団地を活用し、地域の医療福祉拠点化の形成を一層推進すること。 ・UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、幅広い世代や多様な世帯が互いに交流し、支え合い、生き生きと暮らし続けられるミクストコミュニティの形成に向けた取組を実施すること。 また、コミュニティを維持し、活性化させる取組や、高齢者の健康寿命の延伸や生きがい創出に寄与する取組を充実すること。 ・高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備するため、高齢者向けの住宅を適切に供給するとともに、見守りサービス等を推進すること。 併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方について検証すること。 ・子育て世帯が安心して子育てしやすい環 	<p>が安心して住み続けられる住環境を整備する。また、多様化するライフスタイルへの対応を図るため、民間事業者等との連携による生活支援サービスの提供等を行う。</p> <p>① 地域の医療福祉拠点化</p> <p>機構は、UR賃貸住宅団地内に地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療、福祉サービス等が提供されることで、団地やその周辺地域において、安心して健やかに住み続けることができよう、平成26年度からUR賃貸住宅団地を活用した地域の医療福祉拠点化(以下「地域医療福祉拠点化」という。)を進めており、今後も更なる推進を図る。</p> <p>地域医療福祉拠点化に当たっては、地域と連携しつつ、地域に不足している医療施設・介護施設・子育て支援施設等の充実を図るとともに、高齢者向け住宅や子育て世帯向け住宅の供給等により幅広い世代や多様な世帯に対応した居住環境の整</p>		<p>① 地域の医療福祉拠点化</p> <p>超高齢社会への対応として、UR賃貸住宅団地内へ地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療・介護サービス等を提供する地域の医療福祉拠点の形成に向け、中期目標期間においては、新たに全国58団地(大都市圏の概ね1,000戸以上の団地)において着手するとともに、94団地(大都市圏の概ね1,000戸以上の団地)において形成した。</p> <p>これにより、大都市圏の概ね1,000戸以上の団地における地域の医療福祉拠点化団地の形成数は累計143団地となり、中期目標期間の累計目標120団地を23団地上回って達成した。</p> <p>具体的には、ストック活用・再生等の推進により生み出された整備敷地の活用等により、高齢者・子育て支援施設を誘致した。令和5年度末現在の高齢者支援施設は488件、子育て支援施設は645件となっている。</p> <p>地域医療福祉拠点化の進捗状況や特徴について、定期的</p>		<p>応する取組を間断なく進めていることを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p><指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者は「A」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4期中期目標期間において、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保の観点から少子高齢化社会への対応を図る必要があり、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備は、機構の基本的な責務の一つである。地域医療福祉拠点化団地の形成など計画に基づき適切に業務が推進されており、今後も期待される。 ・医療福祉拠点化団地の形成数は、中期目標の定量目標71団地に対して見込値が90団地となっており、第4期中期目標期間における達成率が127%となる見込みであることから、中期目標期間の見込評価に関してもA評定に相当する。超高齢化が進む我が国では、医療福祉拠点化の推進は、重要な政策課題に沿うものであり、またそこに居住する高齢者にとっても安心のできる居住環境の形成につながるものである。医師会等をはじめとする地域関係者が錯綜する中、調整のノウハウが活かされていくものと思うので、今後も着実に進め実績を積み上げていただきたい。 ・地域医療福祉拠点化団地の形成数、生活支援アドバイザーの配置数ともに中期目標期間を通して着実に数を伸ばしており、A評定で問題ないと考え ・本項目には4つの指標が設定されているが、このうちいくつかは定量目標として設定すべきではないか。 ・生活支援アドバイザー、見守りサービスなど「(3)UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現」と重なる部分も多く、指標の再掲、すみ分けなどを検討してはどうか。 	<p>を間断なく進めたことを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p><指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者は「A」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加する単身高齢世帯への支援、子育て支援の強化、居住者の参加を前提としたコミュニティの実現、地域の社会資源との連携など、少子高齢化社会への対応を地道に着実に推進している点は評価に値する。 ・地域との連携を図りながら生活支援アドバイザーの配置や医療福祉拠点化団地の形成等の事業を推進しており、子育て支援サポーターの設置に係る取組等、第4期中期目標における所期の目標を十分に達成しているものと認められる。 ・高齢化社会を支えるインフラになっている医療福祉拠点化団地の形成数が、中期目標計画値71団地に対して実績値94団地となっており、昨年度の見込み値よりもさらに踏み込んだ実績を出していること、これを前倒して進めた実績は大きい。さらに、第4期中期目標期間を通じて、生活支援アドバイザーの配置及び、子育てサポーターの本格稼働の推進、地域住民とのコミュニティづくり等、少子高齢化を支えるインフラづくりを着々と進めていることはA評定に値する。
---	---	--	---	--	--	---

<p>境を整備すること。 ・民間事業者等との連携により、多様なライフスタイルや柔軟な働き方の実現に向けた取組を充実すること。</p>	<p>備を進める。また、高齢者世帯だけでなく若者世帯、子育て世帯等を含むコミュニティ醸成を推進することで地域における包括的な支援やサービスを提供する地域包括ケアシステム等の体制の構築に貢献する。さらに、これらの施策を進めたことによる効果を把握、分析し、適切に地域医療福祉拠点化を推進するものとする。</p> <p>地域医療福祉拠点化については、令和5年度までに累計で120団地程度の形成を目指す。</p>		<p>に評価・見える化し、その後の整備等の方向性を共有化している。また、令和2年度に施策効果の把握・分析を実施し、それを踏まえ、令和3・4年度において、今後の継続実施に係る検討を行った。令和5年度中に次回の効果把握・分析を実施しており、令和6年度中に分析結果を公表する予定である。</p>			
	<p>② 豊かなコミュニティ醸成</p> <p>UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、互いに交流し、支え合い、幅広い世代や多様な世帯が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）を形成するため、団地内でのコミュニティ拠点の整備やイベントの開催等、交流、支え合いの場の提供を推進する。</p> <p>また、地域のコミュニティを維持し、活性化させるとともに、健康寿命の延伸や生きがいの創出に寄与するため、地域関係者や大学</p>		<p>② 豊かなコミュニティ醸成</p> <p>UR賃貸住宅団地を含む地域一体で交流を促進し、ミクストコミュニティの形成を推進するため、施設等のハード改修と並行してコミュニティ形成に資するイベントを開催するなどハード・ソフト両面の施策を行った。</p> <p>令和2年度から続いたコロナ禍により、イベント開催等が困難な状況となったが、国の指針等に則った感染予防対策を徹底し、オンライン配信の活用等創意工夫しながら様々な種類のイベント等の開催を推進することで、高齢者等の外出機会の創出や健康寿命の延伸、子育て世帯等を含めた多世代間における交流の促進に寄与している。</p>			

	<p>等との連携を図り、多様な世帯の交流を促進させるとともに、高齢者の社会参画機会の創出等を図る。</p>					
	<p>③ 高齢者向け住宅の供給、見守りサービスの推進</p> <p>高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備するため、既存のUR賃貸住宅団地を活用し、高齢者の自立した生活を前提とした地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅の供給や見守りに関するサービスの推進等を行うほか、住替え支援等高齢者の身体状況の変化に応じた対応などを推進する。</p> <p>併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方について検証する。</p>		<p>③ 高齢者向け住宅の供給、見守りサービスの推進</p> <p>自立高齢者が安心して住み続けられるよう、移動に伴う転倒防止等に配慮した住宅「健康寿命サポート住宅」を供給（中期目標期間計 3,609 戸）し、既存の高齢者向け優良賃貸住宅と合わせ、高齢者向け住宅の 22,000 戸供給を維持した。</p> <p>また、高齢者世帯等が安心して住み続けられる環境を整備するため、民間事業者と連携し、基本的に全国の居住者が低廉な料金で利用でき、人感センサーを室内に設置して本人に異常がないか確認・連絡等を行う「見守りサービス」は引き続き提供しており（中期目標期間計 5,279 件）、令和 4 年度から事業者の選択肢が増加したことから、駆けつけ等のオプションを含め、サービスの向上が図られた。</p> <p>賃貸住宅ストックの多様な活用として、バリアフリー化等を施した高齢者向け住宅や子育て世帯を支援する住宅の供給等を適切に実施するとともに、前述の見守りサービスの提供等を含め、高齢者世帯・子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備を実施した。</p>			

			<p>また、団地に常駐し、高齢者等に対する見守りや相談対応等の居住者サービスを提供する生活支援アドバイザーの配置を推進しており、令和5年度末時点で累計184人を配置している。地域関係者との連携を図った上で高齢者等を中心とした地域住民各々のニーズの把握に努め、地域関係者との連携を図ることで、緩やかな見守り体制の構築に資するとともに、地域に寄り添ったイベント企画やハード整備といった施策を推進し、高齢者等の生きがい創出につなげている。</p>			
	<p>④ 安心して子育てができる住環境の整備 子育て世帯が安心して子育てしやすい住環境を整備するため、地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅や子育て世帯に配慮した設備等を備えた住宅等の子育て世帯向け住宅の供給、子育て支援施設の誘致、子育て世帯の相互交流や助け合いを支援するサービスの提供などを促進する。</p>		<p>④ 安心して子育てができる住環境の整備 子育て世帯及び新婚世帯を応援するため、地域優良賃貸住宅制度を活用し、一定の要件を満たす新規入居者の家賃を最大2割減額する「子育て割」を引き続き着実に供給し、中期目標期間に計1,668戸の供給を行った。 また、令和4年1月からは、子育て世帯とこれを支援する親世帯等が近居する場合に、UR賃貸住宅に新たに入居する子育て世帯に対して家賃減額（近居割）を拡充することとし、令和5年度末時点において計2,201戸で実施するなど、安心して子育てができる環境整備を図っている。 さらに、令和4年度に試行配置したUR子育てサポーターについて、令和5年度は本格実施として提供エリアに配</p>			

			<p>置し、地域のニーズを把握し やすい体制を構築すること で、子育て世帯向けの情報発 信やイベント開催等のサービ スを提供した。</p> <p>加えて、ストック活用・再 生等の推進により生み出され た整備敷地の活用等により、 子育て支援施設等を誘致し た。令和5年度末現在の子育 て支援施設は645件となっ ている。(再掲)</p> <p>各団地において、子育て世 帯の相互交流や助け合いを支 援するサービスの提供等を促 進した。</p>			
	<p>⑤ 多様なライフス タイルへの対応</p> <p>多様なライフスタイ ルに対応し、柔軟な働 き方の実現に寄与す るため、民間事業者、大学 等との連携により、高 齢者世帯、子育て世帯 等の生活利便性の向上 に資する生活支援サー ビスの導入や、テレワ ークへの対応等を図 る。</p> <p>民間事業者等との連 携に当たっては、民間 事業者等の意向や収益 性等、事業上の課題を 考慮し、機構と連携す る民間事業者等がとも に収益向上を図ること が可能となる事業スキ ームを導入するなど、 連携手法の多様化を図 るとともに、民間等の ノウハウを適切に活用</p>		<p>⑤ 多様なライフスタイルへ の対応</p> <p>コロナ禍で蓄積してきたノ ウハウ・団地の豊かな空間・ 豊富な住戸バリエーション 等、団地の強みを活かした「新 しい暮らし」の提案を行い、 新たなサービスを試行的に実 施した。</p> <p>具体的には、共用部等への テレワーク可能なスペースの 設置や運営事業者の誘致、キ ッチンカー等の誘致、地方都 市の野菜等物産販売を実施し た。大学や民間事業者等との 連携を推進し、ライフスタイ ルの多様化への対応を図っ た。中期目標期間において着 実に連携先の拡大に努め、令 和6年3月31日現在で有効 な連携協定数は66件となっ ている。</p>			

	することで、サービス水準の向上を図る。					
--	---------------------	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-2	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現 (2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1：居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 政策目標 7：都市再生・地域再生の推進 施策目標 25：都市再生・地域再生を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条第1項第12号から第15号まで等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	重要度：「高」 住生活基本計画(全国計画)において、コンパクトシティ等のまちづくりと連携しつつ、買い物、医療、教育等に関して居住者の利便性等を向上させるなど、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境や住宅地の魅力の維持・向上を図るものとされているため。 難易度：「高」 UR賃貸住宅の居住者に占める高齢者の割合が増えるなか、居住者の居住の安定を確保しつつ、居住者の理解・協力を得た上で、団地再生事業を進める必要があるため、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和5年度）5-①、5-② 行政事業レビューシート番号 0006、0108、0109

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的とした供給割合（計画値）	概ね過半	—	50%	50%	42%	40%	50%	予算額（百万円）	459,519	486,713	488,101	506,727	505,191
団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的とした供給割合（実績値）	—	—	78%	75%	60%	45%	78%	決算額（百万円）	445,711	459,748	464,914	471,585	476,259
達成率	—	—	156%	150%	143%	113%	156%	経常費用（百万円）	568,809	575,730	584,227	554,762	554,998
		—	—	—	—	—	—	経常利益（百万円）	76,549	74,358	87,167	104,646	102,206
	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト（百万円）	632,684	663,696	679,799	669,599	674,689
	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数（人）	1,592	1,643	1,678	1,703	1,709

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
<p>(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進</p> <p>国民共有の貴重な地域資源であるUR賃貸住宅団地は、地域や団地の特性、住宅需要の動向を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携・協力し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力あるまちづくりを進め、地域の価値と魅力を高めることが求められている。</p> <p>このため、機構は、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の魅力を高める地域・まちづくりを推進するため、教育、業務、防災、交流、賑わい等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成等を進めるとともに、建替え、集約、改善等を複合的・選択的に実施し、計画的にストック再生を進めること。 ・持続可能な地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等 	<p>(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進</p> <p>団地再生に当たっては、UR賃貸住宅団地のみならずその周辺地域の価値や魅力を高めるため、地域や団地の特性、住宅需要の動向、機構の経営環境を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携、協力し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進する。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合概ね過半 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストック削減戸数 ・地方公共団体との間で締結した連携協定等の件数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸住宅団地のみならずその周辺地域の価値や魅力を高めるため、多様な主体と連携し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合67%* ※新たな機能の導入等を目的に供給した整備敷地等 31 件/供給した整備敷地等 46 件 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストック削減戸数 21,806 戸 ・地方公共団体との間で締結した連携協定等の件数 46 件 <p>[参考：(平成 30 年度末時点) 25 件]</p>	<p><評定と根拠> I-2-(2)</p> <p>評定：B</p> <p><評価の概要></p> <p>団地再生事業により、地域に必要な新たな機能の導入等を目的に中期目標期間に 31 件の整備敷地等を供給し、地方公共団体等の多様な主体と協働し、社会課題の解決に貢献している。</p> <p>中期目標期間に供給済みの整備敷地等では、18 施設が開設され、地域の価値・魅力向上に大きく貢献した。また、整備敷地等以外でも、団地集会所の改修（コミュニティ形成拠点）や賃貸施設への施設誘致（複合シェアサービス拠点）、団地広場における引退した鉄道車両の再活用、団地の空き施設で陸上養殖の共同研究を行い、建物の新たな活用方を模索した。</p> <p>UR賃貸住宅における資産の良質化とストック量の適正化のため、令和 5 年度末までに建替住宅を 4,178 戸供給するとともに、コロナ禍においても、居住者説明会等での丁寧な対応に努め、21,806 戸のストックを削減した。</p> <p>地方公共団体等との連携構築・強化を図るため、中期目標期間に新たに 26 件の連携協定等を締結（R5 年度末時点で有効な連携協定等は 46 件）し、千葉うみさとラインのブ</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>中期目標で定めた定量目標については、以下のとおり所期の目標を達成することが見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合について、地方公共団体との連携構築・強化を図り、地域に必要な拠点機能等の整備を推進したこと等により、中期目標で定めた定量目標「概ね過半」に対し、中期目標期間を通じた実績値は「62%」（達成率 124%）となる見込みである。 ・ただし、令和 2、3 年度においては、年度計画で予定していた供給敷地の供給数に対し、実際に民間事業者等に供給された敷地数が減少したこと等により、計画値を上回る達成率となったことは、評価に当たって一定の考慮が必要と考えられる。 <p>機構は、団地再生事業の実施に当たって、持続可能で活力あるまちづくりを推進するため以下の取組を実施している。</p> <p>(※以下、実績値等は特記なき場合は令和 4 年度末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3,136 戸の建替住宅を供給するとともに、15,751 戸のストックを削減し、住宅ストックの良質化とストック量の適正化を図った。また、建替え等の団地再生事業実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の流行下においても、継続して居住者への説明会等を通じた丁寧な対応に取り組んでいる。 ・地域のまちづくりと団地再生事業を連携して進めるに当たり、地方公共団体等との間で連携協定等を中期目標期間中に新たに 20 件締結（有効な連携協定等の件数は計 42 件）し、地方公共団体等との関係強化を図っている。 ・地域にゆかりのある鉄道車両の団地内広場への設置・活用や、団地内施設での魚介類の陸上養殖の取組など、従来の視点にとらわれない取組による 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>中期目標で定めた定量目標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合について、地方公共団体との連携構築・強化を図り、地域に必要な拠点機能等の整備を推進したこと等により、中期目標で定めた定量目標「概ね過半」に対し、中期目標期間を通じた実績値は「67%」（達成率 134%）であった。 ・ただし、令和 2、3 年度においては、年度計画で予定していた供給敷地の供給数に対し、実際に民間事業者等に供給された敷地数が減少したこと等により、計画値を上回る達成率となったことは、評価に当たって一定の考慮が必要と考えられる。 <p>機構は、団地再生事業の実施に当たって、持続可能で活力あるまちづくりを推進するため以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4,178 戸（令和 5 年度末時点）の建替住宅を供給するとともに、21,806 戸（令和 5 年度末時点）のストックを削減し、住宅ストックの良質化とストック量の適正化を図った。また、建替え等の団地再生事業実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の流行下においても、継続して居住者への説明会等を通じた丁寧な対応に取り組んだ。 ・地域のまちづくりと団地再生事業を連携して進めるに当たり、地方公共団体等との間で連携協定等を中期目標期間中に新たに 26 件締結（令和 5 年度末時点で有効な連携協定等の件数は計 46 件）し、地方公共団体等との関係強化を図った。 ・地域にゆかりのある鉄道車両の団地内広場への設置・活用や、団地内施設での魚介類の陸上養殖の取組など、従来の視点にとらわれない取組による機構が保有するストックの再生、利活用を試みた。 <p>これらを踏まえ、中期目標における所期の目標を</p>	

<p>と連携し、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築するとともに、団地再生を通じて、地域の防災機能の強化、コンパクトシティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援、公共公益施設の再編・再整備を推進すること。</p>	<p>当たっては、団地の特性、住宅需要の動向等を踏まえ、近接地建替えの実施も視野にエリア単位での団地の統廃合・再配置等を図り、建替え、集約、改善等を複合的、選択的にを行い、資産の良質化とストック量の適正化を図る。</p> <p>また、事業を予定する団地においては、個別団地の状況等を踏まえ、必要に応じて、コミュニティの活性化、資産の有効活用の観点から、定期借家契約を導入する。</p> <p>全面借地方式市街地住宅及び特別借受賃貸住宅については、土地所有者等との協議を行い、譲渡、返還等を着実に進める。</p>	<p>玉県草加市)では、令和3年度に国土交通省等が主催した「第2回グリーンインフラ大賞」において、団地の建替えに伴い、地域の環境資産を保存した新しいみどりのネットワークを形成するとともに、雨水流出抑制機能を持つレインガーデン・修景池の整備や多様なオープンスペースの配置による多世代交流の場を醸成したことが評価され、令和4年3月に国土交通大臣賞(生活空間部門)を受賞した。</p> <p>事業を予定する団地において、コミュニティの活性化や資産の有効活用の観点から、定期借家契約の導入を推進した。(R5年度末時点における契約件数2,670件)</p> <p>全面借地方式市街地住宅については、土地所有者等と協議し76団地(R5年度末時点)の譲渡、返還等の手続を完了した。</p> <p>特別借受賃貸住宅については、期間満了に伴い建物所有者に12団地(R5年度末時点)を返還した。</p>	<p>② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献</p> <p>持続可能で活力ある地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等との密接な意見交換の実施等により、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築する。また、団地再生に併せて、地域に必要な</p>	<p>ランディングや高島平地域等の価値向上での連携等、地方公共団体等とともに、社会課題に柔軟に対応した。</p> <p>このように、居住者から移転等に対する理解等を得ることによってはじめて創出できる整備敷地等に、地域の価値や魅力の向上に資する機能を導入するという、重要度及び難易度の高い定量目標について、計画値を大きく上回る実績(計画値対比134%)を達成したことに加え、過年度に供給済みの整備敷地等では、順次、施設が開設され、地域関係者(地域住民、地方公共団体等)から、新たな機能の実現等に対する期待や評価の声を頂いている。整備敷地等以外でも、団地広場における引退した鉄道車両の再活用や団地施設における陸上養殖の共同研究等、新たな活用方を模索してきた。これらは、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進に大きく貢献し、地域関係者からの当該機能への期待も高いものになっている。</p> <p>以上により、中期目標期間における所期の目標を達成していることから、B評価とする。</p>	<p>機構が保有するストックの再生、利活用が試みている。</p> <p>これらを踏まえ、中期目標における所期の目標を達成見込みであること、持続可能で活力あるまちづくりを推進するための取組を実施していることを総合的に勘案し、「B」評価とする。</p> <p><指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建替え事業等を契機とした新たなまちづくりの推進は機構にとって重要な事業と考えるが、地域交流支援、利便性向上、高齢者支援、教育支援など多様な視点からの事業推進が期待される。第4期中期目標期間において、新たな機能等を導入した整備敷地の供給はほぼ計画どおりと見込まれる。 ・機構の自己評価はAとなっているが、令和2、3年度の整備敷地の供給数に関して、当初の年度計画と実績値の計算方法に関し大臣評価の間の認識の相違があり、全体からすると予定されていた整備敷地の供給数が減少したため、形式的に計画値を上回り達成率を達成したように見え、機構の主体的な取組による成果とみなすのは難しい。 ・定量目標について、分母の数が小さいことによる達成率の不安定さに起因し、定量目標の達成率が120%を越えていると考えられる。 ・各年度の業務実績評価においてB評価としてきており、その総体としての見込評価としてはB評価が妥当であるとする。 	<p>達成していること、持続可能で活力あるまちづくりを推進するための取組を実施していることを総合的に勘案し、「B」評価とする。</p> <p><指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4期中期目標期間を通じて整備敷地の付加価値供与、地方自治体との連携や新たな民間事業者の発掘により持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進に貢献したと認められる。 ・第4期中期目標における所期の目標を達成したと認められる。
		<p>② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献</p> <p>団地の再生に併せ、地域の課題解決に資する地方公共団体との連携・協力体制を構築するため、地方公共団体との間で新たに26件[*]の連携協定等を締結し、有効な連携協定等は46件(R5年度末時点)となった。</p> <p>[*]新たな連携協定等の件数</p>				

<p>とされる拠点機能の整備、防災機能の強化、コンパクトシティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援や公共公益施設の再編・再整備等を推進する。</p> <p>さらに、団地再生に伴い整備した敷地の民間事業者等への譲渡等を通じて、民間事業者、社会福祉法人、医療法人等の多様な事業主体と協働し、医療、福祉、介護、商業、生活支援施設等、地域に必要な拠点機能の整備を推進するとともに、民間事業者の事業機会を創出する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度7件（埼玉県さいたま市、福岡県宗像市ほか） ・令和2年度2件（東京都北区、千葉県習志野市） ・令和3年度7件（東京都多摩市、東京都板橋区ほか） ・令和4年度4件（東京都足立区、大阪府堺市ほか） ・令和5年度6件（千葉県千葉市、東京都板橋区ほか） <p>このほか、団地集会所の改修（泉北桃山台一丁（大阪府堺市）コミュニティ形成拠点）や賃貸施設への施設誘致（成瀬駅前ハイツ（東京都町田市）複合シェアサービス拠点）、武庫川団地（兵庫県西宮市）の広場に引退した鉄道車両「赤胴車」設置による地域のコミュニティスペースとしての再活用、建物の新たな活用方策検討として新多聞団地（兵庫県神戸市）における民間事業者等との陸上養殖の共同研究を行った。</p>			
	<p>これらの施策を推進することにより、団地再生事業により供給する整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給する割合について、概ね過半を目指す。</p>		<p>中期目標期間において団地再生事業により供給した整備敷地等（全46件）のうち、31件※については、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給（全体の約67%）しており、このうちの18件では、令和5年度までに医療福祉施設や商業施設等の利便施設が開設に至り、地域の利便性向上や活性化に貢献している。</p> <p>※新たな機能の導入等を目</p>			

			<p>的に供給した整備敷地等の件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 7 件（浜見平団地 2 件（神奈川県茅ヶ崎市、利便施設・公園）、日の里団地（福岡県宗像市、利便施設）、豊四季台団地（千葉県柏市、利便施設）ほか） ・令和 2 年度 9 件（コンフォール松原 2 件（埼玉県草加市、利便施設・子育て支援施設）、鳴子団地 2 件（愛知県名古屋市、子育て支援施設・高齢者生活支援施設）、南花台団地（大阪府河内長野市、子育て支援施設）ほか） ・令和 3 年度 3 件（コンフォール松原（利便施設）、平塚高村団地（神奈川県平塚市、医療施設）、高森台団地（愛知県春日井市、利便施設）） ・令和 4 年度 5 件（ヌーヴェル赤羽台（東京都北区、利便施設）、澄川団地（北海道札幌市、利便施設）、平塚高村団地（高齢者生活支援施設）ほか） ・令和 5 年度 7 件（ヌーヴェル赤羽台（東京都北区、情報発信施設）、南花台団地（公園等）、洋光台北団地（神奈川県横浜市、高齢者生活支援施設）ほか） ・その他、住宅用途：15 件（令和元年度 2 件、令和 2 年度 3 件、令和 3 年度 2 件、令和 4 年度 6 件、令和 5 年度 2 件） 		
--	--	--	---	--	--

			<p>なお、日の里団地の利便施設（令和元年度整備敷地等供給、令和3年度コミュニティ拠点「ひのさと48」開設）は、ビール工房・団地クライミング・Co-Doing スペース等、地域との対話等により、徐々に機能を具体化しており、「さとのBEER」が世界的な賞を受賞したことや団地クライミング等が多くのメディアに掲載されたことに加え、令和4年5月には、国土交通省が「まちづくりのあらゆる取組の中から特に優れたものを表彰」するために創設した「第1回まちづくりアワード」にて、特別賞（実績部門）も受賞し、先導的な施設となった。</p>		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-3	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現 (3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3：総合的なバリアフリー化を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条第1項第12号から第15号まで等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	難易度：「高」 今後耐震改修等を実施する必要がある住宅棟については、居住性等に配慮した計画・工法検討を要する等、改修難易度が高い高層建築物等や区分所有者との合意が必要となる建物が多いことや、耐震改修等の内容によっては、店舗及び住宅の賃借人との合意も必要となるなど、多くの居住者の方々の理解を得て耐震改修を進めることが必要不可欠であることから、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和5年度）5-① 行政事業レビューシート番号 0006

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
バリアフリー化を図った住宅の割合 (計画値)	60%	—	56%	57%	59%	61%	63%	予算額（百万円）	459,519	486,713	488,101	506,727	505,191
バリアフリー化を図った住宅の割合（実績値）	—	—	57.0%	59.0%	60.8%	62.5%	64.2%	決算額（百万円）	445,711	459,748	464,914	471,585	476,259
達成率	—	—	102%	104%	103%	102%	102%	経常費用（百万円）	568,809	575,730	584,227	554,762	554,998
UR賃貸住宅ストックの耐震化率（住宅棟の耐震改修等の実施） (計画値)	95%以上 (200棟)	—	— (30棟)	— (40棟)	— (30棟)	— (27棟)	95%以上 (44棟)	経常利益（百万円）	76,549	74,358	87,167	104,646	102,206
UR賃貸住宅ストックの耐震化率（住宅棟の耐震改修等の実施） (実績値)	—	—	— (44棟)	— (65棟)	— (33棟)	— (37棟)	95.6% (49棟)	行政コスト（百万円）	632,684	663,696	679,799	669,599	674,689
達成率	—	—	147%	163%	110%	137%	111%	従事人員数（人）	1,592	1,643	1,678	1,703	1,709

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
<p>(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現</p> <p>UR賃貸住宅の高経年化が進むなか、居住者のライフスタイルの変化やニーズの多様化に適切に対応し、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するためには、UR賃貸住宅ストックの質や価値の向上を図ることが求められる。</p> <p>このため、機構は、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化するニーズに対応した快適で魅力ある賃貸住宅の供給を図るため、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修の実施を推進すること。 ・安全で安心な賃貸住宅の供給を図るため、適時・適切な計画的修繕や耐震改修等を推進すること。 ・高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、住宅セーフティネットの役割を果たすこと。 ・ミクストコミュニティ 	<p>(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現</p> <p>UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するため、多様化する居住ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理等の実施等により、賃貸住宅ストックの価値向上を図り、経営基盤を安定化させ、住宅セーフティネットとしての役割の充実など政策的役割を持続的に果たす。</p> <p>① 多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給</p> <p>国民の多様化する居住ニーズに対応するため、既存のUR賃貸住宅について、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修を推進し、快適で魅力ある賃貸住宅を供給する。なお、バリアフリー化率*は、令和5年度末時点において60%以上とする。</p> <p>また、地域や団地の特性に応じて、費用対効果を踏まえた投資を行うこととし、民間事業者等と連携、顧客満</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化を図った住宅の割合 60%以上 ・UR賃貸住宅ストックの耐震化率 200棟の耐震改修等を実施 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リノベーション住宅、建替住宅の供給戸数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化する居住ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理、様々な制度を活用したサービスの提供等の実施により、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図り、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進したか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化を図った住宅の割合 64.2% ・UR賃貸住宅ストックの耐震化率 95.6% (228棟) <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リノベーション住宅の供給戸数 49,306戸 ・建替住宅の供給戸数 4,178戸 	<p><評定と根拠> I-2-(3)</p> <p>評定：B</p> <p><評価の概要></p> <p>多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給や適時・適切な修繕・維持管理等により、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進した。</p> <p>また、家賃補助付きのセーフティネット専用住宅や自立支援スキームを推進により、地域における住宅セーフティネットに貢献した。</p> <p><具体的な事例・評価></p> <p>① 建替住宅及びリノベーション住宅の供給並びにバリアフリー化の推進により、多様化する顧客ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅を供給した。</p> <p>特に、バリアフリー化を図った住宅の割合については、中期目標期間の計画値(60%)を令和3年度に前倒しで達成した。</p> <p>また、花見川団地(千葉県千葉市)で「MUJI×UR 団地まるごとリノベーション」を展開した結果、団地を拠点とした地域の生活圏の活性化に貢献した。</p>	評定	B	<p><評定に至った理由></p> <p>中期目標で定めた定量目標については、以下のとおり所期の目標を達成することが見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化を図った住宅の割合について、空家修繕時等に手すり等を設置するバリアフリー化を推進したことにより、中期目標で定めた定量目標「60%以上」に対し、中期目標期間を通じた実績値は「63%」(達成率105%)となる見込みである。 ・UR賃貸住宅ストックの耐震化率について、耐震改修工事等を推進したことにより、中期目標で定めた定量目標「95%以上(200棟以上の住宅棟で耐震改修等を実施)」に対し、中期目標期間を通じた実績値は「95.6%(228棟の耐震改修等を実施)」(達成率101%(耐震改修実施棟数について114%))となった。 <p>機構は、住宅セーフティネットとしての役割の充実に当たって、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進するため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の多様化する居住ニーズに対応するため、建替えによる住宅を4,178戸、改修によるリノベーション住宅を49,306戸供給したほか、耐震改修等の実施を含め、UR賃貸住宅の適切な修繕・維持管理をした。 ・民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続して実施している。また、令和4年3月以降、UR賃貸住宅がセーフティネット登録住宅として活用可能とされたことを受け、地方公共団体からの要請に応じて家賃低廉化補助付きの専用住宅として登録が始まったことや、令和3年度から始まった居住支援法人等と連携して生活支援等を行う取組への住戸の提供等は、国が政策として推進している住宅セーフティネット機能の一翼を機構が担っていく上で、その役割を強化していく端緒となるもので、次期中期目標期間におい
					<p><評定に至った理由></p> <p>中期目標で定めた定量目標については、以下のとおり所期の目標を達成することが見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化を図った住宅の割合について、空家修繕時等に手すり等を設置するバリアフリー化を推進したことにより、中期目標で定めた定量目標「60%以上」に対し、中期目標期間を通じた実績値は「63%」(達成率105%)となる見込みである。 ・UR賃貸住宅ストックの耐震化率について、耐震改修工事等を推進したことにより、中期目標で定めた定量目標「95%以上(200棟以上の住宅棟で耐震改修等を実施)」に対し、中期目標期間を通じた実績値は「95%以上(223棟の耐震改修等を実施)」(達成率100%(耐震改修実施棟数について112%))となる見込みである。 <p>機構は、住宅セーフティネットとしての役割の充実に当たって、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進するため、以下の取組を実施している。(※以下、実績値等は特記なき場合は令和4年度末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の多様化する居住ニーズに対応するため、建替えによる住宅を3,136戸、改修によるリノベーション住宅を41,309戸供給したほか、耐震改修等の実施を含め、UR賃貸住宅の適切な修繕・維持管理がなされている。 ・民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続して実施している。また、令和4年3月以降、UR賃貸住宅がセーフティネット登録住宅として活用可能とされたことを受け、地方公共団体からの要請に応じて家賃低廉化補助付きの専用住宅として登録が始まったことや、令和3年度から始まった居住支援法人等と連携して生活支援等を行う取組への住戸の提供等は、国が政策として推進している住宅セーフティネット機能の一 		

<p>ィの形成を図るため、近居促進制度など様々な制度を活用したサービスの提供を推進すること。</p> <p>・低所得の高齢者世帯、団地再生事業等の実施に伴い移転が必要となる居住者等の居住の安定の確保を図るため、国からの財政支援を得つつ、適切に家賃減額措置を講じること。</p>	<p>足度の向上と収益力の確保を図る。</p> <p>* i) 2箇所以上の手すりの設置、ii) 屋内の段差解消、iii) 車椅子で通行可能な広い廊下幅の確保の全部又は一部がなされた住宅の割合</p> <p>② 安全で安心なUR賃貸住宅の提供</p> <p>安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、適時・適切な計画的修繕、耐震改修等を実施し、住宅棟のうち耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有するものの割合を令和5年度末時点において95%以上とする。</p> <p>高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応するため、近居促進制度など様々な入居制度を活用しサービスの提供を行う。</p> <p>また、引き続き、居住者との意思疎通を図り、信頼関係を強化する。</p>		<p>② 安全で安心なUR賃貸住宅の提供</p> <p>住宅棟のうち耐震性を有するものの割合について、中期目標期間の計画値95%以上に対して、令和5年度末時点で228棟(計画200棟)の耐震改修等を実施し、目標を達成した。</p> <p>高齢者・子育て世帯等と、支援する親族の世帯の両方が、同一駅圏(概ね半径2km)のUR賃貸住宅に近居する場合(近居割)や、機構が指定するエリア内のあらゆる住宅で近居する場合(近居割ワイド)において、新たに入居する世帯の家賃を5年間5%割引する「近居割」を実施(R5年度末時点で、近居割対象1,190団地、近居割ワイド対象152エリア587団地)したことに加え、国の財政支援を得て、一定の所得以下の子育て世帯に対して、減額率を5%から20%に拡充(R4.1から募集開始)し、更なる推進を図ったことで、本制度による中期目標期間の契約件数については33,810件になった。</p> <p>また、居住者との相互理解の深化及び適切な管理水準の</p>	<p>② 適時・適切な修繕・維持管理等について、228棟(計画200棟)で耐震改修等を実施し、住宅棟のうち耐震性を有するものの割合が中期目標期間の計画値95%に対し、95.6%となり、安全で安心なUR賃貸住宅の提供を促進した。</p> <p>近居割等様々な入居制度を活用しながら、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続した。</p> <p>さらに、家賃補助付きセーフティネット専用住宅や自立支援スキームを推進した結果、関係者から、地元自治体や居住支援法人と連携することの大切さや、更なる展開に期待する声が寄せられており、地域における住宅セーフティネットに貢献した。</p>	<p>翼を機構が担っていく上で、その役割を強化していく端緒となるもので、次期中期目標期間においても継続的に取り組む必要がある。</p> <p>・若年・子育て世帯向けの近居割等の入居制度を活用し、ミクストコミュニティの形成等に資する適切な家賃減額を実施している。</p> <p>これらを踏まえ、中期目標における所期の目標を達成見込みであること、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進するための取組を着実に実施していることを総合的に勘案し、「B」評価とする。</p> <p><指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <p>・UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現は機構の基本的な使命である。建替え、リノベーション、バリアフリー化など多様な視点から事業が推進されている。次期中期目標期間においても適切な実施が期待される。</p> <p>・バリアフリー化のように、ストック数の割合が評価指標となっているものについては、短期間で大幅な改善を期待するのはもともと無理がある。次期中期目標の策定に当たっては定義の再考が必要ではないか。</p> <p>・住宅確保要配慮者向けのセーフティネット登録住宅、生活支援付き住宅のための支援団体とのマスターリース契約など、居住支援関係の定量目標や指標の設定が必要ではないか。</p> <p>・子育て支援に関する定量目標や指標の設定が今後期待されるのではないか。</p>	<p>でも継続的に取り組む必要がある。</p> <p>・若年・子育て世帯向けの近居割等の入居制度を活用し、ミクストコミュニティの形成等に資する適切な家賃減額を実施した。</p> <p>これらを踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していること、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進するための取組を着実に実施していることを総合的に勘案し、「B」評価とする。</p> <p><指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <p>・バリアフリー化の定量目標が、増分についての計算となっておらず、達成率120%が将来的に不可能な目標設定になっているのではないか。</p> <p>・住宅セーフティネットに関連した取組が開始されている点に注目している。家主としての取組、生活支援アドバイザーとしての取組、両面で展開されていくものと思料されるので、(1)多様な世代が安心して住み続けられる環境整備との関連を含めて、第5期中期目標で定量目標・指標設定をどのようにするか検討していただきたい。</p> <p>・バリアフリー化及び耐震化に関する定量目標を適切にクリアしており、第4期中期目標の所期の目標を達成できていると認められる。</p> <p>・第4期中期目標における所期の目標を達成したと認められる。</p>
--	---	--	--	---	---	---

			<p>維持に努めるべく、居住者団体等との懇談会等を開催した。</p> <p>UR賃貸住宅を活用した家賃補助付きのセーフティネット専用住宅の登録数について、令和4年度は神奈川県横浜市、福岡県福岡市及び東京都墨田区から、令和5年度は新たに東京都北区から要請を受け、令和5年度末時点における登録数は27戸となった。</p> <p>さらに、令和3年度から試行実施を開始した自立支援スキーム（生活支援等を行う居住支援法人等にUR賃貸住宅の空き住戸を賃貸する取組）については、全国的な試行実施を推進し、令和5年度末時点における自立支援スキームを活用した累計契約件数は3自治体で11戸になった。</p> <p>③ 居住者の居住の安定確保 家賃改定に伴い家賃が上昇する低所得高齢者世帯等、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）に入居する低所得高齢者世帯、健康寿命サポート住宅に入居する低所得高齢者世帯、「子育て割」及び「近居割」の入居世帯、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、国から財政支援約476億円を得て総額764億円の家賃減額を実施した。</p>	<p>③ 居住者の居住の安定の確保のために、UR賃貸住宅に居住する低所得の高齢者世帯等に対して、国からの財政支援を得つつ、家賃減額措置を適切に講じた。加えて、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置も講じ、居住者の居住の安定の確保に努めた。</p> <p>以上により、中期目標期間における所期の目標を達成していることから、B評定とする。</p>		
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 (1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 (2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条第1項並びに第2項第2号、第6号及び第7号等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	<p>重要度：「高」</p> <p>「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成28年3月11日閣議決定）において、平成28年度から令和2年度までの「復興・創生期間」では、災害に強く、かつ、被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進め、完了させることに重点的に取り組むこととされており、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）においても、令和3年度から令和7年度までの「第2期復興・創生期間」では、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととされていることから、機構においても被災地方公共団体から受託した事業等を計画通りに進める必要があるため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>復興まちづくり事業は、早期の復興を実現し、遅延することなく計画通りに確実に進める必要がある一方で、まち全体が事業区域となるなど、一般的な事業と比べ、事業規模が大規模なことに加え、特に福島県における復興まちづくり事業は、未だ多くの住民が避難中であることや事業区域への立ち入り規制があること等の事業実施に当たっての制約が多いことから、難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
/								予算額（百万円）	73,788	55,528	21,808	10,049	15,808
								決算額（百万円）	60,533	43,784	4,741	4,565	7,014
								経常費用（百万円）	65,910	46,533	6,860	6,005	8,165
								経常利益（百万円）	▲311	▲803	▲1,228	▲732	▲261
								行政コスト（百万円）	65,940	46,705	6,948	6,042	8,165
								従事人員数（人）	245	189	112	87	78

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
3. 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎えているものの、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する状況にあり、これらに取り組むことが必要である。 このため、機構は、復興支援を引き続き機構の最優先事項として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業を着実に実施すること。また、事業進捗に合わせた体制整備や機動的な組織運営を行うこと。	3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎え、また、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。また、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。 (1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 被災地方公共団体からの委託を受けた復興拠点整備事業等(3地区約117ha。令和2年度までに宅地等引渡し完了予定。令和3年度以降は7地区約208ha。そのうち、令和5年度までに約133haの宅地等引渡し完了予定。)を着実に実施するとともに、被災地方公共団体からの復興拠点整備事業や復興まちづくりに係るコーディネート等	<主な定量的な指標> - <その他の指標> ・3町(大熊町、双葉町、浪江町)から委託を受けた復興拠点整備事業等7地区約208haについて、令和5年度までに約133haの宅地等の引渡しを完了。各地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施 ・岩手県、宮城県、福島県の12地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業22地区約1,314haについて、各地方公共団体が定める事業計画に基づき着実に実施 <評価の視点> ・被災地の早期の復興を実現するため、復興事業を遅延することなく、計画どおり着実に進めているか。	<主要な業務実績> ① 支援体制等 東日本大震災の復興支援業務については、津波被災地域での事業が終盤を迎え、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、引き続き復興支援を機構の最優先業務として位置付け、令和元年4月に福島県いわき市に福島震災復興支援本部を設置し、岩手震災復興支援本部と宮城震災復興支援本部の3本部体制で支援を実施した。 また、福島県の原子力災害被災地域における支援体制は、令和元年度以降、毎年、現地職員の増員強化を図った。さらに、令和2年にはソフト支援を推進する専門の課を設置するなど、地元の意向を汲み取りながら、継続してハード・ソフト両面での支援を実施している。 津波被災地域について、令和3年度末に受託した全ての復興市街地整備事業が完了したため、適切な現地支援体制に見直しを行った。具体的には、令和4年度から岩手・宮城震災復興支援本部を岩手震災復興支援事務所と宮城震災復興支援事務所に縮小、令和5年から岩手震災復興支援事務所と宮城震災復興支援事務所を岩手・宮城震災復興支援事務所へ統合した。	<評定と根拠> I-3-(1) (2) 評定:A <評価の概要> 東日本大震災の復興支援業務については、令和2年度の「復興・創生期間」の終了に向けて、復興事業の総仕上げを行い、令和3年度以降の「第2期復興・創生期間」においても、引き続き機構の最優先業務に位置付け、進捗に合わせた適切な支援体制を確保した。 福島県の原子力災害被災地域においては、住民・経済活動もゼロからの復興という状況において、ハード面では、町と緊密な調整を行いつつ、スケジュールに合わせた基盤整備を着実に推進した。ソフト面では地域活動拠点等を用いた支援を行い、避難者が帰還しやすい環境づくりに努めた。 津波被災地域における復興市街地整備事業では、CM方式を活用する等により令和3年度末で全地区において受託業務を完了させ、被災地における一日も早い復興まちづくりの推進に貢献した。 また、整備完了後の造成地や移転元地においても、アフターフォローとして会議体に参画し、機構のまちづくり支援を通じて得られた知見を提	評定	A	<評定に至った理由> 東日本大震災の復興支援業務については、中期目標においても機構の最優先業務として位置づけている。津波被災地域での事業が終盤を迎え、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化した本中期目標期間においても、事業進捗にあわせた適切な支援体制を確保しながら、事業を着実に実施している。 復興市街地整備事業については、CM方式の活用等により令和3年度末で全地区(22地区約1,314ha)において受託業務を完了させ、被災地における一日も早い復興まちづくりの推進に貢献している。さらに、整備完了後の造成地や移転元地においても、アフターフォローとして会議体に参画し、機構のまちづくり支援を通じて得られた知見を提供するなど様々な支援も行き、被災地域の土地利用の推進にも寄与している。 災害公営住宅については、全ての建設要請(86地区5,932戸)について、令和2年度末までに建設及び引渡しを完了し、被災地における復興まちづくりの推進に貢献している。 加えて、福島県の原子力災害被災地域においては、復興拠点等整備の支援を3町(大熊町、双葉町、浪江町)から委託を受け、7地区約216haにおいて着実に推進し、令和5年度までに約137haの引渡しが見込みであるなど、ハードとソフトの両面から様々な施策を確実に積み上げて継続して支援を行い、復興まちづくりの推進に寄与している。 機構が、事業進捗に合わせて現地復興支援体制を整備しながら事業を着実に実施するとともに、国、県及び被災市町村の要請に応じ、様々な施策を確実に積み上げ、継続して支援を実施していることは、高く評価できる。さらに、東日本大震災における機構の復興支援に対して、各首長から感謝状を受領したほか、機構が復興支援した地区において、全建賞	評定	A
					<評定に至った理由> 東日本大震災の復興支援業務については、中期目標においても機構の最優先業務として位置づけている。津波被災地域での事業が終盤を迎え、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化した本中期目標期間においても、事業進捗にあわせた適切な支援体制を確保しながら、事業を着実に実施している。 復興市街地整備事業については、CM方式の活用等により令和3年度末で全地区(22地区約1,314ha)において受託業務を完了させ、被災地における一日も早い復興まちづくりの推進に貢献した。さらに、整備完了後の造成地や移転元地においても、アフターフォローとして会議体に参画し、機構のまちづくり支援を通じて得られた知見を提供するなど様々な支援も行き、被災地域の土地利用の推進にも寄与した。 災害公営住宅については、全ての建設要請(86地区5,932戸)について、令和2年度末までに建設及び引渡しを完了し、被災地における復興まちづくりの推進に貢献した。 加えて、福島県の原子力災害被災地域においては、復興拠点等整備の支援を3町(大熊町、双葉町、浪江町)から委託を受け、7地区約216haにおいて着実に推進し、令和5年度までに約137haの引渡しが見込みであるなど、ハードとソフトの両面から様々な施策を確実に積み上げて継続して支援を行い、復興まちづくりの推進に寄与した。 機構が、事業進捗に合わせて現地復興支援体制を整備しながら事業を着実に実施するとともに、国、県及び被災市町村の要請に応じ、様々な施策を確実に積み上げ、継続して支援を実施していることは、高く評価できる。さらに、東日本大震災における機構の復興支援に対して、各首長から感謝状を受領し				

<p>の技術支援の要請に応じ、引き続き、国と連携しながら、復興まちづくり支援を更に進める。</p>			<p>② 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 3町（大熊町、双葉町、浪江町）から委託を受けた復興拠点整備事業（7地区、約216ha（令和4年度に区域拡大した2地区8haを含むため、指標の208haとは一致しない））を着実に推進し、令和5年度までに、約137haの引渡ししが完了した。</p> <p>また、町が実施する復興拠点内の公的施設整備に係る建築物整備事業支援や、町の関係人口創出に向けて各町の地域活動拠点等を活用した施策等により地域再生に貢献するソフト支援も着実に実施し、ハード・ソフトの両面から復興まちづくり支援を加速させた。</p>	<p>供するなど様々な支援を行い、被災地域の土地利活用の推進にも寄与した。</p> <p>災害公営住宅整備事業においても、復興市街地整備事業と同様、全ての建設要請について、令和2年度末で建設及び引渡しを完了し、被災地における復興まちづくりの推進に貢献した。</p> <p>このように、事業進捗に合わせて現地復興支援体制を整備し、事業を着実に実施するとともに、国、県及び被災自治体の要請に応じ、継続してハード・ソフト両面での支援を実施したことは、被災地の復興まちづくりの推進に大きく寄与したといえる。</p> <p>東日本大震災における機構の復興支援に対して、各首長から感謝状を頂くなど、機構への評価と感謝の言葉を多々頂き、さらに、機構が復興支援した地区において、その復興まちづくりが評価され、全建賞やグッドデザイン賞等を受賞した。</p> <p>以上により、量及び質ともに中期目標期間における所期の目標を上回る成果をあげていることから、A評価とする。</p>	<p>やグッドデザイン賞等を受賞するなど、地方公共団体等からの評価により取組の効果が認められる。</p> <p>難易度の高い項目について、以上の取組及びその成果が見込まれるため、中期目標における所期の目標を上回って達成することが見込まれるため、「A」評価とする。</p> <p><指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他の事項> 評価について、外部有識者5名全員が「A」評価が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災からの復興は国家的な命題である。発災以来の機構の貢献は評価される。 ・平成23年の東日本大震災からの復興・復旧は我が国の悲願ともいえるべき位置づけの業務であり、なんとしても成し遂げなければならない重要度が高いものである。かつ原子力災害被災地域の復興拠点の整備は、難易度の極めて高い国家事業であったが、この事業を、機構が足下の日常的な業務と平行させながら、まさに先導的立場でやり遂げてきたもので素晴らしい実績を作り上げつつあり、令和5年度においても宅地の引き渡しを完了させるとのことであるから、A評価に値する。 ・原子力災害被災地域での復興については、資料でも指摘されているように、ハードの復興、ソフトの復興の両輪が機能することが重要である。その点でソフトの復興についての貢献がやや低いと思われる、地元の団体や支援に入っている大学やNPO団体等との連携を一層深めてもらいたい。 	<p>たほか、機構が復興支援した地区において、全建賞やグッドデザイン賞等を受賞するなど、地方公共団体等からの評価により取組の効果が認められる。</p> <p>難易度の高い項目について、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、「A」評価とする。</p> <p><指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他の事項> 評価について、外部有識者5名全員が「A」評価が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災3町の復興整備拠点事業や公的施設の建築物整備事業支援等の順調な実施を勘案し、原子力災害被災地域における復興支援や津波被災地域における復興市街地整備事業は第4期中期目標期間を通じて適切に推進されたものと認める。 ・第4期中期目標期間を通じて大変よく努力されたと考える。A評価で問題ないと考える。 ・平成23年の東日本大震災以来、約10年以上にわたりその復興業務にかかる機構の貢献は、素晴らしいと思料する。女川町、石巻など多くの被害を受けた街の復興を支え、また近年は、いまだ一部が帰宅困難地域も抱える双葉町のような原子力災害被災地域の復興拠点の整備等、困難度の極めて高い事業にも貢献しており、A評価は当然だと思料する。 																		
<p>(2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <p>被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業（22地区約1,314ha。令和2年度までに宅地等引渡し完了予定。）等について、事業計画に基づき着実に実施する。</p>			<p>【受託事例】</p> <table border="1" data-bbox="988 1121 1308 1946"> <thead> <tr> <th>所在</th> <th>地区・事業</th> <th>事業区域面積</th> <th>受託年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大熊町</td> <td>大川原・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業</td> <td>18ha</td> <td>H29.4</td> </tr> <tr> <td>下野上・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業</td> <td>42ha</td> <td>R2.8</td> </tr> <tr> <td>大熊西・工業団地整備事業</td> <td>21ha</td> <td>R3.5</td> </tr> <tr> <td>双葉町</td> <td>中野・一団地の復興再生拠点市街地形</td> <td>50ha</td> <td>H29.10</td> </tr> </tbody> </table>	所在	地区・事業	事業区域面積	受託年月	大熊町	大川原・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業	18ha	H29.4	下野上・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業	42ha	R2.8	大熊西・工業団地整備事業	21ha	R3.5	双葉町	中野・一団地の復興再生拠点市街地形	50ha	H29.10			
所在	地区・事業	事業区域面積	受託年月																					
大熊町	大川原・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業	18ha	H29.4																					
	下野上・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業	42ha	R2.8																					
	大熊西・工業団地整備事業	21ha	R3.5																					
双葉町	中野・一団地の復興再生拠点市街地形	50ha	H29.10																					

	成施設事業		
	双葉駅西側・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業	24ha	H30.11
	棚塩・産業団地整備事業	49ha	H29.12
浪江町	浪江駅周辺・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業	12ha	R4.5

※ 原子力災害被災地域における一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業については、全体約 147ha、5 地区の全てを機構が実施した。

③ 津波被災地域における復興支援

・復興市街地整備

16 自治体から委託を受け、26 地区で事業計画等の策定・検討を行った。また、12 自治体から委託を受けて 22 地区 1,314ha の事業を実施し、令和 3 年度中に全ての受託業務が完了した。なお、津波被災地域における復興市街地整備事業の大半を占める土地区画整理事業については、地域全体約 1,889ha、65 箇所（機構調べ）の約 6 割 1,122ha（25 箇所）において機構が支援を実施した。

併せて、復興市街地整備事業で整備した中心市街地の効果的な発信施策に関する提言

			<p>や造成地や移転元地の土地利活用の推進を支援するため、復興庁・被災3県による「土地利活用推進に関する実務担当者会議」へ参画するなど土地利活用促進に向けたソフト支援も行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害公営住宅整備 <p>平成29年度に建設要請を受けた1地区99戸が、令和2年度に完成し、計86地区5,932戸※の引渡しは全て完了した。</p> <p>※ 原子力災害被災地域を含め、整備された災害公営住宅約29,800戸(機構調べ)の約2割に相当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CM方式の活用等 <p>平成24年度に復興市街地整備事業において導入開始したCM方式については、市町・機構・CMR(コンストラクションマネージャー)が連携した各種課題等への対応や遅延防止、建物等の同時立ち上がりが必要な施工と並行したライフライン調整等、導入したマネジメント方式の利点を活用することで工期短縮等の効果が成果に大きく結びつき、令和2年度に全地区で宅地整備を完了した。</p> <p>さらに、CM方式に関して、土木学会での事例紹介や機構ホームページでの効果分析報告書公表等により情報発信を行った。また、これらに対して他機関から多数の問合せがあり、詳細説明や意見交換を行った。</p> <p>このほか、これまでの東日</p>			
--	--	--	--	--	--	--

			<p>本大震災の実績が評価され、令和2年3月に宮城県から更なる追加支援の要請があり、令和2年度から気仙沼市及び石巻市の復興事業間調整に係る技術支援を開始し、令和4年度までに支援が完了した。</p> <p>また、令和3年度に「東日本大震災復興市街地整備事業事業史」を発刊したほか、各種講演会等に積極的に登壇し、復興支援を通じて機構が得た知見や教訓の発信に努めることで、幅広い層への事前復興支援の普及に努めている。</p>		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な運営が行われる組織体制の整備 (1) 機動的・効率的な組織運営 (2) 管理会計の活用による経営管理の向上 2 業務の電子化		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
IV 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な運営が行われる組織体制の整備 効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要な、メリハリの効いた組織体制の整備を図ること。	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な運営が行われる組織体制の整備 (1) 機動的・効率的な組織運営 政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るため、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく組織の整備を行い、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保、災害からの復旧・復興支援、都市開発の海外展開支援等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に対する確に对应するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを行う。	<主な定量的な指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要な、メリハリの効いた組織体制の整備が図られているか。	<主要な業務実績> 中期目標期間における所期の目標達成に向けて最大限の成果を上げられる組織を目指すとともに、新たな政策課題に対応する体制を確保すること等を基本方針として、組織の見直しを行った。具体的には、震災復興支援業務及び宅地業務の収束に伴う戻り分を、DXや脱炭素化、子育て支援等の新規施策の推進、情報セキュリティの強化、地方都市等の再生、都市再生に係る新規事業組成、災害からの復旧・復興支援、UR賃貸住宅の団地再生の推進等の重点業務へ適切に配置するなどした。	<評定と根拠> II-1-(1) (2)、II-2 評定：B 組織体制の整備に当たっては、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく、事務・事業や組織の点検を行い、宅地業務の収束や震災復興支援業務の事業完了に伴う体制の縮小を行うなどの見直しを実施しており、その一方で、DXや脱炭素化、子育て支援等の新規施策の推進、情報セキュリティの強化、地方都市等の再生、都市再生に係る新規事業組成、災害からの復旧・復興支援、UR賃貸住宅の団地再生の推進等といった業務に重点的に配置するなど、メリハリの効いた組織体制の整備が図られている。	評定 B <評定に至った理由> 機構は、①効率的な運営が行われる組織体制の整備、②業務の電子化に当たって、以下の取組を実施し、令和5年度も同様の取組を実施予定である。 ①効率的な運営が行われる組織体制の整備 ・事務・事業や組織の点検を行い、宅地業務の収束や震災復興支援業務の事業完了に伴う体制の縮小を行うなどの見直しを行う一方、DX、脱炭素化の推進等の新たな政策課題への対応、都市再生事業、賃貸住宅事業等における効率的、効果的な事業推進に資する組織体制の整備を行った。 ・管理会計の活用により、部門別及び圏域・地区別の経営情報を適時適切に把握し、経営管理の精度向上に努めた。 ②業務の電子化 ・情報セキュリティ対策の強化やIT技術の高度化等に対応するため、次期基幹系システムの順次稼働、社内ネットワークシステムの刷新及び職員PCの仮想環境化を実施している。また、電子決裁システムの導入や全役職員へのシンクライアントパソコンの配布により、業務の効率化及び生産性向上を実現した。 ・デジタル技術を活用したより良いサービスの実現や業務改善を推進するため、機構におけるデジタル化推進体制を整備した上で、基本方針となるDX推進方針を策定し、DX施策を推進する人材の育成、サービス向上や業務上率化に資するDX施策を推進した。	評定 B <評定に至った理由> 機構は、①効率的な運営が行われる組織体制の整備、②業務の電子化に当たって、以下の取組を実施した。 ①効率的な運営が行われる組織体制の整備 ・事務・事業や組織の点検を行い、宅地業務の収束や震災復興支援業務の事業完了に伴う体制の縮小を行うなどの見直しを行う一方、DXや脱炭素化、子育て支援等の新たな政策課題への対応、都市再生事業、賃貸住宅事業等における効率的、効果的な事業推進に資する組織体制の整備を行った。 ・管理会計の活用により、部門別及び圏域・地区別の経営情報を適時適切に把握し、経営管理の精度向上に努めた。 ②業務の電子化 ・情報セキュリティ対策の強化やIT技術の高度化等に対応するため、次期基幹系システムの順次稼働、社内ネットワークシステムの刷新及び職員PCの仮想環境化を実施している。また、電子決裁システムの導入や全役職員へのシンクライアントパソコンの配布により、業務の効率化及び生産性向上を実現した。 ・デジタル技術を活用したより良いサービスの実現や業務改善を推進するため、機構におけるデジタル化推進体制を整備した上で、基本方針となるDX推進方針を策定し、DX施策を推進する人材の育成、サービス向上や業務上率化に資するDX施策を推進した。	
		(2) 管理会計の活用による経営管理の向上 経営情報を適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理に、管理会計を引き続き活用する。		管理会計を活用し、部門別及び圏域・地区別の経営情報を適時適切に把握することにより、引き続き経営管理の徹底に努めるとともに、経営管理・活動管理の状況について、部門別の財務情報等を作成・公表した。また、研修の実施等により経営管理に対する意	管理会計の活用により、引き続き経営管理の精度向上を図るとともに、部門別の財務情報等を適切に作成し、公表した。	これらを踏まえ、中期目標における所期の目標を達成すると見込まれるため、「B」評定とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし	これらを踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし

<p>2. 業務の電子化</p> <p>政策実施機能の最大化に資するIT基盤の整備、職員のワーク・ライフ・バランス推進、業務の効率化・生産性向上、テレワーク等の新たな勤務形態の実現等に資する新たなシステム導入を図ること。システムの整備及び管理にあたっては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、システムの適切な整備及び管理を行うとともに、システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行うこと。</p>	<p>2 業務の電子化</p> <p>情報セキュリティ対策の強化やIT技術の高度化にも対応しつつ、各業務システム・情報開示のあり方の見直し・改善を行い、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上を図るため、必要なIT基盤の整備を計画的に進める。</p> <p>システムの整備及び管理にあたっては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、システムの適切な整備及び管理を行うとともに、システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。</p> <p>職員のワーク・ライフ・バランス推進、意思決定手続の迅速化など業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態の実現に資する新たなシステム導入を図る。</p>		<p>識の更なる強化を図った。</p> <p>IT基盤の整備については、令和元年度は、情報セキュリティ対策の強化のためインターネット分離基盤を整備し、ウェブ分離機能及びメール無害化機能を令和2年2月に導入した。</p> <p>令和2年度は、分譲管理・宅地管理システム及び共益費管理・水道管理システムを令和3年1月に稼働させ、加えて意思決定手続きの迅速化のため電子決裁システムを導入した。</p> <p>令和3年度は、平成9年度から約25年間利用した社内ネットワークシステムのグループウェアを令和4年3月に刷新するとともに仮想環境(VDI:Virtual Desktop Infrastructure)を構築し、端末側にデータが保存されない仕様としたシンクライアントパソコンを全役職員に対して配布(R3.12)することで、職員のワーク・ライフ・バランスの更なる推進、業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態を実現した。</p> <p>令和4年度は、保全・点検管理システムを令和4年6月に稼働させ、加えてシステムの整備及び管理にあたって「独立行政法人都市再生機構情報化等管理に関する達」を一部改正し、PMOの設置等、体制の整備に着手するとともに、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(令和4年4月20日最終改定)を参考</p>	<p>分譲管理・宅地管理システム、保全・点検管理システム、共益費管理・水道管理システム、家賃管理・収納管理システムを稼働させ、さらにインターネット分離基盤の導入、社内ネットワークシステムのグループウェアを刷新及び職員PCの仮想環境化を実施することで適時適切な情報セキュリティ対策を実施した。</p> <p>また、システムの整備及び管理にあたって「独立行政法人都市再生機構情報化等管理に関する達」の一部改正及び手順書を作成した。それらに基づきPJMOに対する支援を開始し、PMOの設置等の体制整備を行った。</p> <p>併せて、電子決裁システムの導入や全役職員へのシンクライアントパソコンの配布により、職員のワーク・ライフ・バランスの更なる推進、意思決定手続の迅速化等業務の効率化・生産性の向上及びテレワーク等の勤務形態を実現した。</p>	<p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務のDX推進による効率化とその指標となる管理会計の活用は機構の基本政策であり、着実に推進されており、今後も期待される。 ・第4期中期目標における所期の目標を達成する見込みであると認められる。 	<p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構組織の点検、DXの推進状況や業務プロセスの見直しによるRPAの成果向上等を勘案し、第4期中期目標期間を通じて所期の目標を達成したものと評価できる。
---	---	--	--	--	--	--

<p>に手順書を作成した。また、動画配信機能を用いた研修・情報共有や Teams のコミュニケーション機能の更なる利活用の促進を図り、業務の効率化・生産性の向上を実現した。</p> <p>令和5年度は、次期インターネット分離システムの構築に着手し、加えて家賃管理・収納管理システムを稼働させた。また、システムの整備及び管理に当たっては、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、手順書に基づき、システムの整備及び管理を行うPJMOに対する支援を開始した。</p> <p>また、デジタル技術を活用したより良いサービスの実現や業務の改善を推進するため、機構における推進体制を整備した上で、令和4年2月に基本方針となる「DX推進方針」を、令和6年3月に当該方針の行動計画となる「DXアクションプラン」を策定した。</p> <p>機構ホームページについて、「ソーシャルメディア公式アカウント一覧」を公開し、各ページのウェブアクセシビリティの向上に向けた対応を開始した。</p> <p>高齢者や障がい者を含め、誰もが機構のホームページを支障なく利用できるようにすることに関する方針（ウェブアクセシビリティ方針）を公表した。方針に定める目標を達成するために、ホームペー</p>	<p>また、政府におけるデジタル庁発足等の世の中の急激な変化等に対応するため、基本方針となるDX推進方針及び行動計画となるDXアクションプランを策定し、DX施策を推進する人材を確保・育成しつつ、サービスの向上や、RPA導入などの業務効率化に資するDX施策を推進した。</p> <p>機構ホームページについて、令和2年度公表したウェブアクセシビリティ方針に沿って、誰もが支障なく利用できるようにするため、ホームページを改善し、ウェブアクセシビリティの基本的対応を完了した。</p> <p>以後、毎年度、検査及び改修を行い、ウェブアクセシビリティの向上に努めた。</p>		
---	---	--	--

			<p>ジの対応状況の検査、問題点の洗い出し、改善をするとともにウェブアクセシビリティガイドラインを作成し、職員研修の実施などの運用体制を令和3年3月に構築した。</p> <p>顧客ニーズの多様化へ対応した利便性向上のため、令和2年度に公表したウェブアクセシビリティ方針に基づく施策として、機構ホームページ全ページ検査によって検出された約30万箇所の要改修箇所の対応を令和3年11月に完了した。以後、毎年度、全ページ検査を行い、改修を継続した。また、ホームページ担当者向けのウェブアクセシビリティ研修を令和3年7月に開催し、以後、毎年度継続することで、職員対応力の向上を図った。</p> <p>令和元年度から機構におけるBIMの導入に向け新築・保全の両分野において検討を行い、新築分野については、「集合住宅設計BIMガイドライン」及びBIMデータ類を令和5年5月に公開した。</p>	<p>BIMガイドライン及びBIMデータ類の公開により、新技術を活用した住宅の生産・管理プロセスのDXの推進に寄与した。</p> <p>以上により、中期目標期間における所期の目標を達成していることから、B評定とする。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 (2) 事業評価の実施 4 一般管理費、事業費の効率化		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費について、平成30年度と令和5年度を比較して3%以上に相当する額を削減 (計画値)	▲3%以上	—	—	—	—	—	▲3%以上	—
一般管理費について、平成30年度と令和5年度を比較して3%以上に相当する額を削減 (実績値)	—	—	▲3.87%	▲0.09%	+21.09%	+24.55%	▲3.01%	—
達成率	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
3. 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。	3 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を推進する際には、事業リスクの的確な把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の通り事業着手の判断及び執行管理等を行う。 ① 新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。 ② 事業着手後においても、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るため、適宜、事業リスクの管理手法の見直しを行う。	<主な定量的な指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・事業リスクの把握・管理、及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行っているか。 ・事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施しているか。	<主要な業務実績> ① 令和5年度末までに新規事業着手段階の77地区全てについて、リスクの抽出とその軽減・分担方策を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定し、事業着手の可否の判断を行った。 ② 令和5年度末までに事業実施段階の全ての地区(265地区)について、事業リスクの定期的管理を行い、これを踏まえ、必要に応じ事業の見直しを行った。事業リスク管理手法については、特段の問題はなく、適切に運用されていることから、見直しは行っていない。 事業評価実施規程等に基づき、令和5年度末までに、新規採択時評価19件、再評価25件、事後評価12件を実施した。 再評価及び事後評価については、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の審議結果を踏まえ、機構の対応方針を決定した。 事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。	<評定と根拠>Ⅱ-3(1) (2)、Ⅱ-4 評定：B 令和5年度末までに、新規事業着手段階の77地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、リスクの抽出・分析を行った上で、関係者との役割分担等のリスク軽減・分担方策を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定し、事業着手の可否についての判断を適切に実施した。 また、令和5年度末までに、事業実施段階の265地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、事業の進捗状況等を踏まえ、採算見通しやリスクの把握・分析を行った上で、定期的に事業の見直しの必要性の判断を実施した。 事業評価実施規程等に基づき、令和5年度末までに、新規採択時評価19件、再評価25件、事後評価12件を実施した。 うち、再評価及び事後評価については、事業評価監視委員会の審議を経て対応方針を決定した。 事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。	評定	B	<評定に至った理由> 機構は、①適切な事業リスクの管理等、②一般管理費及び事業費の効率化に当たって、以下の取組を実施し、令和5年度も同様の取組を実施予定である。 ①適切な事業リスクの管理等 ・令和4年度末までに、新規事業着手段階の56地区全てについて、事業リスク管理手法に基づき、リスクの抽出・分析を行った上で、事業着手の可否についての判断を適切に実施した。 ・事業評価について、令和4年度末までに、新規採択時評価17件、再評価24件、事後評価10件を実施した。そのうち、再評価及び事後評価については、事業評価監視委員会の審議を経て対応方針を決定した。事業評価結果については、情報公開窓口、機構ホームページ掲載等により公表した。 ②一般管理費・事業費の効率化 ・一般管理費については、継続的に縮減に努め、令和5年度において、平成30年度比3%以上に相当する額を削減する見通しである。 ・事業の効率的な執行と、コスト構造の一層の改善に向け、主に事業が応札しやすくする施策をもって入札を活性化し、不調不落の抑制、適正な発注金額の実現、着実な事業実施を推進している。 これらを踏まえ、中期目標における所期の目標を達成すると見込まれるため、「B」評定とする。	評定	B
					<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし <その他事項> 評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・事業リスクの抽出・分析が基本であり、これに基	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし <その他事項> 評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・事業リスクの評価による事業着手の可否判定、定			
(2) 事業評価の実施 事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切	(2) 事業評価の実施 個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る								

<p>に事業評価を実施すること。</p>	<p>ため、機構独自の事業評価規程等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行う。</p> <p>また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適当でない場合の事業中止等の対応方針を定める。</p>				<p>づき計画を策定し第三者が改めて評価する仕組みが必要である。監視委員会の検証調書が公表されておりガバナンスが確保されていると評価できる。</p> <p>・第4期中期目標における所期の目標を達成する見込みがあると認められる</p>	<p>期的なリスク再点検、事業評価監視委員会の活用、事業費の重点配分及び一般管理費の抑制は第4期中期目標期間を通じて所期の目標を達成したものと評価できる。</p>
<p>4. 一般管理費、事業費の効率化</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課及び基幹システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減すること。</p> <p>事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達</p>	<p>4 一般管理費、事業費の効率化</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課及び基幹システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減する。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>・一般管理費（人件費、公租公課及び基幹システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減すること</p> <p><評価の視点></p> <p>・一般管理費・事業費の効率化について、適切な経費削減及びコスト削減等を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的指標></p> <p>一般管理費については、継続的な経費の縮減に努めたことにより、平成30年度比で3%以上に相当する額を削減した。</p> <p>また、事業費については、主に以下の施策を行った。</p> <p>① 市場動向調査による適正コストの把握、契約実績分析による調達の現状把握を実施。</p> <p>② 工物品質の維持に留意しつつ、工事発注の大括り化を推進。</p> <p>③ 総合評価方式において、施工計画の提案を求めず発注者・受注者双方の事務負担の軽減を図る「施工能力評価型」を導入。</p> <p>④ 総合評価方式（建築・設備部門）において、競争参加者の事務負担を軽減し、参入障壁の低減を図る「提</p>	<p>一般管理費については、継続的な経費の縮減に努めたことにより、平成30年度比で3%以上に相当する額の削減を達成した。</p> <p>市場や調達環境の分析、入札契約方式の見直し、発注の効率化等の各種施策により事業の効率的な執行とコスト構造の一層の改善を図った。</p> <p>以上により、中期目標期間における所期の目標を達成していることから、B評価とする。</p>		

<p>方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進すること。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分すること。</p>	<p>調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進する。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。</p>		<p>案採用型」や、地元企業の競争参加を促す「地方都市再生事業版」を導入。</p> <p>⑤ 従来から実施していた、工事契約から着工までに余裕期間を持たせることで受注者が対応しやすくするフレックス方式を余裕期間制度3方式として拡充。また、余裕期間の上限を拡大し、応札勧奨を推進。</p> <p>⑥ 工事発注予定情報の公表について、公表回数増加、情報の追加を図るとともに、3か年度分の中長期工事見通しの公表を開始。</p> <p>⑦ 入札前に競争参加者と技術交渉を行う「入札前技術交渉方式」について、競争参加者からの技術提案をより多く採用することができるよう見直しを行い、工事発注において適用。コスト削減を図りながら工事落札を実現。</p>			
---	---	--	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>無し</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 5 入札及び契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価					
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)			
5. 入札及び契約の適正化の推進 機構は国の財政支出や財政投融资を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること。 また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。	5 入札及び契約の適正化の推進 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為排除の徹底及び調達合理化等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、引き続き研修等を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施する。これらについては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づいた「調達等合理化計画」において適切に反映し、毎年度当該計画	<主な定量的な指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・「調達等合理化計画」を着実に実施するとともに、法令順守及び契約の適正性を確保するための取組を実施しているか。	<主要な業務実績> 1 入札談合等関与行為を確実に防止するための活動 ・公正取引委員会から講師を招聘した談合防止研修を実施した。 ・各種研修やeラーニングを活用し「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行った。 2 「調達等合理化計画」の着実な実施 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、公表の上、計画に定めた発注の効率化に係る施策や調達コストの最適化及び競争性の確保に係る施策、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。特に、働き方改革を推進する観点から令和2年度に策定した「コロ	<評定と根拠> II-5 評定：B 談合防止研修の継続実施及び「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行い、入札談合等関与行為の確実な防止を図った。 「調達等合理化計画」については、本計画で定めた、発注の効率化に係る施策や調達コストの最適化及び競争性の確保等に係る施策、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。特に、働き方改革を推進する観点から令和2年度に策定した「コロ	評定	B	<評定に至った理由> 機構は、入札及び契約の適正化の推進に当たって、以下の取組を実施している。 ・談合防止研修の実施やeラーニングを活用した「発注者綱紀保持規程」の周知徹底により、入札談合等関与の防止に努めている。 これらを踏まえ、中期目標における所期の目標を達成すると見込まれるため、「B」評定とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし <その他事項> 評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・透明性の確保が基本であり、契約監視委員会の検証によりガバナンスが確保されていると評価できる。 ・第4期中期目標における所期の目標を達成する見込みがあると認められる。	評定	B	<評定に至った理由> 機構は、入札及び契約の適正化の推進に当たって、以下の取組を実施している。 ・談合防止研修の実施やeラーニングを活用した「発注者綱紀保持規程」の周知徹底により、入札談合等関与の防止に努めている。 これらを踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし <その他事項> 評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・入札談合等関与行為は厳に排除されなければならないところであり、倫理意識向上のための不断の努力が必要である。機構の取組は第4期中期目標期間を通じて所期の目標を達成したものと評価できる。

	<p>の策定及び公表を行う。更に、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。</p>		<p>ナ時代の働き方改革と適切な発注・契約を両立させる業務改善プラン」に掲げた発注・契約関係書類の押印省略等の施策を推進し、機構及び事業者双方の事務負担の軽減と手続期間の短縮を図った。</p> <p>また、本計画の実施状況については、年度終了後に自己評価に当たっては監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において自己評価の点検を実施し、併せてその結果について公表を行った。</p> <p>3 入札及び契約の適正な実施 監事の監査によるチェックを受けた。</p>	<p>続期間の短縮を図った。</p> <p>また、本計画の策定及び自己評価に当たっては、監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において点検を実施した。</p> <p>入札及び契約の適正な実施について監事の監査によるチェックを受けた。</p> <p>以上により、中期目標期間における所期の目標を達成していることから、B評定とする。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
III	III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
	1 財務体質の強化 2 予算 3 収支計画 4 資金計画		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
令和5年度末有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減（計画値）	2兆円	—	812億円	1,081億円	1,215億円	508億円	680億円	—
令和5年度末有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減（実績値）	—	—	1,762億円	2,822億円	2,731億円	2,218億円	1,120億円	—
達成率	—	—	217%	261%	225%	437%	165%	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
V 財務内容の改善に関する事項 1. 財務体質の強化 将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、キャッシュフローの最大化を図り、稼得したキャッシュフローにより、令和5年度末有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減するとともに、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図ること。	III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 財務体質の強化 将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、以下の方策を着実に実行する。 賃貸住宅事業における家賃収入や都市再生事業における譲渡収入の最大化及び全社的なコスト削減により、キャッシュフローの最大化を図る。 稼得したキャッシュフローにより、令和5年度末有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減するとともに、都市再生事業における新規地区の立ち上げ促進や、賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化の加速など、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図る。	<主な定量的な指標> ・令和5年度末有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減 <その他の指標> - <評価の視点> ・財務体質の強化に当たって、将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、有利子負債残高の削減や戦略的な投資を行っているか。	<主要な業務実績> <主な定量的な指標> ・有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減約2.7兆円を削減 各事業部門の営業努力により、家賃収入・敷地譲渡収入等のキャッシュフローを着実に確保した結果、有利子負債残高については、令和5年度末時点で、平成25年度末に比べて約2.7兆円削減した約9.7兆円となった。なお、中期目標に定められている「有利子負債残高2兆円削減」については、令和2年度末までに前倒しで達成している。 また、有利子負債の削減を進めつつ、持続的な経営基盤の確立を図るため、都市再生事業における新規地区の立ち上げや賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化を推進した。 それに伴い、中期目標期間において、都市再生事業における新規の投資計画を決定した地区は40地区、賃貸住宅事業におけるストックの削減は21,806戸、建替住宅の供給は4,178戸、リノベーション住宅の供給は49,306戸となった。	<評定と根拠>Ⅲ-1、2、3、4 評定：A 中期目標期間の有利子負債の削減による財務体質の強化は、経営の最重要課題である。機構一丸となってキャッシュフローの着実な確保に努めた結果、有利子負債残高については、令和5年度末には約9.7兆円となり、削減額については、平成25年度末に比べて約2.7兆円となった。中期目標に定められている「有利子負債残高2兆円削減」を令和2年度末までに前倒しで達成し、大きな成果を実現した。 以上により、中期目標期間における所期の目標を大幅に上回る成果をあげていることから、A評定とする。	評定 A <評定に至った理由> 中期目標で定めた定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を上回る成果が見込まれると認められる。 ・有利子負債の削減による財務体質の強化は、機構の経営上、最重要課題である。各事業部門の営業努力による家賃収入や敷地譲渡収入等の確保、効率的な資金調達及び資金の活用した結果、有利子負債残高は、令和4年度末時点で、平成25年度末に比べて約2.6兆円削減した約9.8兆円となった。 ・有利子負債残高は、令和5年度末には平成25年度末に比べて約2.7兆円削減した約9.7兆円となる見通しであり、中期目標に定められている「有利子負債残高2兆円削減」を令和2年度末までに前倒しで達成している。 ・持続的な経営基盤の確立を図るため、都市再生事業における新規地区の立ち上げや、賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化を推進している。 これらを踏まえ、機構の活動により中期目標における所期の目標を上回る成果が見込まれること、経営環境の変化に対応するための優れた取組を実施していることを総合的に勘案し、「A」評定とする。	評定 A <評定に至った理由> 中期目標で定めた定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 ・有利子負債の削減による財務体質の強化は、機構の経営上、最重要課題である。各事業部門の営業努力による家賃収入や敷地譲渡収入等の確保、効率的な資金調達及び資金の活用をした結果、有利子負債残高は、令和5年度末時点で、平成25年度末に比べて約2.7兆円削減した約9.7兆円となった。中期目標に定められている「有利子負債残高2兆円削減」を令和2年度末までに前倒しで達成している。 ・持続的な経営基盤の確立を図るため、都市再生事業における新規地区の立ち上げや、賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化を推進している。 これらを踏まえ、機構の活動により中期目標における所期の目標を上回る成果が認められること、経営環境の変化に対応するための優れた取組を実施していることを総合的に勘案し、「A」評定とする。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし <その他事項> 評定について、外部有識者5名全員が「A」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・有利子負債の削減による財務体質の充実・強化は機構の重要な課題の一つであり、第4期中期目標期間を通じて所期の目標を十分に達成したものと評価できる。 ・第4期中期目標を通じ財務体質の強化に取り組み、有利子負債残高に関しても、第4期中期目標中に前倒しで達成して十分な成果をあげてお
	2 予算 別表1のとおり。						
	3 収支計画 別表2のとおり。						
	4 資金計画 別表3のとおり。						

					<p>し、中期目標期間中に有利子負債残高2兆円削減を令和2年度末までに既に前倒しで達成しており、十分な成果をあげているだけでなく、令和5年度末においては平成25年度比で2.7兆円に圧縮できる見込みがあるなど、大きな成果が見込まれており、A評定に値する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的に有利子負債の削減に努力していると評価できる。 	<p>り、令和5年度末の残高についても予測とおり平成25年度対比で2.7兆円削減を達成したとのもことであり、加えて、キャッシュフローの経営を重視しその最大化を図り、投資活動においても戦略的な投資が行われたとのもことであるので、A評定は問題がないと思料する。</p>
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報					
無し					

業務実績等報告書様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

別表 1 (予算)

[総表]

(単位：百万円)

区 分	計画額	1年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	1～5年度 合計
収 入							
国庫補助金	105,633	27,402	22,642	26,022	21,419	23,403	120,889
資本収入	0	0	0	0	0	0	0
借入金及び債券収入	3,180,656	529,656	440,256	430,256	468,256	577,256	2,445,680
業務収入	4,064,276	867,299	944,592	934,938	842,886	861,739	4,451,454
受託収入	167,782	68,680	44,706	7,968	9,087	12,471	142,911
業務外収入	45,320	21,686	8,509	11,465	55,552	61,759	158,971
計	7,563,667	1,514,723	1,460,705	1,410,649	1,397,200	1,536,629	7,319,905
支 出							
業務経費	3,057,662	572,578	566,074	554,850	562,437	577,670	2,833,609
受託経費	151,061	62,539	41,183	5,635	6,964	10,152	126,474
借入金等償還	3,615,724	709,395	724,362	704,208	690,649	689,738	3,518,351
支払利息	464,526	97,891	85,000	75,171	67,046	61,341	386,450
一般管理費	230,223	42,189	47,398	45,452	45,523	42,863	223,425
人件費	176,434	33,353	37,667	34,081	33,447	32,475	171,022
その他一般管理費	53,789	8,835	9,731	11,372	12,076	10,388	52,403
業務外支出	31,010	16,531	12,285	5,703	51,745	49,613	135,877
計	7,550,206	1,501,123	1,476,302	1,391,020	1,424,365	1,431,377	7,224,187

[都市再生勘定]

(単位：百万円)

区 分	計画額	1年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	1～5年度 合計
収 入							
国庫補助金	105,633	27,402	22,642	26,202	21,419	23,403	120,889
資本収入	0	0	0	0	0	0	0
借入金及び債券収入	3,037,556	499,656	410,256	430,256	468,256	577,256	2,385,680
業務収入	3,837,456	776,010	882,028	849,144	749,540	779,885	4,036,608
受託収入	166,956	68,239	44,706	7,968	9,087	12,471	142,470
業務外収入	42,020	20,476	8,279	11,289	55,395	56,315	151,753
計	7,189,621	1,391,783	1,367,910	1,324,679	1,303,697	1,449,331	6,837,400
支 出							
業務経費	3,002,990	556,067	556,787	534,095	545,564	559,858	2,752,371
受託経費	150,353	62,247	41,183	5,635	6,964	10,152	126,182
借入金等償還	3,334,901	632,171	649,147	660,168	656,754	651,790	3,250,029
支払利息	444,423	93,957	81,493	72,151	64,235	59,111	370,946
一般管理費	216,260	39,241	45,264	43,279	43,555	41,055	212,395
人件費	165,210	31,049	35,973	32,356	31,887	31,061	162,327
その他一般管理費	51,050	8,192	9,291	10,923	11,668	9,994	50,068
業務外支出	27,217	14,568	11,519	5,601	6,636	9,504	47,828
計	7,176,144	1,398,251	1,385,394	1,320,929	1,323,709	1,331,470	6,759,752

[宅地造成等経過勘定]

(単位：百万円)

区 分	計画額	1年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	1～5年度 合計
収 入							
国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0
資本収入	0	0	0	0	0	0	0
借入金及び債券収入	143,100	30,000	30,000	0	0	0	60,000
業務収入	226,821	91,289	62,564	85,793	93,346	81,853	414,846
受託収入	826	441	0	0	0	0	441
業務外収入	3,300	1,211	230	175	157	5,444	7,218
計	374,047	122,940	92,794	85,969	93,503	87,298	482,505
支 出							
業務経費	54,672	16,511	9,286	20,755	16,873	17,812	81,238
受託経費	708	292	0	0	0	0	292
借入金等償還	280,822	77,224	75,215	44,040	33,895	37,948	268,322
支払利息	20,103	3,934	3,507	3,021	2,811	2,231	15,504
一般管理費	13,964	2,947	2,134	2,173	1,968	1,808	11,030
人件費	11,224	2,304	1,694	1,725	1,560	1,413	8,695
その他一般管理費	2,739	643	440	449	408	394	2,334
業務外支出	3,793	1,963	766	102	45,109	40,109	88,049
計	374,063	102,872	90,909	40,091	100,656	99,907	464,435

別表2 (収支)

[総表]

(単位：百万円)

区 分	計画額	1年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	1～5年度 合計
費用の部	4,216,198	934,539	882,364	853,122	810,075	848,936	4,329,036
経常経費	3,372,566	760,314	690,096	660,023	609,484	645,919	3,365,836
業務費	3,093,829	579,416	623,791	626,964	579,502	609,121	3,018,795
受託費	162,063	70,006	43,984	8,214	8,177	14,081	144,463
一般管理費	116,675	19,230	22,321	24,845	21,805	22,716	110,917
財務費用	461,003	95,637	83,433	73,939	65,694	60,803	379,506
たな卸資産評価損	0	3,870	6,917	6,031	866	4,401	22,085
臨時損失	382,628	74,719	101,919	113,129	134,030	137,813	561,610
収益の部	4,319,648	973,853	931,921	877,069	818,325	851,372	4,452,540
経常収益	4,296,493	963,127	913,196	853,977	813,362	843,396	4,387,059
業務収入	3,988,560	779,097	848,405	809,335	779,097	799,808	4,015,742
受託収入	169,577	71,535	44,926	8,245	8,296	14,459	147,460
補助金等収益	137,606	29,581	19,341	35,861	25,127	28,500	138,410
雑益	750	518	525	536	843	629	3,050
財務収益	21,091	6,245	5,256	4,685	3,885	3,379	23,451
臨時収益	2,063	4,480	13,469	18,406	1,078	4,597	42,030
純利益	103,450	39,313	49,557	23,947	8,251	2,436	123,504
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—
総利益	103,450	39,313	49,557	23,947	8,251	2,436	123,504

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

[都市再生勘定]

(単位：百万円)

区 分	計画額	1年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	1～5年度 合計
費用の部	4,062,245	870,120	833,041	785,687	737,421	788,846	4,015,114
経常経費	3,239,530	710,915	657,795	612,921	558,517	605,845	3,145,994
業務費	2,968,299	529,056	592,153	580,511	529,142	569,629	2,800,490
受託費	161,229	69,565	43,984	8,214	8,177	14,081	144,022
一般管理費	110,003	18,348	21,658	24,196	21,198	22,136	107,536
財務費用	440,900	91,613	79,897	70,942	62,972	58,666	364,089
たな卸資産評価損	0	3,563	6,913	6,027	863	4,398	21,763
臨時損失	381,815	64,029	88,436	95,797	115,070	119,937	483,269
収益の部	4,135,183	894,339	878,419	800,288	734,147	776,962	4,084,155
経常収益	4,123,936	886,634	862,501	779,440	731,229	770,558	4,030,363
業務収入	3,817,087	696,982	797,728	734,816	696,982	726,987	3,653,496
受託収入	168,743	71,094	44,926	8,245	8,296	14,459	147,019
補助金等収益	137,606	29,581	19,341	35,861	25,127	28,500	138,410
雑益	500	493	507	517	824	613	2,954
財務収益	9,832	3,529	2,929	2,674	2,190	2,001	13,323
臨時収益	1,415	4,176	12,989	18,174	727	4,402	40,469
純利益	72,938	24,219	45,378	14,601	△3,274	△11,884	69,041
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	0	0
総利益	72,938	24,219	45,378	14,601	△3,274	△11,884	69,041

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

[宅地造成等経過勘定]

(単位：百万円)

区 分	計画額	1年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	1～5年度 合計
費用の部	153,952	64,421	49,323	67,435	72,654	60,093	313,925
経常経費	133,036	49,399	32,301	47,102	50,967	40,073	219,842
業務費	125,530	50,361	31,638	46,453	50,361	39,493	218,305
受託費	834	441	0	0	0	0	441
一般管理費	6,672	882	662	649	607	581	3,381
財務費用	20,103	4,025	3,537	2,997	2,723	2,139	15,420
たな卸資産評価損	0	307	4	4	3	4	322
臨時損失	813	10,689	13,483	17,332	18,960	17,876	78,341
収益の部	184,464	79,515	53,502	76,781	84,178	74,412	368,388
経常収益	172,557	76,493	50,695	74,537	82,133	72,837	356,696
業務収入	171,473	82,115	50,676	74,519	82,115	72,821	362,246
受託収入	834	441	0	0	0	0	441
補助金等収益	0	0	0	0	0	0	0
雑益	250	25	18	18	18	16	96
財務収益	11,259	2,718	2,327	2,011	1,695	1,380	10,131
臨時収益	648	304	480	232	350	195	1,561
純利益	30,512	15,094	4,179	9,346	11,525	14,320	54,463
目的積立金取崩額	—	—	—	—	0	0	0
総利益	30,512	15,094	4,179	9,346	11,525	14,320	54,463

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 (資金計画)

[総表]

(単位：百万円)

区 分	計画額	1年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	1～5年度 合計
資金支出							
業務活動による支出							
建設費支出	862,549	126,489	113,248	71,703	64,976	93,331	469,747
管理費支出	1,869,946	408,232	420,148	419,601	352,266	362,341	1,962,587
受託業務費支出	151,061	75,504	45,726	10,172	5,987	9,286	146,675
その他支出	481,214	113,219	97,203	81,571	74,882	66,392	433,267
投資活動による支出							
建設費支出	456,702	56,708	62,432	63,023	135,769	136,715	454,647
その他支出	94,712	18,427	21,510	48,230	39,400	127,191	254,759
財務活動による支出							
長期借入金の返済による支出	3,230,724	604,395	614,362	629,208	650,649	644,738	3,143,351
債券の償還による支出	385,000	105,000	110,000	75,000	40,000	45,000	375,000
その他支出	18,300	2,555	3,897	4,433	4,697	3,876	19,459
次年度への繰越金	44,664	82,327	75,735	88,845	83,787	79,741	-
資金収入							
業務活動による収入	4,276,605	961,926	980,941	909,668	870,026	884,579	4,607,139
投資活動による収入	106,406	25,468	60,738	76,127	25,289	22,989	210,610
財務活動による収入	3,180,656	529,656	440,256	430,256	468,256	577,256	2,445,680
前年度よりの繰越金	31,203	75,807	82,327	75,735	88,845	83,787	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

[都市再生勘定]

(単位：百万円)

区 分	計画額	1年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	1～5年度 合計
資金支出							
業務活動による支出							
建設費支出	851,496	115,233	111,933	70,888	64,845	93,331	456,231
管理費支出	1,821,178	397,860	412,466	413,120	345,184	355,279	1,923,909
受託業務費支出	150,353	75,201	45,726	10,172	5,987	9,286	146,372
その他支出	457,317	109,103	93,625	78,564	72,107	64,158	417,556
投資活動による支出							
建設費支出	456,702	56,708	62,432	62,996	135,754	136,715	454,605
その他支出	85,897	15,664	18,758	24,351	27,606	120,079	206,458
財務活動による支出							
長期借入金の返済による支出	3,193,801	602,771	612,447	625,168	636,754	641,790	3,118,929
債券の償還による支出	141,100	29,400	36,700	35,000	20,000	10,000	131,100
その他支出	18,300	2,555	3,897	4,433	4,697	3,876	19,459
次年度への繰越金	43,591	54,565	46,580	52,126	44,293	50,610	-
資金収入							
業務活動による収入	4,047,402	872,866	919,457	824,425	777,588	801,195	4,195,530
投資活動による収入	104,663	24,686	60,286	75,557	14,258	22,381	197,168
財務活動による収入	3,037,556	499,656	410,256	430,256	513,256	617,256	2,470,680
前年度よりの繰越金	30,114	61,852	54,565	46,580	52,126	44,293	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

[宅地造成等経過勘定]

(単位：百万円)

区 分	計画額	1年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	1～5年度 合計
資金支出							
業務活動による支出							
建設費支出	11,053	11,256	1,315	814	131	0	13,517
管理費支出	48,768	10,372	7,681	6,481	7,082	7,061	38,679
受託業務費支出	708	302	0	0	0	0	302
その他支出	23,897	5,904	4,269	3,112	2,917	2,340	18,543
投資活動による支出							
建設費支出	0	0	0	27	15	0	42
その他支出	8,815	2,763	2,753	23,879	11,794	12,390	53,580
財務活動による支出							
長期借入金の返済による支出	36,922	1,624	1,915	4,040	13,895	2,948	24,422
債券の償還による支出	243,900	75,600	73,300	40,000	20,000	35,000	243,900
その他支出	0	0	0	0	45,000	40,000	85,000
次年度への繰越金	1,074	27,762	29,155	36,719	39,494	29,131	-
資金収入							
業務活動による収入	229,203	90,848	62,175	85,348	92,580	83,490	414,441
投資活動による収入	1,743	782	451	570	11,031	5,887	18,720
財務活動による収入	143,100	30,000	30,000	0	0	0	60,000
前年度よりの繰越金	1,090	13,955	27,762	29,155	36,719	39,494	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	IV 短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	(見込評価)	(見込評価)	(期間実績評価)		
	IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額：3,800億円 想定される理由：予見しがたい事由による一時的な資金の不足に対応する。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> 目標設定に係る趣旨を踏まえ、限度額の範囲内において、令和5年度末までに延べ22回にわたる総額1,961億円の借入れ及び返済を実施した。	<評定と根拠> 評定：—	評定	—	評定	—

4. その他参考情報	
無し	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画該当なし。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> —	<評定と根拠> 評定：—	評定 —	評定 —	

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VI	VI 剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
	VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> —	<評定と根拠> 評定：—	評定	—	評定	—

4. その他参考情報	
無し	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1	VII その他業務運営に関する重要な事項		
	1 施設及び設備に関する計画 2 中期目標の期間を超える債務負担 3 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項（附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
	VII その他業務運営に関する重要な事項 1 施設及び設備に関する計画 該当なし。 2 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。 3 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項（附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第11条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの対応に充てるものとする。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評定と根拠> 評定：—	評定	—	評定	—

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-2	VII その他業務運営に関する重要な事項 4 内部統制の適切な運用 5 業務運営の透明性の確保等 (1) 業務運営の透明性の確保 (2) 情報セキュリティの確保 (3) 個人情報の保護 6 人事に関する計画 (1) 方針 (2) 人材育成 (3) 人件費管理の適正化 (4) ダイバーシティの推進		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
VI その他業務運営に関する重要な事項 1. 内部統制の適切な運用 コンプライアンスの徹底や内部監査の質の向上を図るとともに、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制の一層の充実・強化を図ること。	4 内部統制の適切な運用 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能すること。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・内部統制の仕組みが有効に機能するよう、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行ったか。 ・国民が利用しやすい形での情報提供、適切な情報セキュリティ	<主要な業務実績> 業務方法書の規定に基づき整備した内部統制の推進に関する規程等により、以下のとおり実施した。 ・機構の重要な意思決定については、全役員で構成される理事会で審議を行った。 ・業務の適正確保を目的としたモニタリングを実施した。 ・業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、リスク一覧表を整備してリスク管理を実施するとともに、真に経営層による対応が求	<評定と根拠> VII-4、5-(1)(2)(3)、6-(1)(2)(3)(4) 評定：B 業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、モニタリングを通しての実態の検証・確認、必要な見直し等を行うことにより、内部統制機能の有効性を確保した。	評定 B <評定に至った理由> 機構は、①内部統制の適切な運用、②業務運営の透明性の確保等、③人事に関する計画について、以下の取組を実施している。 ①内部統制の適切な運用 ・イントラネットを活用したコンプライアンス研修の実施等により、職員の意識向上及び啓発を行い、内部統制の一層の充実・強化に努めている。 ②業務運営の透明性の確保等 ・毎年度財務情報や業務の実施状況についてホームページに掲載したほか、スマートフォン対応のページの充実や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う機構の対策状況を適切に情報発信し、国民が利用しやすい形で情報が手に入る環境を用意して	評定 B <評定に至った理由> 機構は、①内部統制の適切な運用、②業務運営の透明性の確保等、③人事に関する計画について、以下の取組を実施している。 ①内部統制の適切な運用 ・イントラネットを活用したコンプライアンス研修の実施等により、職員の意識向上及び啓発を行い、内部統制の一層の充実・強化に努めている。 ②業務運営の透明性の確保等 ・毎年度財務情報や業務の実施状況についてホームページに掲載したほか、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う機構の対策状況を適切に情報発信し、国民が利用しやすい形で情報が手に入る環境を用意している。	

<p>とを確保する。</p> <p>コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p> <p>2. 業務運営の透明性の確保等</p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図るため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づき、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。</p> <p>また、「政府機関等の</p>	<p>ィ対策の推進、個人情報保護に関する適切な管理の徹底等により、業務運営に関する透明性の確保等が図られているか。</p> <p>5 業務運営の透明性の確保等</p> <p>(1) 業務運営の透明性の確保</p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図り、機</p>	<p>められるリスクを明確化するため、リスク一覧表の各項目をプロットし視覚化を図るリスクマップを整備した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「内部統制の推進に関する実施方針」に基づき、職員の意識向上及び普及啓発等を実施した。 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス実践状況の確認等を実施した。 コンプライアンス研修について、職員が3年に1度は受講する方針に基づき、受講履歴を管理し実施した。令和5年度から上記研修に加え、当該研修の受講対象者でない職員を対象に、毎年、定期的にコンプライアンス意識の啓発が図られるようコンプライアンス意識啓発研修を開始した。 コンプライアンス講演会について、リスク管理や問題発生時の対応等に知見を有する弁護士を講師に招き開催した。 イントラネットを活用した研修を実施した。 公益通報者保護法の改正を踏まえ、内部通報制度を見直し、新たな規程を制定した。 <p>財務情報や業務の実施状況について、事業報告書等にて機構ホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供した。</p> <p>機構ホームページについて</p>	<p>コンプライアンス研修等を実施することにより、コンプライアンスに係る役職員の意識向上及び周知徹底等を図った。</p> <p>財務情報や業務の実施状況について、事業報告書等にてホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供し、利用者が最新の情報を利用しやす</p>	<p>いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年度ネットワークやウェブアプリケーションの脆弱性検査を実施し、外部からの不正侵入等に関するリスクの確認を実施している。 毎年度情報セキュリティインシデント発生時における対処や連絡体制に関する手順書を更新し、令和3年度においては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改定を踏まえ、情報セキュリティポリシーの改正を行った。 研修に加え、標的型メール訓練、情報セキュリティ対策の自己点検等を実施し、役職員等に対する情報セキュリティリテラシー維持・向上を図っている。 <p>③人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置している。 中期計画等で定める人材育成の方針を踏まえ、機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるために、外部研修機関が提供している公開型研修プログラムの活用や、国、地方公共団体や他の独立行政法人等外部組織への出向・派遣を行っている。 特別手当について、法人の業績を特別手当に反映させる仕組み及び個人の勤務成績の反映強化を図ることにより、職員の意欲向上とともに優秀な人材の確保と定着に寄与している。 女性の活躍推進に向け、管理職等の増加や採用拡大に努めた結果、令和4年度末時点における女性管理職は65名、新規採用職員に占める女性職員の割合は4割を超えた。 働き方改革の一環として、働く時間と場所の柔軟化の促進のため、テレワーク勤務の本格実施、民間サテライトオフィスの活用や全職員にモバイルパソコンを配布等したことにより、ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与している。 障害者雇用に関しても積極的な採用と定着に努め、第4期中期目標期間を通して法定雇用率を達成している。 <p>これらを踏まえ、中期目標における所期の目標を</p>	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度ネットワークやウェブアプリケーションの脆弱性検査を実施し、外部からの不正侵入等に関するリスクの確認を実施している。 毎年度情報セキュリティインシデント発生時における対処や連絡体制に関する手順書を更新し、令和3年度及び令和5年度においては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改定を踏まえ、情報セキュリティポリシーの改正を行った。 研修に加え、標的型メール訓練、情報セキュリティ対策の自己点検等を実施し、役職員等に対する情報セキュリティリテラシー維持・向上を図っている。 <p>③人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置している。 中期計画等で定める人材育成の方針を踏まえ、機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるために、外部研修機関が提供している公開型研修プログラムの活用や、国、地方公共団体や他の独立行政法人等外部組織への出向・派遣を行っている。 特別手当について、法人の業績を特別手当に反映させる仕組み及び個人の勤務成績の反映強化を図ることにより、職員の意欲向上とともに優秀な人材の確保と定着に寄与している。 女性の活躍推進に向け、管理職等の増加や採用拡大に努めた結果、令和5年度末時点における女性管理職は78名、新規採用職員に占める女性職員の割合は4割を超えた。 働き方改革の一環として、働く時間と場所の柔軟化の促進のため、テレワーク勤務の本格実施、民間サテライトオフィスの活用や全職員にモバイルパソコン及びスマートフォンを配布等したことにより、ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与している。 障害者雇用に関しても積極的な採用と定着に努め、第4期中期目標期間を通して法定雇用率を達成している。
---	---	--	--	--	---

<p>情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。</p> <p>さらに、機構が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切な対応を行うこと。</p>	<p>構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するなど、国民が利用しやすい形で情報提供する。</p>		<p>は、中期目標期間に以下の施策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツの適切な管理・更新により、利用者にタイムリーかつ分かりやすい情報提供を持続することに加え、ソーシャルメディアによる情報発信の信頼性を高めるため、「公式アカウント一覧」を公開した。(令和元年度) ・ホームページコンテンツの適切な管理・更新に加え、利用者にタイムリーかつ分かりやすい情報提供を持続した。特に、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、機構の対策状況や新しい生活様式実現のための情報等を発信した。 ・トップページ冒頭の企業紹介動画の掲載や画像でニュース等を可視化するなど、機構の事業や方針を分かりやすい形で情報提供できるように改修した。(令和2年度) ・機構ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う機構の対策状況の公表、新しい生活様式実現のためのサービス等の提案及びトップページの冒頭部の改修など国民がタイムリーかつ利用しやすい形で情報提供に努めた。(令和3年度) ・トップページ上部に能登半島地震に関するリンクバナーを掲示し、機構の対応状況等を適切に情報発信し 	<p>い形で提供したことにより、透明性の向上に寄与した。</p> <p>加えて、ソーシャルメディアを活用し、業務の実施状況等について広く周知を図った。</p>	<p>達成すると見込まれるため、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の確保とガバナンスの維持は車の両輪であり、ともに達成されなければならない。また、これらを効率的に推進する必要がある。役員の意識向上が基本であり、内部統制会議は有効と思料する。 ・第4期中期目標における所期の目標を達成する見込みがあると認められる。 ・ダイバーシティの推進に関して、住宅を扱う機構において女性人材の活用は重要である。活躍の場を充実されたい。 	<p>これらを踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務及び財務の属人化を排し、透明性を高める工夫やコンプライアンス研修の実施、人件費管理の適正化に関する取組は第4期中期目標期間を通じて所期の目標を達成したものと評価できる。 ・女性の就業が推進されていることは大変望ましい。今後は事務・技術といった職種別男女雇用数の分析などを通じて、各部署においてジェンダーバランスが達成されるよう努力されたい。
--	--	--	---	---	---	---

<p>3. 人事に関する計画</p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配</p>	<p>(2) 情報セキュリティの確保</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。</p> <p>さらに、役職員に対する研修を毎年実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。</p>		<p>た。（令和5年度）</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、順次情報セキュリティ対策を講じた。</p> <p>また、毎年度ネットワークやウェブアプリケーションの脆弱性検査を実施し、外部からの不正侵入等に関するリスクの確認を行った。</p> <p>加えて、毎年度不正アクセス等の情報セキュリティインシデント発生時における対処や連絡体制に関する手順書を更新し、令和3年度及び令和5年度は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改定を踏まえ、情報セキュリティポリシーの改正を行った。</p> <p>さらに、毎年度階層別研修等、役職員に対する研修を実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図った。</p>	<p>「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、順次情報セキュリティ対策を講じるとともに、毎年度ネットワークやウェブアプリケーションの脆弱性検査を実施することで外部からの不正侵入等に関するリスクの確認を行った。</p> <p>加えて、毎年度不正アクセス等の情報セキュリティインシデント発生時における対処や連絡体制に関する手順書を更新し、令和3年度及び令和5年度においては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改定を踏まえ、情報セキュリティポリシーの改正を行った。</p> <p>そして、毎年度階層別研修等、役職員に対する研修を実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図った。</p>		
	<p>(3) 個人情報の保護</p> <p>個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を毎年度実施し、適切な管理の徹底を図る。</p>		<p>個人情報の保護について、法令に基づき適切な対応を行うとともに、イントラネットを活用した研修に加え、職員が3年に1度は受講する方針に基づく研修を実施した。</p>	<p>個人情報の保護について、法令に基づく適切な対応や各種研修を実施し、適切な管理の徹底を図った。</p>		
	<p>6 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p>	<p><評価の視点></p> <p>・業務的的確な推進に</p>	<p>人員数については、宅地業務の収束、東日本大震災の復</p>	<p>人員数については、業務上、経営上の目標の達成のために</p>		

<p>置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努めること。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行うこと。</p> <p>また、社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させることや、都市再生、賃貸住宅に係る業務、東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継することに加え、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流等による人材育成を実施すること。</p> <p>人件費管理について、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、業務の特性等を踏まえた給与水準に留意するとともに、機構の業務実績等</p>	<p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。</p> <p>(2) 人材育成</p> <p>社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハ</p>	<p>必要な人員を確保し、人員の適正な配置により業務運営の効率化を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力の承継を行っているか。 ・給与水準について、事務・事業の特性等を踏まえた水準とするとともに、職員の士気や業績の向上に資するような業績を反映した給与のあり方について検討を行っているか。 ・多様化する社会ニーズに対応し、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備したか。 	<p>興支援の状況及び各事業における必要性を踏まえ、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置することで、中期目標期間当初（令和元年度）の人員数3,202人に対し、当該期間最終年度（令和5年度）当初で3,196人となった。</p> <p>機構の中期計画等で定める人材育成の方針を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力等機構の業務に求められる能力・専門性を目的とした研修等を実施した。研修実施に当たっては、オンライン形式や録画配信形式等を交えて実施した。</p> <p><研修実施件数（延べ参加人数）></p> <p>中期目標期間平均200件（9,650人）</p> <p>また、管理職を対象に、部下職員をマネジメントする能力を向上させることを目的とした部下職員マネジメント研</p>	<p>必要な人員を適正な規模で配置し、業務運営の効率化に寄与した。</p> <p>人材育成については、コロナ禍にあっても研修等のオンライン化を積極的に進めること等により職員の感染予防に留意しつつ、管理職層のマネジメント力強化等の必要な研修を実施することにより、質・量ともにコロナ禍前の水準を維持した。</p> <p>自己啓発支援については、社外での学びも積極的に推進することで、職員の自己啓発への意識を高めた。</p> <p>また、技術系職員に対しては、「研修シラバス」に基づき、これまで蓄積してきた技術力を着実に継承できるよう、環</p>		
---	---	--	---	--	--	--

<p>の給与への適切な反映など、給与体系の適切な運用を行う。</p> <p>多様化する社会ニーズに対応するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備するなど働き方改革に取り組むこと。</p>	<p>ウ、技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流、外部機関主催の研修への派遣等による人材育成を実施する。</p>	<p>修及びテレワーク時におけるマネジメント研修を実施した。</p> <p>さらに、職員の自己啓発への意識を高めるため、以下の施策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部研修機関が提供している公開型研修プログラムから、職員が希望する講座を受講可能とする制度を創出 ・平成30年度に試行実施したeラーニングの本格導入 ・管理職層向けの自己啓発メニュー等の導入及び一部メニューの若手職員への適用範囲を段階的に拡大 ・DX推進に寄与するデジタルリテラシー向上のため、関連資格取得の奨励・支援を実施 <p>技術力の承継に関しては、技術系職員に対して「研修シラバス」に基づき、これまで蓄積してきた技術力を着実に承継できるよう、また、総合力と専門力の知識をバランスよく、体系的に習得できるよう努めた。</p> <p>さらには、政策課題を的確に捉え、課題解決に必要な情報や知見を得ることができるよう、国や地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織への出向・派遣を積極的に実施した。</p>	<p>境を整えた。</p> <p>人件費管理の適正化については、法人の業績を特別手当に反映させる仕組み及び個人の勤務成績の反映強化を適切に活用することにより、職員</p>	<p>(3) 人件費管理の適正化</p> <p>独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則</p>
---	--	---	---	--

	<p>法第 50 条の 10 の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人業績の反映強化を行うとともに、法人の業績を反映した給与のあり方について検討を行い、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。</p> <p>(4) ダイバーシティの推進</p> <p>多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備する。</p>		<p>績を手当に反映させることができる制度を令和元年度に創設・活用するとともに、上位評価者の加算月数及び配分割合を見直すことにより、個人の勤務成績の反映強化を図った。</p> <p>女性の活躍推進については、平成 31 年に策定した「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」(平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)における目標(女性の管理職等の人数(平成 30 年度末 39 人)を期間内に倍増させる)に対し、登用を推進し目標を達成するとともに、女性の採用拡大に努めた。</p> <p><女性管理職等の人数> 令和 5 年度末時点 78 人</p> <p><新規採用職員に占める女性職員の割合> 中期目標期間平均 43.5%</p> <p>また、働き方改革の一環として働く時間と場所の柔軟化の促進するため、以下の施策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部分休業制度の拡充(小1まで) ・テレワーク勤務(在宅勤務等)の本格実施、要件の緩和、手続きのシステム化 	<p>の意欲向上とともに優秀な人材の確保と定着に寄与した。</p> <p>女性の活躍推進については、「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」における女性管理職等の人数目標に対し、登用を推進し目標(78 人)を達成するとともに、新規採用職員に占める女性職員の割合の目標(40%)を達成した。</p> <p>また、働く時間と場所の柔軟化については、左記の措置を講じることによりワーク・ライフ・バランスの推進に寄与するとともに、コロナ禍における職員の感染予防と業務継続との両立に寄与した。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・民間サテライトオフィスの活用 ・全職員にモバイルパソコンを配布 ・全職員にスマートフォンを配布 ・円滑なコミュニケーションに資するツールの導入 ・制度とツールの理解・促進に向けた啓蒙、研修の実施 <p>障がい者雇用についても、積極的な採用と定着を行った。</p>	<p>障がい者雇用についても、積極的な採用と定着を図った結果、中期目標期間を通して法定雇用率を達成している。</p> <p>(2.93% (令和5年6月1日時点))</p> <p>以上により、中期目標期間における所期の目標を達成していることから、B評定とする。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-3	VII その他業務運営に関する重要な事項 7 保有資産の適切な管理・運用 8 環境及び都市景観への配慮 (1) 地球温暖化対策の推進 (2) 建設副産物のリサイクルの推進 (3) 環境物品等の調達 (4) 都市の自然環境の保全・創出 (5) 良好な都市景観の形成 9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元 (1) 研究開発の実施 (2) 成果の社会還元	-	関連する政策評価・行政事業レビュー -
当該項目の重要度、難易度（困難度）	-	-	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
4. 保有資産の適切な管理・運用 機構が保有する賃貸宅地等の資産について、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や持続的な経営の確保の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行うこと。	7 保有資産の適切な管理・運用 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点から踏まえ、適切に管理・運用を行う。	<主な定量的な指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点から踏まえ、機構が保有する資産の適切な管理・運用を行ったか。 ・環境への負荷の低減に配慮しつつ、都市の自然環境の適切な	<主要な業務実績> 市街地整備特別業務に係る「賃貸宅地資産の管理・運用方針」（令和元年8月策定）に基づき、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点から踏まえ、金利上昇や地価下落に伴うリスクに備え資産圧縮を行うなど、適切に管理・運用を行った。	<評定と根拠> VII-7、8-(1)(2)(3)(4)(5)、9-(1)(2) 評定：B 機構が保有する資産については、適切に管理・運用を行った。	評定	B	<評定に至った理由> 機構は、①保有資産の適切な管理・運用、②環境及び都市景観への配慮、③国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元に当たって、以下の取組を実施している。 ①保有資産の適切な管理・運用 ・賃貸宅地資産について、金利上昇や地価下落に伴うリスクに備えた資産圧縮を行い、適切に管理・運用を行っている。 ②環境及び都市景観への配慮 ・オフィスにおける省エネ意識の向上を図るとともに、UR賃貸住宅の共用部において、省エネ性能の高い照明器具へ改修したこと等により、平成25年度を基準として令和4年度時点において二酸化	評定	B
					<評定に至った理由> 機構は、①保有資産の適切な管理・運用、②環境及び都市景観への配慮、③国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元に当たって、以下の取組を実施している。 ① 保有資産の適切な管理・運用 ・賃貸宅地資産について、金利上昇や地価下落に伴うリスクに備えた資産圧縮を行い、適切に管理・運用を行っている。 ② 環境及び都市景観への配慮 ・オフィスにおける省エネ意識の向上を図るとともに、UR賃貸住宅の共用部において、省エネ性能の高い照明器具へ改修したこと等により、平成25年度を基準として令和5年度時点において二酸化	評定		B	
5. 環境及び都市景観への配慮 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、自然環境の保全、	8 環境及び都市景観への配慮 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、建設工事等によ								

<p>建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達による環境負荷の低減に配慮すること。また、機構が関与するまちづくりにおいては、質の高い景観形成を推進すること。</p>	<p>り発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品の調達を積極的に推進するとともに、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。</p>	<p>保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元しているか。 			<p>炭素排出量を 34,500 トン削減し、令和 5 年度もさらなる削減を見込んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設副産物のリサイクルや環境物品の調達について、設定した目標に対し着実に推進している。 令和 4 年度までに、既存樹木の活用を 16 地区、地下水涵養を図る透水性舗装・透水トレンチ等を 32 地区で実施するなど、グリーンインフラを活用した都市の自然環境の保全・創出について推進している。 国土交通省が主催する「グリーンインフラ大賞」等において、対外的な評価を得ている。 令和 4 年度末までに、20 地区において機構のノウハウを活用した景観ガイドライン遵守を整備敷地の公募条件に加えるなど、良好な都市景観の形成に努めている。 	<p>炭素排出量を 38,500 トン削減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設副産物のリサイクルや環境物品の調達について、設定した目標に対し着実に推進している。 令和 5 年度までに、既存樹木の活用を 19 地区、地下水涵養を図る透水性舗装・透水トレンチ等を 35 地区で実施するなど、グリーンインフラを活用した都市の自然環境の保全・創出について推進している。 国土交通省が主催する「グリーンインフラ大賞」、環境省が行っている「自然共生サイト」等において、対外的な評価を得ている。 令和 5 年度末までに、21 地区において機構のノウハウを活用した景観ガイドライン遵守を整備敷地の公募条件に加えるなど、良好な都市景観の形成に努めている。
	<p>(1) 地球温暖化対策の推進</p> <p>「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)、政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画 (UR-eco Plan 2019) に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。</p>	<p>オフィスにおける省エネ意識の向上や毎年度の進捗管理を行い、地球温暖化対策の施策を着実に推進することで、二酸化炭素排出量について平成 25 年度を基準として、令和 5 年度時点において 38,500 トン削減した。</p> <p>なお、顕著となった世界的な脱炭素化への動き、日本政府による 2050 年カーボンニュートラル宣言や「地球温暖化対策計画」の改訂・建築物省エネ法の改正等、国際的な潮流の変化や社会の動きを踏まえ、新たに講じることとした施策や環境配慮推進体制の見直し等を反映するため、UR-eco Plan 2019 の一部見直しを令和 4 年度に実施した。</p> <p>また、令和 5 年度には、「UR-eco Plan 2019」を見直し、2030 年度における CO2 排出削減目標を引き上げるとともに、政府実行計画に準じた CO2 排出削減対策や各分野における具体的な行動内容を定めた「UR-eco Plan 2024」を公開した。</p>	<p>各種施策により、二酸化炭素排出量を、平成 25 年度を基準として、令和 5 年度時点において 38,500 トン削減し、「UR-eco Plan 2019」における削減目標を達成する等、地球温暖化対策を着実に推進した。</p>	<p>また、令和 5 年度には、具体的な行動計画を伴った次期 5 か年計画として「UR-eco Plan 2024」を公開し、高い水準の社会的要請に応える企業姿勢を示した。</p>	<p>③国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <ul style="list-style-type: none"> 集合住宅ストックの維持・更新・再生等に係る研究開発を、令和 4 年度までに延べ 196 件実施し、国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を積極的に推進している。 AI、IoT を活用した住まいづくりに係る研究も継続し、民間企業 67 社に研究会に参加している。また、スマート技術活用に資する施策として、令和 3 年度においては、UR 賃貸住宅の共用部において自動運転・遠隔操作ロボットの配送実証実験を実施した。令和 4 年度においては、団地の屋外情報を LINE アプリで配信する実証実験を実施し、機構のスマート技術活用の施策を広く PR した。 蓄積した研究結果については、「URひと・まち・暮らしシンポジウム」の開催等や日本建築学会大会での技術論文発表を通して、対外的な情報発信を実施している。 <p>これらを踏まえ、中期目標における所期の目標を達成すると見込まれるため、「B」評定とする。</p>	<p>③ 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <ul style="list-style-type: none"> 集合住宅ストックの維持・更新・再生等に係る研究開発を、令和 5 年度までに延べ 218 件実施し、国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を積極的に推進している。 AI、IoT を活用した住まいづくりに係る研究も継続し、民間企業 70 社が研究会に参加している。また、スマート技術活用に資する施策として、令和 3 年度においては、UR 賃貸住宅の共用部において自動運転・遠隔操作ロボットの配送実証実験を実施した。令和 4 年度においては、団地の屋外情報を LINE アプリで配信する実証実験を実施し、機構のスマート技術活用の施策を広く PR した。 蓄積した研究結果については、「URひと・まち・暮らしシンポジウム」の開催等や日本建築学会大会での技術論文発表を通して、対外的な情報発信を実施している。 令和 5 年に東京都北区に「URまちとくらしのミュージアム」を開館し、各種メディアに取り上げられることや、多くの来場者を迎えており、社会に対しての情報発信を実施している。
	<p>(2) 建設副産物のリサイクルの推進</p>	<p>機構事業の建設工事において、建設副産物の発生抑制・</p>	<p>建設副産物のリサイクルは設定した目標に対し、着実に</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p>	<p>これらを踏まえ、中期目標における所期の目標を</p>

<p>循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月 1 日国土交通省公表）に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。</p> <p>さらに、UR 賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。</p>		<p>減量化・再資源化等の施策として、工事発注時に建設副産物の分別処理の実施について発注図書に記載し、工事着手前に工事受注者が建設副産物の再生資源利用促進計画書を作成の上、建物内装材の分別解体等を実施した。その結果、中期目標期間における建設副産物の再資源化・縮減率は、国の「建設リサイクル推進計画」に準拠して設定した目標値について令和元年度を除き達成した。なお、令和元年度の建設混合廃棄物の排出率が未達成であったが、再資源化・縮減率は目標を達成している。</p>	<p>推進した。</p>	<p>環境物品等の調達についても、令和 5 年度時点において公共工事において数値目標を設定した 22 品目全てについて 100%を達成した。</p>	<p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者 5 名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生と良質な賃貸住宅の提供が機構の基本的な使命であり、この視点から自然環境や景観に配慮するとともに研究開発を推進し、その成果の還元にも配慮しなければならないが、概ね良好に推進されている。 ・第 4 期中期目標における所期の目標を達成する見込みがあると認められる。 ・実績は十分あるのにきっちりアピールされていないように感じる。定量的な指標がない項目においてもしっかりと分析を行い、積極的に実績をアピールしてほしい。 	<p>達成していると認められるため、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者 5 名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コアの賃貸事業における最適運用を目指す取組、環境保護に係る取組、研究成果等の社会還元に係る取組を行っており、第 4 期中期目標期間を通じて所期の目標を達成したと認められる。
<p>(3) 環境物品等の調達</p> <p>環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目等の調達の目標は、同法第 6 条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 13 年 2 月 2 日閣議決定）の基準を満たしたものを、公共工事において</p>		<p>中期目標期間における環境物品等の調達については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たしたものを、公共工事以外では、令和元年度と令和 3 年度は機能・性能上の理由から調達できなかった品目を除き 100%、令和 2 年度と令和 4 年度は 100%調達した。</p> <p>また、公共工事では令和元年度から令和 4 年度までは 15 品目、令和 5 年度は 22 品目を目標設定しており、いずれも 100%調達した。</p>				

<p>6. 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>国の施策等への対応、機構が実施する事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を機構が実施する事業のフィールドで行い、得られた成果について</p>	<p>調達する場合を除き、100%とする。</p> <p>また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。</p> <p>(4) 都市の自然環境の保全・創出</p> <p>環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。</p>		<p>都市の自然環境の保全等について、中期目標期間において、令和5年度末までに、既存樹木の保存・利活用（西大和団地(埼玉県和光市)他 18地区で実施）や地下水涵養を図る透水性舗装・浸透トレチ等(西大和団地(埼玉県和光市)他 34地区で実施)などを着実に実施した。</p> <p>また、各種取組の結果、「グリーンインフラ大賞（国土交通省等主催）」や「都市公園等コンクール（(一社)日本公園緑地協会主催）」の受賞、「自然共生サイト（環境省）」や「SEGES（(公財)都市緑化機構）」の環境認証取得など、対外的な評価を得た。</p>	<p>各種施策を通じて、グリーンインフラを活用した都市の自然環境の保全・創出を着実に推進した。</p> <p>なお、各年度における主な受賞実績は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度第39回緑の都市賞「江古田の杜プロジェクト」(東京都中野区) 国土交通大臣賞（緑の事業活動部門） 令和2年度第1回グリーンインフラ大賞:「シャレール荻窪」(東京都杉並区) 優秀賞（生態系保全部門） 令和3年度第2回グリーンインフラ大賞:「コンフォール松原」(埼玉県草加市) 国土交通大臣賞（生活空間部門）／「としまみどりの防災公園」(東京都豊島区) 優秀賞（防災・減災部門および都市空間部門） 令和4年度第38回都市公園等コンクール「安満遺跡公園」(大阪府高槻市) 国土交通大臣賞 		
--	---	--	---	--	--	--

<p>積極的に社会還元するよう努めること。</p>				<p>さらに、優れた生物多様性等の価値を有する緑地であることが評価され、「自然共生サイト(環境省)」や「SEGES((公財)都市緑化機構)」の認定も取得。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度 SEGES:「常盤平団地」(千葉県松戸市)そだてる緑 令和5年度自然共生サイト(環境省)認定:「多摩平の森 団地内緑地(東京都日野市)」 		
	<p>(5) 良好な都市景観の形成</p> <p>にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。</p>		<p>良好な都市景観の形成に資する実績として、令和5年度末までに、</p> <p>21 地区(豊四季台団地(千葉県柏市)他 20 地区)において良好な街並み及び景観形成・居住環境の向上を図るために策定した景観ガイドラインを公募条件として示す等の施策を行った。</p> <p>また、事業地区において、従前の地域特性を継承しながら新たな景観を創出した点等が評価され、令和5年度末までに各種学会賞や行政による表彰等で計 75 件の賞を受賞した。</p>	<p>各種施策を通じて、良好な都市景観の形成を着実に推進した。</p> <p>また、事業地区において、様々な団体等から計 75 件の賞を受賞し、対外的な評価も獲得した。</p>		
	<p>9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサー</p>					

	<p>ビス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。</p>					
	<p>(1) 研究開発の実施 集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的に行う。</p> <p>なお、急速なA I・I o T等技術革新やB I M・C I M推進への対応、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究等、関係者と連携した研究開発を積極的に推進する。</p>		<p>研究開発の実施については、中期計画に沿って、集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応や地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を令和5年度までに延べ218件実施した。</p> <p>このうち、急速なA I・I o T等技術革新やB I M・C I M推進への対応、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術に関する研究開発は令和5年度までに延べ62件である。</p> <p>また、I o TやA I等を活用して様々な生活関連サービスを提供するという発想の下、東洋大学情報連携学部と「Open Smart UR」の共同研究を行っている。</p> <p>令和4年度は、旧赤羽台団地（東京都北区）の保存住棟において生活可能なモデル住戸を4戸整備し、プレス・一般企業・行政等を対象に公開をしたところ、70社（延べ338人）が来場した。また、当該モデル住戸を活用し、実際に生活を行いデータ取得する「生活モニタリング」を1回実施した。</p>	<p>研究開発については、国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を実施した。</p> <p>「Open Smart UR」において、令和4年度は、旧赤羽台団地（東京都北区）の保存住棟に整備した生活可能なモデル住戸を活用し、プレス・一般企業・行政等を対象に公開し、関心を集めた。</p> <p>令和5年度は、当該住戸を活用した生活モニタリングを通じて収集したデータの解析を踏まえ、居住者の状況推測の可能性等について検討を進めた。</p>		

			<p>令和5年度は、当該モデル住戸を活用し、生活モニタリングを4回実施し、データ取得・分析を行った。</p> <p>なお、令和元年に発足した「Open Smart UR研究会」には、機構と東洋大学情報連携学部だけでなく、民間企業70社が入会している。令和5年度は当該研究会を2回開催して進捗報告を行ったところ、31社（58人）が出席した。</p> <p>さらに、スマート技術活用に資する施策として、令和3年度に、金沢シーサイドタウン並木一丁目第二（神奈川県横浜市金沢区）において、自動運転・遠隔操作ロボットの配送実証実験を実施した。居住者7名に参加頂き、ロボットの受容性を確認した。また、メディア8社の取材を受け、テレビ番組や新聞に取り上げられるなど、機構のスマート技術活用の施策を広くPRした。</p> <p>令和4年度には、団地の屋外環境におけるピンポイント情報をLINEアプリで配信する実証実験を実施した。居住者76名に参加いただき、団地ピンポイントの情報を、LINE・Webアプリにより提供することについて、満足度やニーズが高く、団地における各種情報が個人のスマートフォンに発信されることを、お住まいの方が希望していることを確認した。また、Webニュースに16件取り上げられるなど、機構のスマート技術活用の施策</p>	<p>さらに、スマート技術活用に資する施策として、令和3年度に、金沢シーサイドタウン並木一丁目第二（神奈川県横浜市金沢区）において、自動運転・遠隔操作ロボットの配送実証実験を実施し、各種メディアに取り上げられた。</p> <p>令和4年度は、団地の屋外情報をLINEアプリで配信する実証実験を実施し、居住者76名が参加し、Webニュースにも取り上げられた。また、居住者の方へのアンケート調査では約9割の方が満足との結果を得られた。</p>		
--	--	--	---	---	--	--

	<p>(2) 成果の社会還元</p> <p>蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。</p>		<p>を広くPRした。</p> <p>さらに、住生活基本計画に定める「新技術を活用した住宅の生産・管理プロセスのDXの推進」の実現に資するものとして、集合住宅へのBIM導入による生産性向上に向けた研究で得られた知見の成果を踏まえ、令和5年5月に集合住宅用途では初となる設計BIMガイドライン及びBIMデータ類を公開した。</p> <p>蓄積した研究成果については、「URひと・まち・くらしシンポジウム」の開催や「住生活月間中央イベント」への出展等を通して広く社会へ発表するとともに、日本建築学会大会において「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」を実現するための技術的事項に関する論文の発表により、建築に関する学術・技術・芸術分野の関係者等へ情報発信を行った。</p> <p>また、令和5年9月に東京都北区赤羽台に「URまちとくらしのミュージアム」を開館した。NHK等テレビ放映4件、日経・読売・朝日等新聞掲載20件、他新建築、月刊東京人、WEB掲載等、多くのメディアに取り上げられ、令和6年3月末までに7,893人の来場者を迎え、反響を得ている。</p>	<p>さらに、BIMガイドライン及びBIMデータ類の公開により、新技術を活用した住宅の生産・管理プロセスのDXの推進に寄与した。多数の企業や団体からも関心を集め、積極的に普及活動を展開した。</p> <p>研究成果については、シンポジウムやイベント、学会発表等を通じて、広く社会に対して発信するよう努めた。</p> <p>また、令和5年9月に東京都北区赤羽台に「URまちとくらしのミュージアム」を開館した。各種メディアに取り上げられ、多くの来場者を迎えることができ、反響を得ている。</p> <p>以上により、中期目標期間における所期の目標を達成していることから、B評価とする。</p>		
--	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報
無し